

令和7年度補助金一覧表

一覧表の参照したい補助金の行をクリックすると
該当ページにジャンプします。

一般会計

令和7年4月1日現在

所属課	款	項	目	大事	小事	節	細節	摘要	名称	要求額	決定額	前年額	比較
1	02	01	02	03	01	18	02	14	職員互助会補助金	5,000	5,000	5,000	0
2	02	01	13	02	01	18	02	04	市民まつり事業費補助金	4,500	3,500	3,500	0
3	02	01	13	03	02	18	02	01	コミュニティ助成事業補助金	5,000	5,000	4,800	200
4	02	01	13	03	02	18	02	07	自治会館維持管理費補助金	9,770	7,816	7,816	0
5	02	01	13	03	02	18	02	08	自治会館維持管理費(大規模修繕・冷暖房機器設置)補助金	3,240	2,930	1,360	1,570
6	02	01	13	03	02	18	02	10	自治会等掲示板設置等補助金	580	580	96	484
7	02	01	13	03	51	18	02	50	自治会館建設事業補助金	3,000	3,000	0	3,000
8	02	01	13	06	51	18	02	54	流山市民活動団体公益事業補助金	2,000	2,000	2,500	-500
9	02	01	14	01	02	18	02	02	防犯灯電気料金等補助金	289	289	284	5
10	02	01	14	01	56	18	02	53	防犯カメラ設置費補助金	8,000	5,900	9,600	-3,700
11	09	01	05	02	58	18	02	52	自主防災組織補助金	4,500	4,500	4,250	250
12	03	01	10	01	03	18	02	01	人間ドック利用助成金	18,515	18,515	16,905	1,610
13	03	01	10	01	03	18	02	03	脳ドック利用助成金	4,830	4,830	4,600	230
14	03	01	10	01	03	18	02	04	人間ドック(MRI・MRA)利用助成金	5,040	5,040	4,760	280
15	03	01	10	01	04	18	02	02	あんま・マッサージ等利用助成金	3,150	3,150	3,036	114
16	03	01	01	05	61	18	02	63	省エネエアコン新規購入等促進助成金	375	375	375	0
17	03	01	01	08	01	18	02	02	社会福祉協議会事業費補助金	46,052	46,052	46,052	0
18	03	01	01	03	01	18	02	05	福祉有償運送事業助成金	700	700	700	0
19	03	01	03	02	01	18	02	17	老人クラブ活動等補助金	8,143	8,143	7,356	787
20	03	01	03	02	02	18	02	13	シルバー人材センター補助金	9,000	9,000	9,000	0
21	03	01	03	03	03	18	02	09	高齢者住宅改造費助成金	8,820	7,600	7,600	0
22	03	01	03	03	56	18	02	54	難聴高齢者補聴器購入助成金	1,500	1,500	0	1,500
23	03	01	03	10	01	18	02	10	社会福祉法人等による利用者負担軽減事業補助金	60	60	60	0
24	03	01	02	01	03	18	02	02	重度障害者自動車燃料費助成金	13,741	13,741	14,656	-915
25	03	01	02	01	03	18	02	08	福祉保養所利用助成金	30	30	60	-30
26	03	01	02	01	03	18	02	13	福祉タクシー利用補助金	20,185	20,185	22,032	-1,847
27	03	01	02	01	03	18	02	39	グループホーム等入居者家賃補助金	34,381	32,259	31,318	941
28	03	01	02	01	03	18	02	40	地域活動支援センター等重度加算補助金	600	420	600	-180
29	03	01	02	01	03	18	02	44	心身障害者一時介護料助成金	1,083	1,083	1,142	-59
30	03	01	02	01	04	18	02	24	障害者福祉団体運営事業費補助金	1,078	1,078	842	236
31	03	01	02	01	09	18	02	27	身体障害者住宅改造費助成金	600	600	600	0
32	03	01	02	01	12	18	02	28	成年後見人等報酬助成金	5,112	4,440	4,008	432
33	03	01	02	01	63	18	02	70	障害者支援施設等通所交通費助成金	11,247	11,000	13,300	-2,300
34	03	01	02	03	03	18	02	25	強度行動障害者支援事業補助金	10,967	10,967	13,565	-2,598
35	03	01	02	03	03	18	02	26	強度行動障害短期入所特別支援事業補助金	133	133	397	-264
36	03	01	02	03	03	18	02	31	計画相談支援推進事業補助金	20,550	3,650	0	3,650
37	03	01	02	03	08	18	02	29	障害者グループホーム運営費補助金	16,043	16,043	17,463	-1,420
38	03	01	02	03	09	18	02	14	障害者福祉サービス等利用助成金	761	761	767	-6
39	03	01	02	03	09	18	02	21	障害者自動車運転免許取得助成金	200	200	300	-100
40	03	01	02	03	09	18	02	22	身体障害者用自動車改造費助成金	200	200	200	0
41	03	01	02	03	09	18	02	32	地域活動支援センター運営事業費補助金	19,180	19,180	20,098	-918
42	03	01	02	06	52	18	02	57	地域活動支援センター運営事業費補助金	7,500	7,500	7,500	0

43	障害者支援課	03	01	02	03	09	18	02	33	手話通訳者等養成事業補助金	75	75	75	0
44	障害者支援課	03	01	02	03	55	18	02	55	就労支援施設利用者負担助成金	8,196	7,747	7,000	747
45	障害者支援課	03	01	02	04	01	18	02	30	民間知的障害者支援施設運営費補助金	15,000	15,000	15,000	0
46	障害者支援課	03	01	02	04	60	18	02	75	障害福祉サービス等事業所開設準備費補助金	60,000	60,000	0	60,000
47	障害者支援課	03	02	02	03	01	18	02	01	重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金	295	295	295	0
48	健康増進課	04	01	01	06	02	18	02	07	健康づくり推進員協議会補助金	357	357	357	0
49	健康増進課	04	01	01	06	02	18	02	51	受動喫煙防止対策助成金	500	500	500	0
50	健康増進課	04	01	02	02	01	18	02	01	がん患者等ウィッグ及び乳房等補整具購入助成金	2,970	2,970	2,610	360
51	健康増進課	04	01	03	02	01	18	02	01	病院内保育運営事業補助金	1,408	1,408	1,408	0
52	健康増進課	04	01	03	02	01	18	02	02	骨髄移植ドナー支援事業助成金	210	210	210	0
53	子ども家庭課	03	02	01	15	02	18	02	28	地域子育て支援拠点事業費補助金	89,674	89,674	89,674	0
54	子ども家庭課	03	02	03	01	61	18	02	55	公正証書作成費用補助金	0	130	0	130
55	子ども家庭課	03	02	03	01	61	18	02	56	裁判外紛争手続費用補助金	0	110	0	110
56	保育課	03	02	01	05	01	18	02	05	私立保育所等運営事業補助金	2,920,439	2,920,439	2,719,521	200,918
57	保育課	03	02	01	05	02	18	02	18	私立保育所整備費借入金利子補給金	7	7	19	-12
58	保育課	03	02	01	05	51	18	02	51	私立保育所整備費補助金	280,184	280,184	333,375	-53,191
59	保育課	03	02	01	05	51	18	02	58	私立保育所等賃借料補助金	157,642	157,642	173,788	-16,146
60	保育課	03	02	05	02	54	18	02	51	私立保育所等AED設置事業補助金	1,963	1,963	2,068	-105
61	保育課	10	04	01	05	03	18	02	17	私立幼稚園等要配慮児受入支援補助金	0	78,826	0	78,826
62	保育課	10	04	01	05	51	18	02	51	私立幼稚園AED設置事業補助金	450	450	450	0
63	商工振興課	05	01	01	01	02	18	02	19	勤労者互助会補助金	1,800	1,800	1,800	0
64	商工振興課	05	01	01	01	03	18	02	01	雇用促進奨励金	500	500	450	50
65	商工振興課	05	01	01	01	03	18	02	02	障害者職場実習奨励金	440	430	400	30
66	商工振興課	05	01	01	01	51	18	02	55	多様な人材が活躍できる職場づくり補助金	1,000	1,000	1,000	0
67	商工振興課	05	01	01	01	51	18	02	56	求人情報発信支援補助金	2,800	2,800	0	2,800
68	商工振興課	07	01	02	01	52	18	02	66	中小企業資金融資利子補給金	8,067	8,067	6,639	1,428
69	商工振興課	07	01	02	01	54	18	02	66	中小企業資金融資利子補給金	6,830	6,985	20,316	-13,331
70	商工振興課	07	01	02	01	54	18	02	69	中小企業資金融資信用保証料補給金	14,605	14,605	15,123	-518
71	商工振興課	07	01	02	02	01	18	02	14	商業振興共同施設維持管理費補助金	883	883	1,195	-312
72	商工振興課	07	01	02	02	04	18	02	01	流山商工会議所事業補助金	7,500	7,500	7,500	0
73	商工振興課	07	01	02	02	53	18	02	53	空き店舗有効活用事業補助金	14,845	14,797	12,602	2,195
74	商工振興課	07	01	02	02	72	18	02	72	グループ提案型売上アップ・プロジェクト応援補助金	2,344	1,500	2,340	-840
75	商工振興課	07	01	02	02	74	18	02	73	小規模事業者持続化促進補助金	4,636	4,636	4,400	236
76	商工振興課	07	01	02	03	51	18	02	67	企業等立地促進奨励金	9,970	9,970	9,769	201
77	商工振興課	07	01	02	03	51	18	02	68	立地企業等協力金	3,302	3,302	3,013	289
78	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	07	01	03	01	03	18	02	01	流山花火大会事業補助金	10,000	10,000	10,000	0
79	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	07	01	03	01	04	18	02	05	ふるさと産品協会事業補助金	350	350	350	0
80	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	07	01	03	01	05	18	02	04	観光協会事業補助金	600	600	600	0
81	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	07	01	03	01	55	18	02	52	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金	8,318	7,478	5,196	2,282
82	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	07	01	03	01	75	18	02	53	流山版DMO推進事業補助金	12,400	12,400	12,400	0
83	農業振興課	06	01	03	01	01	18	02	33	農林水産業の振興に関する補助金(飼料用米等生産支援事業補助金)	77	77	77	0
84	農業振興課	06	01	03	03	02	18	02	03	農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業費)	16,000	16,000	18,480	-2,480
85	農業振興課	06	01	03	03	02	18	02	28	農林水産業の振興に関する補助金(青果物価格安定対策事業費)	822	822	822	0
86	農業振興課	06	01	03	03	02	18	02	32	農林水産業の振興に関する補助金(園芸用鹿ブラ対策協議会)	1,426	1,426	1,426	0
87	農業振興課	06	01	03	03	02	18	02	34	農林水産業の振興に関する補助金(都市農業振興促進事業費)	4,561	4,561	4,391	170

88	農業振興課	06	01	03	03	03	18	02	01	農林水産業の振興に関する補助金(荒廃農地有効活用事業奨励金)	60	60	60	0
89	農業振興課	06	01	03	03	03	18	02	24	農林水産業の振興に関する補助金(農用地有効活用事業奨励金)	250	250	250	0
90	農業振興課	06	01	03	03	03	18	02	29	農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者連絡協議会)	420	420	410	10
91	農業振興課	06	01	03	03	04	18	02	22	農業近代化資金利子補給金	2	2	4	-2
92	農業振興課	06	01	03	03	54	18	02	53	農林水産業の振興に関する補助金(工口農業推進事業)	2,480	2,000	2,352	-352
93	農業振興課	06	01	03	03	68	18	02	58	農業振興資金利子補給金	554	554	755	-201
94	農業振興課	06	01	03	03	69	18	02	59	農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者支援事業)	4,400	3,600	6,160	-2,560
95	農業振興課	06	01	04	01	01	18	02	09	土地改良施設維持管理費補助金	1,892	1,892	1,892	0
96	環境政策課	04	01	04	05	02	18	02	12	スズメバチ駆除費助成金	464	464	75	389
97	環境政策課	04	01	04	05	60	18	02	54	地球温暖化対策奨励金	48,900	32,400	28,950	3,450
98	クリーンセンター	04	02	03	02	01	18	02	01	再生资源物回収事業奨励金	138,599	138,599	139,162	-563
99	クリーンセンター	04	02	03	02	01	18	02	02	生ごみ肥料化処理器購入補助金	4,920	4,080	3,780	300
100	まちづくり推進課	08	04	02	03	60	18	02	51	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	2,452	2,452	7,594	-5,142
101	みどりの課	08	04	07	02	65	18	02	50	保存樹木・樹林補助金	798	798	802	-4
102	みどりの課	08	04	08	02	01	18	02	10	みどりのまちなみ整備事業補助金	300	300	300	0
103	建築住宅課	08	01	02	01	51	18	02	51	耐震診断補助金	1,600	1,600	1,100	500
104	建築住宅課	08	01	02	01	51	18	02	52	木造住宅耐震改修補助金	15,000	15,000	10,000	5,000
105	建築住宅課	08	01	02	01	51	18	02	53	ブロック塀等除却補助金	9,000	3,000	9,000	-6,000
106	議会事務局	01	01	01	03	02	18	02	23	政務活動費	13,440	13,440	13,440	0
107	選挙管理委員会事務局	02	04	02	01	01	18	02	05	流山市明るい選挙推進事業補助金	240	240	240	0
108	学校教育課	10	01	03	01	05	18	02	01	小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金	3,770	3,770	3,770	0
109	指導課	10	01	03	01	07	18	02	03	児童生徒大会派遣事業補助金	3,352	3,352	2,752	600
110	指導課	10	01	04	02	02	18	02	03	小中学校教育研究会補助金	900	900	953	-53
111	指導課	10	01	04	02	02	18	02	04	研究指定校活動事業費補助金	800	800	800	0
112	指導課	10	01	04	03	57	18	02	51	情操教育推進事業補助金	2,640	2,640	2,640	0
113	指導課	10	03	01	04	01	18	02	19	進路指導対策費補助金	1,300	1,300	1,300	0
114	指導課	10	06	01	03	01	18	02	10	小中学校体育連盟補助金	1,756	1,756	1,756	0
115	文化芸術・生涯学習課	10	05	01	05	01	18	02	18	文化活動事業費補助金	720	720	720	0
116	文化芸術・生涯学習課	10	05	01	05	02	18	02	20	流山市展事業費補助金	360	360	360	0
117	文化芸術・生涯学習課	10	05	01	05	03	18	02	19	文化祭事業費補助金	1,300	1,300	1,300	0
118	文化芸術・生涯学習課	10	05	09	02	04	18	02	18	姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金	720	720	720	0
119	文化芸術・生涯学習課	10	05	09	02	05	18	02	01	青少年育成団体連携事業費補助金	660	660	660	0
120	文化芸術・生涯学習課	10	05	09	02	05	18	02	02	青少年相談員連絡協議会活動事業費補助金	1,530	1,530	1,480	50
121	文化芸術・生涯学習課	10	05	09	02	05	18	02	13	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会活動事業費補助金	197	197	197	0
122	文化芸術・生涯学習課	10	05	09	02	05	18	02	27	子ども育成事業費補助金	310	310	310	0
123	文化芸術・生涯学習課	10	05	10	01	02	18	02	03	青少年指導センター補導員連絡協議会活動事業費補助金	465	465	465	0
124	文化芸術・生涯学習課	10	05	10	01	02	18	02	04	学校警察連絡協議会活動事業費補助金	120	120	120	0
125	スポーツ振興課	10	06	02	01	04	18	02	09	少年野球事業補助金	500	500	500	0
126	スポーツ振興課	10	06	02	01	04	18	02	18	県民スポーツ大会出場選手派遣事業補助金	1,800	1,800	1,800	0
127	スポーツ振興課	10	06	02	01	04	18	02	19	少年サッカー事業補助金	300	300	300	0
128	スポーツ振興課	10	06	02	01	04	18	02	20	市民スポーツ大会等事業補助金	4,000	4,000	4,000	0
129	博物館	10	05	08	01	13	18	02	06	博物館友の会研究誌等刊行事業補助金	100	100	100	0
130	博物館	10	05	11	01	02	18	02	01	流山市指定文化財保存等事業補助金	438	438	438	0
										(合 計)	4,262,910	4,288,615	4,028,904	259,711

国民健康保険特別会計

	所属課	款	項	目	大事	小事	節	細節	摘要	名称	要求額	決定額	前年額	比較
1	保険年金課	04	02	01	01	03	18	02	81	人間ドック等利用助成金	31,433	31,433	33,890	-2,457
2	保険年金課	04	02	01	01	06	18	02	80	はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金	1,700	1,700	1,990	-290
										(合 計)	33,133	33,133	35,880	-2,747

介護保険特別会計

	所属課	款	項	目	大事	小事	節	細節	摘要	名称	要求額	決定額	前年額	比較
1	高齢者支援課	03	03	03	01	01	18	02	51	成年後見人等報酬助成金	9,408	9,408	12,288	-2,880
2	介護支援課	01	01	01	02	52	18	02	51	介護職員研修受講者支援事業助成金	2,043	2,043	2,115	-72
3	介護支援課	01	01	01	02	52	18	02	54	介護職員処遇改善事業補助金	118,800	118,800	88,776	30,024
4	介護支援課	01	01	02	01	01	18	02	01	地域密着型サービス等施設整備事業補助金	39,600	39,600	0	39,600
5	介護支援課	03	01	01	05	02	18	02	01	介護予防・生活支援総合事業B型補助金	1,110	1,110	1,175	-65
										(合 計)	170,961	170,961	104,354	66,607

補助金等概要調査票

補助金番号		1			補助金名	提出日	令和7年2月5日			
款	項	目	大事	小事	職員互助会事業補助金	担当課名	人材育成課			
2	1	2	3	1		「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 4年度 33年経過	電話番号	04-7150-6068		
根拠規則・要綱等					流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱		所属長名	高野 真澄		
令和7年度予算確定額					5,000千円	「参考」 (令和6年度当初予算額		5,000千円)		
						(令和6年度現計予算額(補正後)		5,000千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		職員互助会は本市職員で構成する団体で、会員相互共済と福利増進を図ることを目的とし、福利厚生・その他の目的達成に必要な事業を実施する。その事業のうち、地方公務員法第42条に規定されている、市が実施すべき事業について、対象を限定して補助を行う。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市役所職員互助会					
2 内容・効果		市が実施すべき地方公務員法第42条に規定する福利厚生事業について、本補助金交付を通して流山市役所職員互助会が補完することにより、職員の元気回復を助長し、公務能率の向上に資する。 地方公務員法第42条(厚生制度) 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他()								
4 算出基準(算式)		流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱第4条 福利厚生事業 限度額 6,000,000円(事業の実施に要する経費相当額) 自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業 限度額 1,500,000円(事業の実施に要する経費相当額) ※令和7年度当初予算⇒福利厚生事業(職員の健康管理に関するもの) 4,000,000円 自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業 1,000,000円 補助対象項目 福利厚生事業(人間ドック、精密検査及び予防接種に対する助成) 文化体育大会(自治体職員を対象とした文化体育大会への派遣に対する助成)								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		5,000		5,000		5,000		
		決算額		2,001		2,869		5,000		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		職員の健康増進を支援し、職員一人ひとりが心身の健康を維持及び向上していけるような環境づくりが継続的に必要のため、今後も地方公務員法第42条に規定されている市の責務を果たしつつ、社会情勢を注視し、市民の理解を得られる事業を継続していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		2			補助金名			提出日	令和7年2月17日	
款	項	目	大事	小事	市民まつり事業費補助金			担当課名	コミュニティ課	
2	1	13	2	1	「補助金等の開始時期 昭和53年度47年経過」			電話番号	04-7150-6076	
根拠規則・要綱等					流山市民まつり補助金交付要綱			所属長名	片平 武志	
令和7年度予算確定額					3,500千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)		3,500千円
								(令和6年度現計予算額(補正後))		3,500千円
1 補助金等の趣旨、目的		市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図り「豊かで活力のあるふるさとづくり」に資するための流山市民まつりに際し、安全かつ円滑な開催を実現し、地域コミュニティの振興及び市民ふれあい運動のメイン事業として、さらに充実させるために補助金を交付するもの。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市民まつり実行委員会					
2 内容・効果		<p>〔内容〕 市民まつり事業費に対して補助するもの。</p> <p>〔効果〕 市民相互の連帯感が図れる。 郷土愛の育成を図り「豊かで活力のあるふるさとづくり」に資する。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 ()								
4 算出基準(算式)		平成21年度から、福祉まつり実行委員会の解散により、福祉まつりに係る市補助金を市民まつり事業費補助金と一本化し、360万円としたが平成24年度から令和5年度までは300万円、令和6年度は350万円を補助金額としている(流山市民まつり補助金交付要綱上では補助金の上限額は1,500万円)。								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無								
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		3,000		3,000		3,500		
		決算額		3,000		3,000		3,500		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>市民まつりは、市民相互の連帯意識の高揚と郷土愛の育成を図り「豊かで活力のあるふるさとづくり」に資することを目的として、毎年度開催しており、開催に向けては、市内企業や商工会議所・NP0等で構成される市民まつり実行委員会において企画運営を行っている。</p> <p>このような状況のもと、まつりの開催にあたっては、安全かつ円滑に運営し、地域コミュニティの振興をさらに充実させることを目的として市から補助金を交付している。</p> <p>事業の採算性については、これまでも協賛金やちらしの名刺広告による収益等を考慮しているものの、昨今の物価高騰の影響や会場警備体制強化のための警備費用の増加等が見込まれる。</p> <p>そのため、補助については、市と実行委員会との役割を明確化し、実行委員会の自主的な企画運営を尊重しつつも、継続した補助が必要であると考える。</p> <p>なお、市では補助金交付にあたり、事業計画の妥当性及び適切な予算執行について精査を行い、補助金の適正な執行に努めている。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		3			補助金名		提出日	令和7年2月17日				
款	項	目	大事	小事	コミュニティ助成事業補助金			担当課名	コミュニティ課			
2	1	13	3	2	「補助金等の開始時期 平成26年度 11年経過」			電話番号	04-7150-6076			
根拠規則・要綱等					流山市自治宝くじコミュニティ助成事業に係る事務要領			所属長名	片平 武志			
令和7年度予算確定額					5,000千円		「参考」 (令和6年度当初予算額 4,800千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 2,500千円)					
1	補助金等の趣旨、目的		<p>一般財団法人自治総合センターが、コミュニティの健全な発展及び宝くじの普及広報を図るために行う「コミュニティ助成事業」(一般コミュニティ助成事業)として採択された事業について、予算の範囲内において助成金を交付する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>A自治会(一般コミュニティ助成事業) B自治会(一般コミュニティ助成事業)</p>									
2	内容・効果		<p>一般財団法人自治総合センターが、コミュニティの健全な発展及び宝くじの普及広報を図るために行う「コミュニティ助成事業」(一般コミュニティ助成事業及び青少年健全育成事業)として採択した事業について、予算の範囲内において助成金を交付し、地域コミュニティ活動の充実及び強化を図る。</p> <p>なお、市は一般財団法人自治総合センターの助成金を一時的に立替えるのみで持ち出しはなく、自治会にも市にも非常に大きなメリットがある。</p> <p>【一般コミュニティ助成事業】住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。</p>									
3	対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他(</p> <p>1-4 地域コミュニティ・市民協働</p> <p>1 地域コミュニティの活性化</p>									
4	算出基準(算式)		<p>補助金額：【一般コミュニティ助成事業】100万円から250万円までの範囲で事業費の総額(10万円未満切捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> A自治会：自治会館の備品 2,515,829円(総事業費) - 2,500,000円(助成金) = 15,829円(自治会負担分) B自治会：自治会館の備品 2,500,000円(総事業費) - 2,500,000円(助成金) = 0円(自治会負担分) <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5	国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
			無			5,000		100		5,000		
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>												
6		補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)					
		予算額(当初)		17,500		2,700		4,800				
		決算額		17,500		2,700		2,500				
		補助件数(件)		2		2		1				
7	本補助金の終期に対する考え。		<p>一般財団法人自治総合センターにおける本助成金は、地域コミュニティ活動の充実及び強化を図ることを目的としており、本市が進める地域コミュニティ施策の推進と目的が合致する。</p> <p>また、顕著に人口が増加する本市において、本助成金が対象となる地域交流イベントの開催費用や交流スペースとしての自治会館建設費用等の助成を通じた間接的な支援により、新旧住民の親睦等、地域交流の充実及び強化に資することができる。</p> <p>そのため、地域コミュニティ振興支援の一環として当該助成金は本市にとって有益かつ効果的であり、同財団における運用等に変更がない限り、同助成金を活用し、地域コミュニティ活動の一層の充実及び強化に努めていく。</p> <p>なお、自治会からの補助申請等にあたっては、市窓口において、事業計画及び予算の適正な執行について確認を行っている。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号	4				補助金名	提出日	令和7年2月17日											
款	項	目	大事	小事	自治会館維持管理費補助金 「補助金等の開始時期 昭和56年度43年経過」	担当課名	コミュニティ課											
2	1	13	3	2		電話番号	04-7150-6076											
根拠規則・要綱等					流山市自治会館維持管理費補助金交付要綱	所属長名	片平 武志											
令和7年度予算確定額					7,816千円	「参考」 (令和6年度当初予算額)		7,816千円										
						(令和6年度現計予算額(補正後))		7,816千円										
1 補助金等の趣旨、目的	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の維持管理に要する経費の一部に対し、流山市補助金交付規則及び流山市自治会館維持管理費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、自治会に交付するもの。																	
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				自治会館を所有する自治会等(交付対象自治会館見込み数113)													
2 内容・効果	自治会館の維持管理に要した光熱水費及び火災保険料等に要する経費に対して、補助するもので、自治会活動を推進する上で必要な補助である。																	
3 対象事業の施策的な位置付け	基本計画・実施計画・その他 1-4 地域コミュニティ・市民協働 1 地域コミュニティの活性化																	
4 算出基準(算式)	<table border="0"> <tr> <td>補助金額</td> <td>100㎡未満</td> <td>年額70千円内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100㎡以上200㎡未満</td> <td>年額90千円内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200㎡以上</td> <td>年額130千円以内とし、予算の範囲で交付</td> </tr> </table> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									補助金額	100㎡未満	年額70千円内		100㎡以上200㎡未満	年額90千円内		200㎡以上	年額130千円以内とし、予算の範囲で交付
補助金額	100㎡未満	年額70千円内																
	100㎡以上200㎡未満	年額90千円内																
	200㎡以上	年額130千円以内とし、予算の範囲で交付																
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C										
	無																	
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)																		
6 補助金の推移	年 度		4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)													
	予算額(当初)		7,872	7,928	7,816													
	決算額		7,612	7,656	7,816													
	補助件数(件)		115	115	110													
7 本補助金の終期に対する考え。	自治会館は、地域コミュニティづくりの活動拠点であり、地域コミュニティの活性化を目指す行政としても重要な要素である。自治会の主な収入源は加入者からの会費であるが、急激な増加は会員の負担であるばかりでなく、新規加入者への障壁となりかねないことから、行政として自治会館の維持管理に要する経費の一部を補助することは必要なことであるため終期の設定はせず今後も継続していく。																	

補助金等概要調査票

補助金番号		5			補助金名		提出日	令和7年2月17日	
款	項	目	大事	小事	自治会館維持管理費 (大規模修繕・冷暖房機器設置) 補助金 「補助金等の開始時期 昭和56年度44年経過」		担当課名	コミュニティ課	
2	1	13	3	2			電話番号	04-7150-6076	
根拠規則・要綱等					流山市自治会館維持管理費補助金交付要綱		所属長名	片平 武志	
令和7年度予算確定額					2,930千円		「参考」 (令和6年度当初予算額		1,360千円)
							(令和6年度現計予算額(補正後)		1,360千円)
1 補助金等の趣旨、目的		地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の維持管理に要する経費の一部に対し、流山市補助金交付規則及び流山市自治会館維持管理費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、自治会に交付するもの。							
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>		令和7年度事業として要望のあった7自治会					
2 内容・効果		地域コミュニティ活動の拠点である自治会館の大規模修繕費や冷暖房機器設置費の一部を補助し、その機能の維持、充実を図ることは、自治会活動を推進する上で必要である。							
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (1-4 地域コミュニティ・市民協働 1 地域コミュニティの活性化)							
4 算出基準(算式)		<p>〔大規模修繕〕 修繕に要する経費が20万円以上となるものに対し、その経費の3分の1とし、100万円(床面積が300平方メートルを超える鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造、その他耐久性の高い構造を有する自治会館において、躯体の劣化を防ぐために必要な大規模な修繕を行う場合については、300万円)を限度とする。</p> <p>〔冷暖房機器設置〕 設置に要する経費が5万円以上となるものに対し、その経費の3分の1とし、100万円を限度とする。</p> <p>R7年度補助金算定(単位:千円) 〔大規模修繕〕①計2,107千円 〔冷暖房〕②計 823千円 ①+②=計2,930千円</p> <p><small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small></p>							
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無							
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)	
		予算額(当初)		3,810		4,430		1,360	
		決算額		3,380		4,160		1,360	
		補助件数(件)		6		9		5	
7 本補助金の終期に対する考え。		自治会館は、地域コミュニティづくりの活動拠点であり、地域コミュニティの活性化を目指す行政としても重要な要素である。自治会の主な収入源は加入者からの会費であるが、急激な増加は会員の負担であるばかりでなく、新規加入者への障壁となりかねないことから、行政として自治会館の維持管理に要する経費の一部を補助することは必要なことであるため終期の設定はせず今後も継続していく。							

補助金等概要調査票

補助金番号		6			補助金名		提出日	令和7年2月17日																																					
款	項	目	大事	小事	自治会等掲示板設置等補助金			担当課名	コミュニティ課																																				
2	1	13	3	2	「補助金等の開始時期 平成22年度 15年経過」			電話番号	04-7150-6076																																				
根拠規則・要綱等					流山市自治会館維持管理費補助金交付要領			所属長名	片平 武志																																				
令和7年度予算確定額					580千円		「参考」 (令和6年度当初予算額) 96千円																																						
							(令和6年度現計予算額(補正後)) 96千円																																						
1 補助金等の趣旨、目的		<p>市民の福祉の向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が行う掲示板の購入に要する経費の一部を補助する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small> 新設・建替 5自治会 修繕 4自治会</p>																																											
2 内容・効果		<p>市や警察など公的機関からのポスターや周知チラシを掲示する掲示板は、自治会自らが設置・管理している。市で貸与している掲示板もあるが、雨風を遮るものがない形状のため、掲示文書が破損したり、掲示板そのものが腐食し地域的美観を損ねている状況がある。そのため、地域の実情にあった耐久性のある掲示板を設置、修繕する自治会に対し、1基あたり総額2分の1まで補助するものである。これにより、自治会の経費軽減、地域美観の保持、行政情報の周知を図ることができる。</p> <p>(新設・建替(保護板有)) 雨風対策の保護板がある掲示板の場合、1基あたり上限5万 (新設・建替(保護板無)) 雨風対策の保護板が無い掲示板の場合、1基あたり上限3万 (修繕) 既存の掲示板を修繕する場合、1基あたり上限2万</p>																																											
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他() 1-4 地域コミュニティ・市民協働 1 地域コミュニティの活性化</p>																																											
4 算出基準(算式)		<p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助金額：補助対象経費の総額2分の1(ただし、上記の項目ごとに1基あたりの限度額が異なる)</th> <th>対象経費</th> <th>補助金</th> <th>対象経費</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A自治会</td> <td>119,900</td> <td>30,000</td> <td>B自治会</td> <td>271,700</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>C自治会</td> <td>165,000</td> <td>80,000</td> <td>D自治会</td> <td>354,200</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>E自治会</td> <td>82,500</td> <td>20,000</td> <td>F自治会</td> <td>308,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>G自治会</td> <td>371,140</td> <td>50,000</td> <td>H自治会</td> <td>206,800</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>I自治会</td> <td>156,200</td> <td>50,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								補助金額：補助対象経費の総額2分の1(ただし、上記の項目ごとに1基あたりの限度額が異なる)		対象経費	補助金	対象経費	補助金	A自治会	119,900	30,000	B自治会	271,700	90,000	C自治会	165,000	80,000	D自治会	354,200	100,000	E自治会	82,500	20,000	F自治会	308,000	100,000	G自治会	371,140	50,000	H自治会	206,800	60,000	I自治会	156,200	50,000			
補助金額：補助対象経費の総額2分の1(ただし、上記の項目ごとに1基あたりの限度額が異なる)		対象経費	補助金	対象経費	補助金																																								
A自治会	119,900	30,000	B自治会	271,700	90,000																																								
C自治会	165,000	80,000	D自治会	354,200	100,000																																								
E自治会	82,500	20,000	F自治会	308,000	100,000																																								
G自治会	371,140	50,000	H自治会	206,800	60,000																																								
I自治会	156,200	50,000																																											
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C																																			
		無																																											
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)																																													
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)																																					
		予算額(当初)		844		292		96																																					
		決算額		674		292		96																																					
		補助件数(件)		7		4		2																																					
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>自治会独自の情報のみならず、行政等からの情報を広く周知するための掲示板の役割は大きい。一方で、情報の周知方法については、紙媒体に加え、自治会独自のホームページを開設したり、SNSなどICTを効果的に活用している自治会もある。</p> <p>行政としても広報と併せてSNSを活用した情報発信に努めている方向性もある中、掲示板の必要性は各自治会の意向によって差異が生じてくることと想定される現時点において経費の一部を補助することは必要なことであるため終期の設定はせず、市民への情報発信をどのように行うか実態の変容にあわせ当該補助金の役割や運用を見極めていく。</p>																																											

補助金等概要調査票

補助金番号		7			補助金名		提出日	令和7年2月17日		
款	項	目	大事	小事	自治会館建設事業補助金		担当課名	コミュニティ課		
2	1	13	3	51	「補助金等の開始時期 昭和52年度 48年経過」		電話番号	04-7150-6076		
根拠規則・要綱等					流山市自治会館建設事業補助金交付要綱		所属長名	片平 武志		
令和7年度予算確定額					3,000千円		「参考」 令和6年度当初予算額 0千円			
							令和6年度現計予算額（補正後） 0千円			
1	補助金等の趣旨、目的				市民の福祉向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が実施する自治会館建設事業に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則及び流山市自治会館建設事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、自治会に補助金を交付するもの。					
	補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				A自治会					
2	内容・効果				自治会活動の拠点となる自治会館の建設事業に要する経費の一部に対し補助することは、自治会活動の活発化を促す意味で非常に大きな役割を持つと考える。					
3	対象事業の施策的な位置付け				基本計画・実施計画・その他（ 1-4 地域コミュニティ・市民協働 1 地域コミュニティの活性化					
4	算出基準（算式）				補助率 新築 補助対象経費の2分の1の額（世帯数により限度額あり最高限度額1,600万円） 増築 補助対象経費の2分の1の額（限度額300万円） 令和7年度補助金算定 A自治会増築（増築） 補助対象経費：6,324,505円 上限額：3,000,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。					
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無								
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6	補助金の推移		年 度	4年度（千円）	5年度（千円）	6年度見込（千円）				
			予算額（当初）	5,000	0	0				
			決算額	5,000	0	0				
			補助件数（件）	1	0	0				
7	本補助金の終期に対する考え。				令和2年12月18日付けの補助金等審議会の答申ではA評価となっており「自治会館は地域コミュニティの相互交流の活性化のみならず、災害時の避難拠点や選挙の投票所としての機能などもあることから、補助金の対象として妥当であると考えられる。限られた予算の中で補助金を交付するためには要望の事前把握の徹底と年度ごとの件数のばらつき調整が必要である。また本補助制度は運用開始から時間が経過していることもあり市当局と各自治会が本補助制度の在り方について意見交換を行ってほしい」という指摘を受けている。 限られた予算の中での計画的な補助金交付という観点から、引き続き前年度に当該補助金活用意向の有無を把握し、計画的且つ適正な補助金の交付を行っていく。					

補助金等概要調査票

補助金番号		8			補助金名		提出日	令和7年2月17日		
款	項	目	大事	小事	流山市民活動団体公益事業補助金 「補助金等の開始時期 平成18年度19年経過」		担当課名	コミュニティ課		
2	1	13	6	51			電話番号	04-7150-6076		
根拠規則・要綱等					流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱		所属長名	片平 武志		
令和7年度予算確定額					2,000千円		「参考」 令和6年度当初予算額 2,500千円			
							令和6年度現計予算額(補正後) 520千円			
1 補助金等の趣旨、目的		流山市の目指す協働まちづくりを担う市民活動団体が自発的に行おうとする市民事業提案のうち、公益性が高いと認められた事業活動に対し、補助金を交付するもの。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>		流山市民活動団体公益事業補助金交付要綱第3条第2号の規程に基づく市民活動団体						
2 内容・効果		公共サービスの一翼を担う市民公益活動が活発化され、協働のまちづくりのパートナーとして、将来にわたって市民が“ふるさと流山”として誇りを持てる個性豊かな地域社会の実現を図ることができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 1-4 地域コミュニティ・市民協働 1 地域コミュニティの活性化								
4 算出基準(算式)		<p>令和4年度から要綱の一部改正により新たな補助区分を設けている</p> <p>【おおたか補助金】・・・補助対象経費の総額の100分の70の額で限度額100万円 令和7年度補助金算定 400,000円×4団体=1,600,000円</p> <p>【ひなどり補助金】・・・補助対象経費の総額の100分の90の額で限度額10万円 令和7年度補助金算定 100,000円×4団体=400,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無								
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		1,500		1,500		2,500		
		決算額		488		1,043		469		
		補助件数(件)		4		5		4		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>公益事業の実施による地域課題解決のため、当該補助制度により財政的支援を行い、市民活動の活性化を図っているところである。</p> <p>平成18年度に制度の創設以降、市民の知恵と力が活きるまちを目指し、「協働まちづくりの実現」を共に担う団体の成長を促進するため、補助にかかる手続きの簡略化等をはじめ、令和4年度から設立間もない団体が実施する公益的な事業への支援を行うひなどり補助金と既に実績等のある公益的な事業への支援を行うおおたか補助金とに補助を区分した。</p> <p>市民活動団体の成長段階によって活用できるよう、審査や手続きの負担を減らし、はじめての団体でも挑戦しやすいようハードルを下げ、事業実施の経験をより多く得られるよう、自主性を損ねない範囲でサポートし、事業を行う団体の成長を促しているところである。</p> <p>市民活動推進センターによる中間支援も含めて、こうした団体の成長や新規設立団体の支援を促すことで、「協働まちづくりの実現」を共に担う団体の成長を見込んでおり、引き続き同補助制度を継続し、団体の活動を促進する。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		9			補助金名			提出日	令和7年2月17日	
款	項	目	大事	小事	防犯灯電気料等補助金			担当課名	コミュニティ課	
2	1	14	1	2	「補助金等の開始時期 平成1年度 36年経過」			電話番号	04-7150-6076	
根拠規則・要綱等					流山市防犯灯電気料補助金交付要綱			所属長名	片平 武志	
令和7年度予算確定額					289千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	284千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	284千円	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>平成28年4月から実施している「LED防犯灯一括整備・管理事業」においてLED交換対象外となった防犯灯（デザイン灯）を維持管理する自治会に対し、流山市防犯協会連合会を通じて電気料金の一部を補助するもの。自治会が維持管理する防犯灯の電気料金の一部を補助することで、夜間における通行者の安全を確保し、路上等の犯罪を抑止し、安心して暮らせるまちづくりを推進する。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			流山市防犯協会連合会					
2 内容・効果		<p>防犯灯を維持管理する自治会からの申請に基づき流山市防犯協会連合会を通じて防犯灯の電気料金の一部を補助する。 当該補助により防犯灯の充実を図り、夜間の通行者の安全を確保し、路上等の犯罪を抑止し、市民の安心・安全に繋げることができるとともに地域の自主防犯意識の醸成を図ることができる。</p>								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（国の「防犯灯等整備対策要綱」昭和36年3月31日閣議決定）								
4 算出基準（算式）		<p>LED防犯灯一括整備・管理事業においてLED交換対象とならなかった防犯灯（デザイン灯）を維持管理する自治会であること。 <交付額算出根拠> 防犯灯1灯につき公衆街路灯10Wまでの契約の電気料金を補助（11自治会分） 電気料金：104灯*216.02円（単価）*12月=269,593円 振込手数料：11（自治会）*660円（単価）*2回=14,520円 通知文郵送料：11（自治会）*110円（単価）*4回=4,840円 合計288,953円→289千円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無								
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		212		253		284		
		決算額		230		224		284		
		補助件数（件）		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>補助対象の防犯灯は、LED防犯灯一括整備・管理事業において交換対象とならなかった自治会が維持管理する防犯灯（デザイン灯）である。これらについては、これまで地域の防犯灯として機能し、また、自分たちが管理をしているという自主防犯意識の醸成にも寄与しており、今後も電気料の補助を継続していく。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		10			補助金名			提出日	令和7年2月17日		
款	項	目	大事	小事	防犯カメラ設置費補助金			担当課名	コミュニティ課		
2	1	14	1	56	「補助金等の開始時期 令和2年度 5年経過」			電話番号	04-7150-6076		
根拠規則・要綱等					流山市防犯カメラ設置費補助金交付要綱			所属長名	片平 武志		
令和7年度予算確定額					5,900千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）		9,600千円	
								（令和6年度現計予算額（補正後））		3,763千円	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>市施策として、安心・安全なまちづくりを推進しているが、自治会の防犯活動の一環として、自主的に防犯カメラを設置する自治会に対し、設置費用の一部を補助するもの。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>申請のあった自治会</p>									
2 内容・効果		<p>防犯カメラを設置する自治会からの申請に基づき設置費用の一部を補助する。 当該補助により防犯カメラの充実を図り、路上等犯罪を抑止し、市民の安心・安全につなげることができるとともに、地域の自主防犯意識の醸成を図ることができる。</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ ）									
4 算出基準（算式）		<p><交付額算出根拠> 一基当たりの設置費用1/2（上限30万円） 300千円×15基=4,500千円 200千円×7基=1,400千円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			5,900			50	50	2,950	2,950
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）									
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）			
		予算額（当初）		3,400		7,800		9,600			
		決算額		2,326		3,304		3,763			
		補助件数（件）		13		16		16			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>自治会が設置する防犯カメラは、路上等の犯罪を抑止し、市民の安心・安全を守るとともに、地域の自主防犯意識の醸成を図ることにもつながり、極めて公益性が高いため、今後も補助を継続する。 なお、防犯カメラの需要が高まっていることから、現時点において終期を設定することは困難である。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		11			補助金名			提出日	令和7年2月12日	
款	項	目	大事	小事	自主防災組織補助金			担当課名	防災危機管理課	
9	1	5	2	58	「補助金等の開始時期 平成 27 年度 10年経過」			電話番号	04 (7150) 6312	
根拠規則・要綱等					流山市自主防災組織補助金交付規則			所属長名	齊藤 昌克	
令和7年度予算確定額					4,500千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 4,250千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 4,250千円		
1 補助金等の趣旨、目的		市内の自主防災組織の防災活動を支援するため、自主防災組織が実施する資機材(備蓄食料を含む。)の整備、防災訓練、講演会、研修等に要する経費の一部に対し、流山市自主防災組織補助金交付規則(令和3年3月18日規則第16号。以下「規則」という。)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。 ※旧流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱から現行規則に改正(令和3年4月1日)								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった自主防災組織(自治会又はマンション管理組合を単位として組織させた団体)					
2 内容・効果		<p>防災活動に必要な資機材の購入又は更新に要する費用の一部を補助することにより、地域の防災活動の促進を図るとともに、住民が互いに協力、助け合いながら「自分たちの地域は、自分たちで守る」という共助の意識の高揚と地域防災力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助・共助の醸成をさらに促進 ・ 自主防災組織の活動を促進・強化 ・ 自治会又はマンション管理組合を単位とする自主防災組織の設立の推進と組織率を向上 								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他(</p> <p>1. 安心・安全で快適に暮らせるまち 1. 防災 1. 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の強化</p>								
4 算出基準(算式)		<p>自主防災組織が、防災資機材の購入、防災訓練の実施、研修会への参加、講演会等に要した経費の3分の1を助成する。自治会又はマンション管理組合の世帯数に応じ、限度額を定めている。</p> <p>ア. 100世帯以下 50,000円(設立時75,000円)</p> <p>イ. 101世帯以上300世帯以下 75,000円(設立時112,000円)</p> <p>ウ. 301世帯以上600世帯以下 100,000円(設立時150,000円)</p> <p>エ. 601世帯以上1,000世帯以下 125,000円(設立時187,000円)</p> <p>オ. 1,001世帯以上 150,000円(設立時225,000円)</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			4,500		1/2	1/2	2,250	2,250
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)		
		予算額(当初)		4,250		4,250		4,250		
		決算額		3,452		4,064		4,250		
		補助件数(件)		72		73		74		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当該補助金は、自主防災組織における地域の防災力向上を目的として、資機材や備蓄食糧の購入、防災訓練等を行うために活用されているが、災害に関してはいつ発生するかわからない点や、いざという時の備えが必要であることを考慮すると、補助金制度の終期設定は難しいと考える。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		12			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 17 日		
款	項	目	大事	小事	人間ドック利用助成金			担当課名	保険年金課		
3	1	10	1	3	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 20年度 17年経過			電話番号	04-7199-3306		
根拠規則・要綱等					流山市後期高齢者医療人間ドック及び脳ドック利用に関する費用の助成規則			所属長名	山崎 智明		
令和7年度予算確定額					18,515千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 16,905千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 16,905千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>後期高齢者医療制度被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドックを利用する場合の検査費用の一部を助成することで、生活習慣病やその予備軍を早期発見し、必要に応じて被保険者の疾病の早期治療につなげていくことを目的に本市の独自事業として実施している。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>後期高齢者医療制度の被保険者で申請のあった市民</p>									
2 内容・効果		後期高齢者医療制度の被保険者の人間ドック検査費用を助成することにより、疾病の早期発見など、健康の保持増進に寄与し延いては医療費の削減が期待できる。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ その他 (高齢者支援計画)									
4 算出基準(算式)		<p>人間ドック利用助成金 23,000円×805名=18,515,000円</p> <p>※県補助額は「健康診査費用(基本項目分)×件数」により算出され、総事業費から県補助額を除いた額を市が負担している。</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C 18,515		国補助率 県等補助率		市補助率 国・県等補助金額B 7,464 市補助負担額C 11,051	
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		20,976		17,802		16,905			
		決算額		15,617		16,330		16,905			
		補助件数(件)		679		710		735			
7 本補助金の終期に対する考え。		後期高齢者医療制度の被保険者の人間ドック検査費用を助成することにより、疾病の早期発見など、健康の保持増進に寄与し延いては医療費の削減に寄与する助成事業として実施していることから、終期の設定は難しいため今後も継続する。									

補助金等概要調査票

補助金番号	13				補助金名	提出日	令和 7 年 2 月 17 日		
款	項	目	大事	小事	脳ドック利用助成金	担当課名	保険年金課		
3	1	10	1	3		「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 27年度 10年経過」	電話番号	04-7199-3306	
根拠規則・要綱等					流山市後期高齢者医療人間ドック及び脳ドック利用に関する費用の助成規則	所属長名	山崎 智明		
令和7年度予算確定額					4,830千円	「参考」 (令和6年度当初予算額)	4,600千円		
						(令和6年度現計予算額(補正後))	4,600千円		
1 補助金等の趣旨、目的	後期高齢者医療制度被保険者に対する保健事業の一環として、脳ドックを利用する場合の検査費用の一部を助成することで、脳血管疾患を早期発見し、必要に応じて被保険者の疾病の早期治療につなげていくことを目的に本市の独自事業として実施している。								
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				後期高齢者医療制度の被保険者で申請のあった市民				
2 内容・効果	後期高齢者医療制度の被保険者の脳ドック検査費用を助成することにより、疾病の早期発見など、健康の保持増進に寄与し延いては医療費の削減が期待できる。								
3 対象事業の施策的な位置付け	基本計画・実施計画 <u>その他</u> (高齢者支援計画)								
4 算出基準(算式)	脳ドック利用助成金 23,000円×210名=4,830,000円 ※県補助額は「健康診査費用(基本項目分)×件数」により算出され、総事業費から県補助額を除いた額を市が負担している。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
	無		4,830				1,947	2,883	
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移	年 度	4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)			
	予算額(当初)	4,347		5,083		4,600			
	決算額	3,473		3,059		4,600			
	補助件数(件)	151		133		200			
7 本補助金の終期に対する考え。	後期高齢者医療制度の被保険者の脳ドック検査費用を助成することにより、疾病の早期発見など、健康の保持増進に寄与し延いては医療費の削減に寄与する助成事業として実施していることから、終期の設定は難しいため今後も継続する。								

補助金等概要調査票

補助金番号		14			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 17 日	
款	項	目	大事	小事	人間ドック(MRI・MRA)利用助成金			担当課名	保険年金課	
3	1	10	1	3	「補助金等の開始時期 昭和 平成 27年度 10年経過 令和			電話番号	04-7199-3306	
根拠規則・要綱等					流山市後期高齢者医療人間ドック及び脳ドック利用に関する費用の助成規則			所属長名	山崎 智明	
令和7年度予算確定額					5,040千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 4,760千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 4,760千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		後期高齢者医療制度被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドック(MRI・MRA)を利用する場合の検査費用の一部を助成することで、生活習慣病及び脳血管疾患を早期発見し、必要に応じて被保険者の疾病の早期治療につなげていくことを目的に本市の独自事業として実施している。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			後期高齢者医療制度の被保険者で申請のあった市民					
2 内容・効果		後期高齢者医療制度の被保険者の人間ドック(MRI・MRA)検査費用を助成することにより、疾病の早期発見など、健康の保持増進に寄与し延いては医療費の削減が期待できる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画 <u>その他</u> (高齢者支援計画)								
4 算出基準(算式)		人間ドック検査(MRI・MRA)利用助成金 28,000円×180名=5,040,000円 ※県補助額は「健康診査費用(基本項目分)×件数」により算出され、総事業費から県補助額を除いた額を市が負担している。 <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		(有)	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			5,040				1,669	3,371
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度	4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)			
		予算額(当初)	4,256		4,480		4,760			
		決算額	4,200		3,584		4,760			
		補助件数(件)	150		128		170			
7 本補助金の終期に対する考え。		後期高齢者医療制度の被保険者の脳ドック検査費用を助成することにより、疾病の早期発見など、健康の保持増進に寄与し延いては医療費の削減に寄与する助成事業として実施していることから、終期の設定は難しいため今後も継続する。								

補助金等概要調査票

補助金番号		15			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 17 日								
款	項	目	大事	小事	あんま・マッサージ等利用助成金			担当課名	保険年金課								
3	1	10	1	4	「補助金等の開始時期 ^{昭和} 平成 20年度 17年経過」 _{令和}			電話番号	04-7199-3306								
根拠規則・要綱等					流山市後期高齢者医療あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの利用費助成事業実施規則			所属長名	山崎 智明								
令和7年度予算確定額					3,150千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 3,036千円									
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 3,036千円									
1 補助金等の趣旨、目的		<p>本市の国民健康保険において行っている「あんま・マッサージ等利用助成事業」を平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に移行した75歳(一定の障害を持った65~74歳を含む)以上の被保険者に対しても実施し、国民健康保険給付との整合を図るとともに、後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進に寄与するため、本市の独自事業としてあんま、マッサージ等の費用の助成を実施するもの。 なお、本助成については、実績に応じて、千葉県後期高齢者医療広域連合から補助金が交付される。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ (例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等 後期高齢者医療制度の被保険者で申請のあった市民</p>															
2 内容・効果		<p>後期高齢者医療制度被保険者に対する保健事業の一環として、末しょう神経疾患及び運動器疾患の自覚症状を持つ被保険者が、市の指定するあんま、マッサージ等の施設を利用する場合にその費用の一部を助成することにより、健康保持増進に寄与し医療費の適正化が期待できる。</p>															
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ <u>その他</u> (高齢者支援計画)															
4 算出基準(算式)		<p>あんま・マッサージ等利用助成金 1件当たり500円 500円×6,300件=3,150,000円</p> <p>※県補助額は実績に応じて算出され、総事業費から県補助額を除いた額を市が負担している。</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>															
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C 3,150		国補助率 		県等補助率 		市補助率 		国・県等補助金額B 1,470		市補助負担額C 1,680	
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)															
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)									
		予算額(当初)		2,624		2,772		3,036									
		決算額		2,443		2,604		3,036									
		補助件数(件)		4,885		5,208		6,072									
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本市の国民健康保険において行っているあんま・マッサージ等助成事業を、平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の後期高齢者医療被保険者に対しても実施し、国民健康保険給付との整合を図るとともに、被保険者の健康の保持増進に寄与する助成事業として実施していることから、終期の設定は難しいため今後も継続する。</p>															

補助金等概要調査票

補助金番号		16			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	省エネエアコン新規購入等促進助成金 昭和 平成 5 年度 2年経過 令和			担当課名	社会福祉課	
3	1	1	5	61				「補助金等の開始時期」		
根拠規則・要綱等					流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付事業実施規則			所属長名	池田 真二	
令和7年度予算確定額					375千円			「参考」 令和6年度当初予算額 375千円 令和6年度現計予算額（補正後） 375千円		
1 補助金等の趣旨、目的		エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、エアコンを所有していない低所得世帯並びにエアコンの設置はあるが故障し稼働していない低所得世帯及び生活保護を受給している世帯に対して、省エネエアコンの購入、設置及び撤去に要する費用に係る助成金を交付することで、熱中症等を未然に防ぐこと及び高騰している電気料金の負担軽減等の生活支援を目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民					
2 内容・効果		エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、エアコンを所有していない低所得世帯並びにエアコンの設置はあるが故障し稼働していない低所得世帯及び生活保護を受給している世帯に対して、省エネエアコンの購入、設置及び撤去に要する費用に係る助成金を交付することで、熱中症等を未然に防ぐこと及び高騰している電気料金の負担軽減等の生活支援を目的とする。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（流山市省エネエアコン新規購入等促進助成金交付事業実施規則）								
4 算出基準（算式）		①5世帯（一般低所得世帯）×45,000円＝225,000円 ②5世帯（生活保護世帯）×30,000円＝150,000円 ③合計 375,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）				0		375		
		決算額				303		495		
		補助件数（件）				8		12		
7 本補助金の終期に対する考え。		地方創生臨時交付金を活用して、令和5年度より助成を行っている。 令和6年度からは市単独で3年間助成することで、熱中症等を未然に防ぐこと及び生活支援の目的を周知し達成するものと捉え、令和8年度で終了を当初予定していたが、昨今の熱中症対策の情勢から終期の設定が見通せなくなっている。								

補助金等概要調査票

補助金番号		17			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	社会福祉協議会事業費補助金			担当課名	社会福祉課	
3	1	1	8	1	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 42年度 57年経過 令和			電話番号	04-7150-6079	
根拠規則・要綱等					社会福祉法人流山市社会福祉協議会事業補助金交付要綱			所属長名	池田 真二	
令和7年度予算確定額					46,052千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 46,052千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 46,052千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>社会福祉協議会は、地域で暮らす人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を実施している。内容は行政機関との調整に関連するものも多く、地域福祉の推進を図るためにも、社会福祉協議会の各事業及び運営費を助成する。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市社会福祉協議会					
2 内容・効果		<p>社会福祉協議会は、地域コミュニティづくりの拠点として活動しており、中でも民間事業者では採算がとれない事業である地区社協事業、ボランティアセンターの運営やボランティア活動推進事業、心配ごと相談事業、共同募金配分事業、福祉資金貸付事業などを実施している。市民一人ひとりがより豊かに地域で共に生きることのできる社会を目指すうえで、大きな役割を果たしている。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (流山市地域福祉計画)								
4 算出基準(算式)		<p>①社会福祉協議会運営費 44,040,000円 ②社会福祉活動運営費 457,000円 ③地域福祉推進事業 1,555,000円 ④合計 46,052,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		42,052		46,052		46,052		
		決算額		42,052		46,052		46,052		
		補助件数(件)								
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>「社会福祉法人流山市社会福祉協議会組織・経営改善基本方針」に基づき、平成26年度から、常勤職員の昇給停止や一部職員の期末勤勉手当削減策などによって支出の削減を図っている。こうした中で、第2次地域福祉活動計画や流山市社会福祉協議会活動強化計画に沿って、各種の地域福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や共同募金活動の推進など地域福祉の増進に取り組んでいる。複雑多様化する住民のニーズに対応するには社会福祉協議会の協力が不可欠であり、物価高騰による水道光熱費等の施設維持管理の負担増や人材確保、育成及び体制強化を行う必要があることから、終期を設定せず、引き続き支援を実施したい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		18			補助金名			提出日	令和7年 2月21日	
款	項	目	大事	小事	福祉有償運送事業助成金			担当課名	福祉政策課	
3	1	1	3	1	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 3年度 4年経過			電話番号	04-7196-6605	
根拠規則・要綱等					流山市福祉有償運送事業に関する費用の助成規則			所属長名	田村 健一	
令和7年度予算確定額					700千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 700千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 700千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>本市において福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等に対して、その事業の立上げ及び運営に要した費用について、予算の範囲内において助成することにより、本市における移動制約者の安全で安心な移動手段の確保を図ることを目的とする。</p> <p>従来は流山市福祉有償運送運転者講習受講料補助金交付要綱に基づき本市において福祉有償運送を実施する者に対して、福祉有償運送運転者講習受講料の半額(上限7,500円)を支給していたが、新規事業者の参入促進及び既存事業者の経済的支援を図る観点から当該要綱を廃止し、新たに上記規則を制定した。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ (例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			本市において福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等					
2 内容・効果		<p>高齢者や障害・要介護認定を受けている移動制約者の方々を対象に「福祉有償運送」を市内で行っている特定非営利活動法人等が、当該運送を安定・継続して行っていくために団体に対する助成を行う必要がある。特に、今後も高齢化が進展することで需要の増加も見込まれることから、事業者の新規参入、また事業の継続を助成金により補助することで、本制度の維持、拡充を図り、利用者にとっても安全で安定した移動サービスが継続して受けられることとなる。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他(第4期流山市地域福祉計画及び第9期流山市高齢者支援計画において、移動が困難な市民の外出を支援するため、福祉有償運送事業者と連携するとともに、当該事業の運営の維持・拡充を図るため支援するとしている。</p>								
4 算出基準(算式)		<p>・対象 本市において福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等で、市内に主たる事業所を有するもの</p> <p>・補助金対象 立上助成については福祉有償運送事業を実施するための立上に要した費用 (自動車の購入・改造費用、通信運搬費、消耗品費、任意保険料、リース料、講習受講料等)</p> <p>運営助成については福祉有償運送事業を実施するうえで運営に要した費用 (立上助成から自動車の購入・改造に要した費用を除いた費用、運転者の人件費)</p> <p>・上限は1年あたり団体ごとに立上助成20万円、運営助成10万円</p> <p>・令和7年度見込 立上助成: 20万円×1団体=20万円 運営助成: 10万円×5団体=50万円 合計70万円</p>								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)	900		700		700			
		決算額	488		463		500			
		補助件数(件)	5		5		5			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>今後高齢化が進展することで引き続きサービスの利用が見込まれることから、本助成金による新規事業者の参入の促進や既存事業者の経済的な支援を行うことにより、本制度の維持、拡充を図り、安定した移動サービスを継続する必要がある。</p> <p>したがって、本助成金の終期は設定しない。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		19			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 5 日								
款	項	目	大事	小事	老人クラブ活動等補助金			担当課名	高齢者支援課								
3	1	3	2	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 14年度 24年経過」			電話番号	04-7150-6080								
根拠規則・要綱等					流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱			所属長名	木村 正宏								
令和7年度予算確定額					8,143千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)		7,356千円							
								(令和6年度現計予算額(補正後))		7,356千円							
1 補助金等の趣旨、目的		流山市内に結成された老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対し、高齢者の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く自主的かつ積極的に参加できるよう地方自治は支援するよう努力義務が課せられていることから、安定した運営の継続を図ることを目的として補助している。 (老人福祉法第13条)															
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市老人クラブ連合会												
2 内容・効果		老人クラブの会員自らが生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動、老人クラブ連合会における他地区老人クラブとの交流を通じ、広域的な生きがいと健康づくりに資する事業を活性化させることで、高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもち、豊かな老後が過ごせることに貢献している。 年々増えつつある高齢者に対する生きがいと健康づくりの受け皿として、老人クラブに課せられている役割は非常に大きく、地域の高齢者の居場所づくりに欠かせないものである。															
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(4-2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり、流山市高齢者支援計画)															
4 算出基準(算式)		<p>【老人クラブ助成分】 4,000円*56クラブ*12ヶ月=2,688,000円…① 人数加算 会員数29人を超えるクラブへ1人につき500円 500円*510名=255,000円…②</p> <p>【市町村連合会分】 事業費 連合会事業を運営する為に必要な額を毎年市と協議により決定 2,430,000円…③ 人件費 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱第4条により、市職員係長以下(再任用除く)平均給与の5割分 5,539,977円*0.5=2,769,989円…④</p> <p>①~④合計 8,142,989円</p> <p><small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small></p>															
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C 8,143		国補助率 対象経費の2/3		県等補助率 1/3		市補助率 1/3		国・県等補助金額B 4,496		市補助負担額C 3,647	
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)															
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)									
		予算額(当初)		7,485		7,356		7,356									
		決算額		6,813		7,102		7,216									
		補助件数(件)		1		1		1									
7 本補助金の終期に対する考え。		老人クラブの活動事業は補助金を主な財源として活動しており、本市の54団体1,898名の会員が発信する明るい長寿社会の実現には必要な事業であるため、終期の設定はせず今後も継続をする。															

補助金等概要調査票

補助金番号		20			補助金名		提出日	令和 7 年 2 月 5 日		
款	項	目	大事	小事	シルバー人材センター補助金			担当課名	高齢者支援課	
3	1	3	2	2	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 58年度 42年経過 令和			電話番号	04-7150-6080	
根拠規則・要綱等					公益社団法人流山市シルバー人材センター運営補助金交付要綱			所属長名	木村 正宏	
令和7年度予算確定額					9,000千円		「参考」 (令和6年度当初予算額) 9,000千円			
							(令和6年度現計予算額(補正後)) 9,000千円			
1 補助金等の趣旨、目的		地方公共団体は、高齢退職者の就業の促進及び福祉の増進に資することを目的として、必要な措置を講ずるよう努力義務が規定されていることから、シルバー人材センターの健全な発展を図るうえで、就業の定着・促進、支援にかかる事務及び事業運営上の事務費等の継続を図るため補助金を交付するものである。 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条)								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			公益社団法人 流山市シルバー人材センター					
2 内容・効果		働く機会を得たい、社会に役立つ仕事をしたいなど意欲の高い高齢者に対し、これまでの豊富な知識、経験、技能を活かして働ける場を提供するシルバー人材センターに対し、補助金を交付することで活動の振興を図り、多種多様な就業の場を多くの高齢者に提供することが期待され、働く高齢者の生きがいが増進されるとともに地域社会の発展に寄与できる。 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条)								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(4-2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり、流山市高齢者支援計画)								
4 算出基準(算式)		厚生労働省職業安定局長通知「シルバー人材センター事業の執行指針」 (高齢者就業機会確保事業費補助金に関する指針)に基づく運営費補助限度額 【令和6年度国庫補助内示額】 高齢者就業機会確保事業費等補助金6,110千円、雇用開発支援事業費等補助金2,890千円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。		所要額 令和7年度 運営費総計 26,401千円 うち「国庫補助金 6,110千円 市補助金 6,000千円」 (見込) 事業費総計 8,476千円 うち「国庫補助金 2,890千円 市補助金 3,000千円」								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		8,800		8,800		9,000		
		決算額		8,800		8,800		9,000		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		国庫補助金は市補助金の交付が無くなると、国の補助金においても運用上交付されなくなることから終期の設定は困難なため今後も継続していく。 また、補助金がない場合、18,000千円の収入減となりシルバー人材センター自体の存続が困難となり、会員の就業機会の損失及び発注者側における業務過多が発生する。 なお、シルバー人材センター自体が拡充・強化を図り、自助努力による自立化へ向けた改善・努力については、今後も要望していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		21			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 5 日	
款	項	目	大事	小事	高齢者住宅改造費助成金			担当課名	高齢者支援課	
3	1	3	3	3	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 7 年度 30 年経過」			電話番号	04-7150-6080	
根拠規則・要綱等					流山市高齢者等住宅改造費助成に関する規則			所属長名	木村 正宏	
令和 7 年度予算確定額					7,600千円			「参考」 (令和 6 年度当初予算額 7,600千円)		
								(令和 6 年度現計予算額 (補正後) 7,600千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		要介護又は要支援認定を受け、日常生活を営む上で移動及び歩行に障害があり、介助を要する高齢者が住み慣れた自宅で安心して日常生活を営むために住宅の一部を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成し、高齢者の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与することによって、高齢者福祉の増進を図るものである。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民					
2 内容・効果		日常生活を営む上で移動等に支障がある、おおむね 65 歳以上の高齢者またはその介助者が手すりの設置、段差の解消、トイレ・浴室等の改造を行った場合、その一部を助成する。 対象工事費用の 2 分の 1、助成限度額 30 万円、所得制限あり。 *介護保険法に定める住宅改修費を補完するものであり、介護給付が本事業支給に優先される								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (4-6 バリアフリーのまちづくり、流山市高齢者支援計画)								
4 算出基準(算式)		令和 7 年度 申請見込件数 80 件 × 助成額 95 千円 = 7,600,000 円 参考： 令和 6 年度決算見込み額 7,600,000 円 (75 件) 平均助成額 = 101 千円 令和 5 年度実績 6,902,000 円 (69 件) 平均助成額 = 100 千円 令和 4 年度実績 5,792,000 円 (58 件) 平均助成額 = 100 千円 令和 3 年度実績 5,802,000 円 (60 件) 平均助成額 = 97 千円 令和 2 年度実績 3,654,000 円 (43 件) 平均助成額 = 84 千円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費 A = B + C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無			0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業 (事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)		
		予算額 (当初)		4,500		5,520		7,600		
		決算額		5,792		6,902		7,600		
		補助件数 (件)		58		69		75		
7 本補助金の終期に対する考え。		手すり、段差などがすでに解消済みの住宅を新築時に設計していることや、市内にある住宅すべてがバリアフリー化を必要としなくなったときを終期と考えるため、現状では今後も継続していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		22			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 5 日	
款	項	目	大事	小事	難聴高齢者補聴器購入助成金			担当課名	高齢者支援課	
3	1	3	3	56	「補助金等の開始時期 昭和 平成 7 年度 0 年経過」 令和			電話番号	04-7150-6080	
根拠規則・要綱等					難聴高齢者補聴器購入助成金規則（案）			所属長名	木村 正宏	
令和 7 年度予算確定額					1,500千円			「参考」 （令和 6 年度当初予算額 0千円） （令和 6 年度現計予算額（補正後） 0千円）		
1 補助金等の趣旨、目的		障害者手帳の取得対象とならない難聴高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力機能の低下による日常生活におけるコミュニケーション能力の向上及び改善を実施することで、社会参加の促進を図るものである。								
		補助金等の交付先を記入→ 例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民					
2 内容・効果		非課税世帯又は均等割り世帯で障害者手帳の取得対象とならない難聴高齢者は、補聴器が高価なことから経済的負担が重く補聴器の購入を断念する機会が多く、日常生活での聴力機能低下を改善することが困難な状況にある。よって、市から補聴器購入費の一部を助成することで、日常生活におけるコミュニケーション能力の向上、社会参加の促進となり、QOLの改善へとつながる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（4-2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり、流山市高齢者支援計画）								
4 算出基準（算式）		令和 7 年度 申請見込件数 50件 × 助成額 30,000円=1,500,000円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C		
			0							
※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4 年度（千円）		5 年度（千円）		6 年度見込（千円）		
		予算額（当初）								
		決算額								
		補助件数（件）								
7 本補助金の終期に対する考え。		難聴は社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因となりえるなど、高齢期の生活に及ぼす影響は大きいといわれている。難聴であることが社会参加の障壁とならないことが根拠とされ、理由が判明するまで終期の設定は行わない。								

補助金等概要調査票

補助金番号		23			補助金名		提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	社会福祉法人等による利用者負担軽減事業補助金		担当課名	介護支援課		
3	1	3	10	1	「補助金等の開始時期 平成 19 年度 18 年経過」		電話番号	04-7150-6531		
根拠規則・要綱等					流山市社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減事業の実施に関する規則		所属長名	岩井 雄二		
令和7年度予算確定額					60千円		「参考」 令和6年度当初予算額 60千円			
							令和6年度現計予算額（補正後） 60千円			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>介護保険サービス利用者のうち、所得や資産等が少なく、生計を立てることが困難である者に対して、介護サービスを利用した際の利用者負担額を一部軽減することで、低所得者のサービス利用促進を図るものである。軽減対象者は市から認定を受け、認定証を提示することで、当事業の実施申出を市に対して行った社会福祉法人（又は社会福祉事業を直接経営する社会福祉法人）が運営する介護サービス事業所を利用した際の負担額が軽減される。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>申請のあった社会福祉法人等</p>								
2 内容・効果		<p>【効果】 所得や資産等が少なく、金銭的な理由で介護サービスの利用が難しい利用者に対し、利用を促進することができる。</p> <p>【軽減対象者】 (1) 世帯の世帯主及びその世帯に属する全ての世帯員が市町村民税が課せられていないこと。 (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 総合計画 施策5-1 高齢者福祉								
4 算出基準（算式）		<p>当該社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額から、当該社会福祉法人等が全てのサービス利用者から受領すべき利用者負担収入の100分の1に相当する額を減じた額の2分の1に相当する額。 なお、公費負担の部分については、市から社会福祉法人に対して支出し、その2分の1が国から、4分の1が県から市へ補助金として交付される。</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			60	0	75%	25%	45	15
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）	5年度（千円）	6年度見込（千円）				
		予算額（当初）		60	60	60				
		決算額		0	0	0				
		補助件数（件）		0	0	0				
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本補助金は介護サービスの利用にあたり、所得の低い方に対して自己負担額を軽減し、介護サービスを利用しやすくするための制度である。 現在、5つの社会福祉法人が実施の申し出を行っており、近年の補助実績はないものの、低所得の方が介護サービスを利用しやすくするために、制度としては維持すべきであり、終期はないものとする。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		24			補助金名			提出日	令和7年2月21日			
款	項	目	大事	小事	重度障害者自動車燃料費助成金 「補助金等の開始時期 平成 12 年度 25 年経過」			担当課名	障害者支援課			
3	1	2	1	3				電話番号	04-7150-6081			
根拠規則・要綱等					流山市重度障害者自動車燃料費助成規則			所属長名	宮澤 敏幸			
令和7年度予算確定額					13,741千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）	14,656千円			
								（令和6年度現計予算額（補正後））		14,656千円		
1 補助金等の趣旨、目的		日常生活を営むうえで、公共交通を利用することが困難なため、自動車の運行を必要とする障害者に燃料費の一部を助成し、障害者の社会参加や自立を促すものである。										
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている重度障害者であって、流山市福祉タクシー利用に関する規則（昭和57年流山市規則第16号）の流山市福祉タクシー利用券の交付を受けていないもの。							
2 内容・効果		日常生活を営むうえで自動車の運行を必要とする障害者に対し燃料費の一部を助成するもので、障害者の社会参加及び自立を促すものである。また、福祉タクシー制度との選択により、対象者のニーズに沿ったサービスの提供ができる。 交付対象者 身体障害者1、2級・下肢障害3級・知的障害者④～A・精神障害者 1級 助成量 1ヶ月25リットル（年間300リットル） 1リットルあたり ガソリン50円、軽油30円の助成										
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画）										
4 算出基準（算式）		伸び率102%を令和6年度執行見込に乗じて 13,471,100円×102% = 13,741,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有		有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無				0						
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）												
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）			5年度（千円）			6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		15,441			14,267			14,656		
		決算額		14,087			14,369			13,472		
		補助件数（件）		1,353			1,360					
7 本補助金の終期に対する考え。		障害が原因で公共交通機関を利用することが困難な方にとって、社会参加や自立を促すためにも、自動車は欠かせないものである。燃料費を助成することで、外出機会の増加を促しており、一定の効果を見込んでいる。代替のない本制度については、終期の設定はできない。										

補助金等概要調査票

補助金番号		25			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	福祉保養所利用助成金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	1	3	「補助金等の開始時期 昭和53年度 47年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市福祉保養所の利用に関する規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					30千円			「参考」 （令和6年度当初予算額 60千円）		
								（令和6年度現計予算額（補正後） 60千円）		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>高齢者、障害者等の心身の健康の保持及び社会参加の促進を図るため、高齢者、要介護者等認定者及び障害者が流山市福祉保養所を利用するに当たり、宿泊費の一部を助成し、心身障害者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている高齢者、要介護者、障害者及び介護者（介護者については、要介護等認定者又は障害者1名につき介護者1名を限度とする。）で構成する30人以上の団体。</p>								
2 内容・効果		<p>30人以上で福祉保養所を利用する団体の中に障害者、要介護認定者とその介護人がいた場合、宿泊費の一部を助成することにより、障害者の社会参加を促進することができる。</p> <p>助成額 1人当たり1,500円</p> <p>協力してもらえる保養所（令和5年度は8か所）と契約を締結し、利用対象者が施設を利用した際に、支払の一部を負担している。保養所によっては、福祉保養所の趣旨を汲んで、独自のサービスを提供するところもある。事前に団体からの申請を受け付けたのち、実際に宿泊したときに市から直接保養所に支払いしている。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（								
4 算出基準（算式）		助成額1,500円×20人=30,000円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額（R7年度予算要求時・単位：千円）		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		60		60		60		
		決算額		20		0		0		
		補助件数（件）		13		0		0		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>補助金制度の開始から40年以上が経過しているが、利用者が固定化しており、民間宿泊施設も障害者サービスを独自に実施していることから、必要性は低下している。再度、制度の在り方を検討した上で、拡充、代替、廃止を含めて検討し、制度の終期を決定したい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		26			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	福祉タクシー利用補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	1	3				「補助金等の開始時期 昭和57年度 43年経過」		
根拠規則・要綱等					流山市福祉タクシー利用に関する規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					20,185千円			「参考」 （令和6年度当初予算額 22,032千円）		
								（令和6年度現計予算額（補正後） 22,032千円）		
1 補助金等の趣旨、目的		市内に居住する重度障害者の社会活動の範囲の拡大を図るものである。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている重度障害者であって、流山市重度障害者自動車燃料費助成規則（平成12年流山市規則第20号）に基づく自動車燃料給油券の交付を受けていないもの。					
2 内容・効果		市内に居住する重度障害者の社会活動の範囲の拡大に資するため福祉タクシーを利用する場合においてその運賃の一部を助成し、心身障害者の在宅福祉の向上に寄与する。 タクシー券 1枚：運賃料金の9割相当額（上限720円） 交付対象者 身体障害者1、2級・下肢障害3級・知的障害者④～A・精神障害者 1級 交付枚数 月6枚、年間72枚（人工透析者 月8枚年間96枚 希望により216枚を追加支給）								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画）								
4 算出基準（算式）		令和6年度執行見込19,788,550円に伸び率102%を乗じる。 19,789千円×102% = 20,185千円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額（R7年度予算要求時・単位：千円）		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		22,832		23,880		22,032		
		決算額		21,109		21,600		19,789		
		補助件数（件）		31,632		32,000				
7 本補助金の終期に対する考え。		本制度は、重度障害者の社会参加のために欠かすことのできないものであり、通院や福祉サービスの受給にも利用されている。代替の制度設計も困難であり、自動車燃料費の助成と合わせて、障害者の移動手段の確保に効果があるため、終期は検討しない。								

補助金等概要調査票

補助金番号		27			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	グループホーム等入居者家賃補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	1	3	「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					32,259千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)		31,318千円
								(令和6年度現計予算額(補正後))		31,318千円
1 補助金等の趣旨、目的		グループホーム等の入居者が支払った家賃の補助をすることにより、利用者の負担軽減を図る。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			グループホーム等の入居者であって、市が援護の実施機関となっているもの					
2 内容・効果		グループホーム等の入居者が支払った家賃の補助をすることにより、利用者の負担軽減を図り、自立と社会参加を促進することができる。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画)								
4 算出基準(算式) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。		令和6年度補助対象者見込み 213名(補助対象者増加見込み 30名) 令和7年度補助対象者見込み 228名・・・① 一人当たりの年間補助額 141,484円・・・② ①×②=32,258,352円								
		本事業は「千葉県障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱」に基づき市が実施する事業であり、県補助率は1/2である。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有 無	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
				32,259			1/2	1/2	16,129	16,130
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)		
		予算額(当初)		22,456		27,433		31,318		
		決算額		23,530		25,892		31,318		
		補助件数(件)		153		183		213		
7 本補助金の終期に対する考え。		国の障害福祉計画等策定に係る基本的な指針では、障害者等の地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備が求められている。グループホーム等入居者に対する家賃補助は、障害者等やその家族の入居に係る経済的な負担軽減を図り、入居継続に寄与することで、障害者等の地域移行の促進、地域生活における自立した生活の実現に対し有用であるため、終期の設定は難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		28			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	地域活動支援センター等重度加算補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	1	3				「補助金の開始時期 平成18年度 19年経過」		
根拠規則・要綱等					流山市地域活動支援センター等重度加算補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					420千円			「参考」 (令和6年度当初予算額		600千円)
								(令和6年度現計予算額(補正後)		600千円)
1 補助金等の趣旨、目的		障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、地域活動支援センター等において重度障害者を受け入れた場合に補助金を交付する。 重度障害者 身体障害1～2級、 知的障害⑥の1～Aの2、 精神障害1級								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			本市に居住地を有する重度障害者を受け入れた地域活動支援センター等を設置する者					
2 内容・効果		地域活動支援センター等に補助金を交付することにより、施設運営の安定が図られる。 補助額は、1人当たり月額10,000円								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他								
4 算出基準(算式)		・令和6年度予算額 10,000円×12月×5人=600,000円 ・令和7年度当初予算額 10,000円×12月×3.5人=420,000円 (内訳) 地域活動支援センター1か所 10,000円×12月×3.5人=420,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			420		1/2	1/2	210	210
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		600		600		600		
		決算額		360		360		600		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		重度障害者の方は、社会参加が難しい場合がある。このため、重度障害者の地域活動支援センターでの活動を促進するために本制度が必要である。 重度障害者の活動が、地域活動支援センターに限られず、どこの地域でも受け入れられるようになった際には、終期の設定を検討する。								

補助金等概要調査票

補助金番号		29			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	心身障害者一時介護料助成金 「補助金等の開始時期 平成7年度 30年経過」			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	1	3				電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市在宅障害者一時介護料助成規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					1,083千円			「参考」 (令和6年度当初予算額		1,142千円)
								(令和6年度現計予算額(補正後)		1,142千円)
1 補助金等の趣旨、目的		在宅で障害者を介護している者(以下「介護者」という。)が、疾病その他の理由により、在宅での介護が一時的に困難となり、当該障害者の介護を委託した場合に予算の範囲内において、当該委託に係る費用の一部を助成することにより、介護者の負担の軽減を図るもの。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている介護者又は当該介護者の属する世帯の世帯主で、当該介護者の理由により、一時的に介護ができなくなった場合。					
2 内容・効果		介護者が冠婚葬祭や介護疲れなどの理由により、一時的に障害者の介護ができなくなった際に、介護を第三者に委託するケースがあり、その際に生じた費用の一部を助成することによって、介護者の負担の軽減を図ることを狙いとする。1日当たりの助成限度額は5,000円、1年間の助成限度額は障害者1人につき50,000円。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)								
4 算出基準(算式)		令和元年度から令和5年度までの執行実績の平均による。 $1,537,900 + 1,046,000 + 958,200 + 1,022,500 + 849,500 \div 5 = 1,082,820$ 円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)		
		予算額(当初)		1,537		1,537		1,142		
		決算額		1,023		850		1,142		
		補助件数(件)		197		159				
7 本補助金の終期に対する考え。		本制度は、近隣市でも実施されており、介護者の行事参加やレスパイトも対象としており、助成対象者には一定の効果があることから、今後も継続しての助成を考えており、終期の設定は難しい。ただし、介護依頼を第三者としており、制度実施の適法性が脆弱な面もある。新たに手続きを厳格化し、全ての障害者にサービスが行き届くように案内を強化している。								

補助金等概要調査票

補助金番号		30			補助金名			提出日	令和7年2月21日
款	項	目	大事	小事	障害者福祉団体運営事業費補助金			担当課名	障害者支援課
3	1	2	1	4				「補助金等の開始時期 平成27年度 10年経過」	
根拠規則・要綱等					流山市障害者福祉団体運営事業費補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸
令和7年度予算確定額					1,078千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 842千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 842千円	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>市内に居住する障害者で組織する障害者福祉団体に対し、運営費の一部を補助することにより、福祉団体の運営の安定化を図る。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>障害者又はその保護者若しくは介護者で構成され、障害者の福祉の増進を目的に組織された団体。</p>							
2 内容・効果		各団体が事業(研修や交流会及び各種大会等)を通して、会員相互の理解と親睦を深め、障害者の社会参加を促進することができる。							
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(
4 算出基準(算式)		<p>7団体に助成 各団体の過年度実績に応じ、44,500円から330,000円までの間で支給。 1団体増えたこと及び各団体に調査を実施により算定。</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>							
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
	無		0						
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年 度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
		予算額(当初)	842	842	842				
		決算額	842	740	842				
		補助件数(件)	6	6	6				
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>障害者団体は会費で運営されているが、研修、障害当事者や家族の交流、大会への参加などで支出を要している。会員の会費のみで全てを補うのは負担が大きいため、本制度による助成は欠かせないものである。また、障害者団体は、市の施策に協力したり、福祉行政への意見を頂戴することもあるため、安定した運営が必要であることから終期の設定は難しい。</p>							

補助金等概要調査票

補助金番号		31			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	身体障害者住宅改造費助成金			担当課名	障害者支援課		
3	1	2	1	9				「補助金等の開始時期 平成7年度 30年経過」			電話番号
根拠規則・要綱等					流山市高齢者等住宅改造費助成に関する規則			所属長名	宮澤 敏幸		
令和7年度予算確定額					600千円			「参考」 (令和6年度当初予算額		600千円)	
								(令和6年度現計予算額(補正後)		600千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		市内の居宅で日常生活を営むために真に住宅の一部を改造する必要がある高齢者若しくは身体障害者(以下「高齢者等」という。)又は当該高齢者等と同居する者(以下「介助者」という。)に対し、その改造費の一部を助成することにより、高齢者等の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。									
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録された高齢者等又は介助者であって、①～③のいずれにも該当するものとする。①改造しようとする住宅を自ら所有する者又は当該住宅所有者の改造承諾を得た者②市税を完納している者③高齢者等及び介助者のうち前年所得税課税年額が最も多い者の当該所得税課税年額が30万円未満の者						
2 内容・効果		上記対象者が住宅の改造を行った場合、30万円を限度に改造に要した費用の1/2を助成する。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)									
4 算出基準(算式)		上限額までの助成申請が2件あった場合の金額を計上 600,000円									
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。											
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0						
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		600		300		600			
		決算額		388		164		600			
		補助件数(件)		2		1		2			
7 本補助金の終期に対する考え。		住環境のバリアフリーは、障害者にとって重要であり、各様態に応じた整備が必要である。障害は、居住当初から想定できるものではないため、流山市に住み続けてもらうために本制度は不可欠であり、終期の設定は困難である。									

補助金等概要調査票

補助金番号	32				補助金名	提出日	令和7年2月21日				
款	項	目	大事	小事	成年後見人等報酬助成金	担当課名	障害者支援課				
3	1	2	1	12	「補助金等の開始時期 平成19年度 18年経過」	電話番号	04-7150-6081				
根拠規則・要綱等					流山市成年後見制度利用支援事業実施規則	所属長名	宮澤 敏幸				
令和7年度予算確定額					4,440千円	「参考」					
						(令和6年度当初予算額)		4,008千円			
						(令和6年度現計予算額(補正後))		4,008千円			
1	補助金等の趣旨、目的				<p>成年後見制度(市長申立て)の利用の場合、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況である者に対し、申立費用及び成年後見人等に支払うべき報酬を助成することにより、成年後見制度の利用を促進し、障害者本人の財産管理、悪質商法からの被害回避、病院や施設への入退所などの医療・福祉サービスの利用など、本人の権利を守ろうとするものである。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>本市が保険者である介護保険の被保険者又は本市が援護の実施機関である障害者のほか、本市の住民基本台帳に記録されている者で、成年後見制度に関する支援の状況を勘案し、市長が特に必要と認めた者。</p>						
2	内容・効果				<p>審査請求に基づき、市長申立てによる後見開始等の審判を受けた者が、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者で、次のいずれかに該当する者であると認められる場合には、成年後見人等に支払うべき報酬の全部又は一部に対し、助成金を支給する。</p> <p>1 生活保護受給者 2 報酬の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況である者 3 その他市長が必要と認める者</p>						
3	対象事業の政策的な位置付け				基本計画・実施計画・その他(障害者総合支援法及び第8期流山市高齢者支援計画)						
4	算出基準(算式)				<p>報酬の助成</p> <p>継続分(施設入所者) 18,000円(上限)×12ヶ月×5人=1,080,000円 (在宅) 28,000円(上限)×12ヶ月×8人=2,688,000円 新規分(在宅) 28,000円(上限)×12ヶ月×2人=672,000円 合計 4,440,000円・令和7年度当初予算額</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>本事業は障害者総合支援法第77条に基づき市が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つであり、補助率は、国1/2、県1/4である。</p>						
5	国・県等の補助金等の有無・割合		有		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		4,440		1/2	1/4	1/4	3,330	1,110	
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6		補助金の推移		年度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)	
		予算額(当初)				5,016		5,016		4,008	
		決算額				1,053		2,995		3,414	
		補助件数(件)				4		12		17	
7	本補助金の終期に対する考え。				<p>経済的理由により成年後見制度の利用が困難な障害者に、成年後見人への報酬等の助成を行うことで、成年後見制度の利用を促進し、障害者の権利擁護の支援などに繋がることは有用であることから、今後も継続しての助成を考慮しており終期の設定は難しい。</p>						

補助金等概要調査票

補助金番号		33			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	障害者支援施設等通所交通費助成金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	1	63	「補助金等の開始時期 平成19年度 18年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市障害者支援施設等通所交通費助成規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					11,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 13,300千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 13,300千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>障害者等が障害者支援施設等へ通所するために要する交通費の一部を助成することにより、障害者等の経済的負担を軽減し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>市長から就労移行支援若しくは就労継続支援について法に基づく支給決定を受け、又は福祉作業所との契約に基づき障害者支援施設等を利用する者。</p>								
2 内容・効果		<p>就労継続支援事業所等の賃金は少額であり、通所交通費を差し引くと毎月ほとんど手元に賃金が残らない。このため、障害者の就労意欲、自立意欲を向上させ、あわせて生活の安定を図るため、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所等に通う障害者に交通費を助成。また、生活介護や地域生活支援事業所に通所するための交通費を助成することによって、障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進している。</p> <p>助成額 実費交通費の1/2とし、上限額は月額10,000円(平成28年度変更)</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)								
4 算出基準(算式)		<p>各年度の実績及び前年度からの増加率から7年度の金額を見積もる</p> <p>R3年度実績：7,792,220円(105%) R4年度実績：8,383,250円(108%) R5年度実績：9,465,670円(113%) R6年度見込み：10,317,580円(109%、R3～R5までの増加率の平均) R7年度予算、11,246,162円(109%、R3～R5までの増加率の平均)</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>予算の見地から11,000千円</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位：千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)				
		予算額(当初)		8,338	9,637	13,300				
		決算額		8,384	9,447	10,318				
		補助件数(件)		482	574	606				
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>障害者の施設利用は、社会参加促進の効果があり、多様性社会の促進につながる。就労支援利用の障害者にとっては、経済的支援の益もあり、本制度の終了による代替制度の設計は困難であり、終期の設定は難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		34			補助金名			提出日	令和7年2月21日								
款	項	目	大事	小事	強度行動障害者支援事業補助金			担当課名	障害者支援課								
3	1	2	3	3	「補助金等の開始時期 令和 3 年度 4 年経過」			電話番号	04-7150-6081								
根拠規則・要綱等					流山市強度行動障害者支援事業補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸								
令和7年度予算確定額					10,967千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 13,565千円)									
								(令和6年度現計予算額(補正後) 13,565千円)									
1 補助金等の趣旨、目的		<p>強度行動障害のある方を受け入れるために、指定障害者入所施設および共同生活援助事業所が、人員を加配して配置した場合、その人件費について補助することにより、施設での安全及び適切な支援を確保することを目的とする。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>本市が援護の実施機関となっている重度強度行動障害者を入所させ、人員の加配を行った障害者支援施設および共同生活援助事業所</p>															
2 内容・効果		<p>自分の身体をたたいたり、食べられないものを口にに入れる、危険につながる飛び出し等、本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり、物を壊す、大泣きが何時間も続く等、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こる強度行動障害により、自宅での生活が困難となった障害者を、適切で専門的な支援を行うために障害者福祉施設等に入所させ、施設で安全な生活を送るためには、法律で定める規定以上の人員が必要であることから、人件費の負担が施設に生じることになる。その負担に対し、補助金を交付することで、強度行動障害のある方の生活の場の確保につなげることができ、24時間目を離すことができ、強度行動障害のある方が、適切で専門的な支援を受けながら、安全に暮らすことができるようになる。</p>															
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（															
4 算出基準(算式)		<p>重度の強度行動障害（行動関連項目18点以上） 支援員追加加配 補助単価 28,860円 対象障害者1名 28,860円*365日*1名=10,533,900円・・・①</p> <p>強度行動障害（行動関連項目15点以上） 補助単価 4,810円 対象障害者1名 4,810円*90日*1名=432,900円・・・② ①+②=10,966,800円（県補助1/2あり）</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>															
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有		有の場合の国県等・市の割合及び額（R7年度予算要求時・単位：千円）		総事業費A=B+C		国補助率		県等補助率		市補助率		国・県等補助金額B		市補助負担額C	
		無				10,967				1/2		1/2		5,483		5,484	
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）																	
6 補助金の推移		年 度		4 年度（千円）				5 年度（千円）				6 年度見込（千円）					
		予算額（当初）		4,097				3,031				13,565					
		決算額		0				2,508				10,534					
		補助件数（件）		0				2				1					
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>重度の強度行動障害のある障害者を受け入れる施設で安全に支援を提供するためには、施設の構造的な問題をなくすだけでなく、人の手を増やして支援を提供する必要がある。こうした体制をとることは、重度の強度行動障害のある障害者の安全だけでなく、他入所者の安全の確保及び施設における虐待防止を図る上で重要となる。受け入れを行った指定障害者入所施設等に対し、障害者が施設で安全及び適切な支援を受けられるよう当該補助金を交付することで、支援体制の強化を図ることができ、重度の強度行動障害のある障害者の安全な生活の場が確保できることから、終期の設定は難しい。</p>															

補助金等概要調査票

補助金番号		35			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	強度行動障害短期入所特別支援事業補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	3	3	「補助金等の開始時期 令和3年度 4年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市強度行動障害短期入所特別支援事業補助金交付要綱(仮)			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					133千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 397千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 397千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>強度行動障害のある障害児者が短期入所の利用にあたり、支援員の加配等を行った場合に短期入所事業所に対し補助することにより、障害者が安全に過ごし、その家族が休息をとることで、在宅生活を維持することを目的とする。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>本市が援護の実施機関となっている強度行動障害者が短期入所するために人員の加配を行った短期入所事業所</p>								
2 内容・効果		<p>自分の身体をたたいたり、食べられないものを口にのける、危険につながる飛び出し等、本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり、物を壊す、大泣きが何時間も続く等、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こる強度行動障害により、在宅生活を支える家族が疲弊することを回避し、休息等をとることを目的に短期入所支援の利用を希望するが、事業所で安全に過ごすためには、手厚い支援のための人員が必要であることから、人件費等の負担が事業所に生じることになる。その負担に対し、補助金を交付することで、強度行動障害のある方の居場所の確保につなげることができ、24時間目を離すことができない強度行動障害のある方を支える家族が休息することができる。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他()								
4 算出基準(算式)		<p>行動関連項目13点以上であり、行動関連項目のうち、コミュニケーション、説明の理解を除いた項目で2点と算出された項目が1以上ある者 補助単価 一人当たり 4,720円 (県補助1/2あり)</p> <p>対象者を3人とし、7日間の短期入所をそれぞれ4回利用する。 4,720円×7日×1人×4回=132,160円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			133		1/2	1/2	66	67
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)	397		397		397			
		決算額	0		0		265			
		補助件数(件)	0		0		2			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>強度行動障害がある障害児者の在宅生活では、自傷や他害行為等の行動障害のため、同居する家族への負担が大きい。そのため、家族のレスパイトとして短期入所が利用できることは、在宅生活継続のために重要であると考えられる。強度行動障害児者が事業所で安全に生活できるよう、また、その家族が休息を取ることによって在宅生活を維持できるよう、強度行動障害児者を受け入れる短期入所事業所に対し当該補助金を交付することは有用であり、終期の設定は難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		36			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	計画相談支援推進事業補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	3	3	「補助金等の開始時期 令和7年度 0年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					(仮) 流山市計画相談支援推進事業補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					3,650千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 0千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 0千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>障害者総合支援法に基づく指定特定・障害児相談支援事業所に対し、開設費用及び新規配置等の人件費を補助することにより、潜在的な相談支援専門員の雇用を促進し、本来障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成件数の増加を目指すとともに、指定特定・障害児相談支援事業所の運営安定化を目的とする。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			指定特定・障害児相談支援事業所					
2 内容・効果		<p>障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画作成費は、安定した事業運営を行うには単価が低く、新規事業所の開設は事業者の参入が乏しい。そのため、指定特定・障害児相談支援事業所の開設費用および人件費等の補助を行うことにより、新規事業所の開設を促すとともに、潜在的な相談支援専門員の雇用を促進することで、セルフプラン率の改善、適正なサービス利用及び給付費の抑制を図る。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)								
4 算出基準(算式)		<p>開設支援費 500,000円×1か所</p> <p>運営費補助 新規常勤配置 900,000円×3人=2,700,000円 新規非常勤配置 450,000円×1人=450,000円</p> <p style="text-align: right;">合計 3,650,000円</p>								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		0		0		0		
		決算額		0		0		0		
		補助件数(件)		0		0		0		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等を利用する場合は、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)が原則必要となる。すべての障害福祉サービス等利用者にサービス等利用計画の作成が可能となる十分な相談支援専門員数が確保でき、かつ、安定した事業運営が可能な報酬単価となった場合には終期を設定することができると思う。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		37			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	障害者グループホーム運営費補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	3	8	「補助金等の開始時期 平成21年度 16年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					16,043千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 17,463千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 17,463千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>障害者グループホーム等に運営に対する補助金を交付することにより、グループホーム等の安定した運営と支援の充実を図る。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>本市が法に基づく援護の実施機関である障害者が入居しているグループホーム</p>								
2 内容・効果		<p>平成18年4月から障害者自立支援法が施行されたことにより、ケアホームの報酬単価は一律月割りから障害程度区分による日割り、グループホームの報酬単価は一律月割りから一律日割りに変わったこと。このことにより、入院時や帰宅時にはグループホーム及びケアホームは報酬が算定できない場合があり、収入が減額となる。また、重度障害者を受け入れるためには支援体制の強化が必要となる。そのため、小規模のグループホームについて、安定した運営を図り、障害者の地域移行に配慮するため、グループホームに対し、運営費の補助をすることにより安定した支援の充実を図ることができる。</p>								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画）								
4 算出基準(算式)		<p>【令和6年度決算見込み額】 令和3年度～令和5年度の実績平均 15,263,236円</p> <p>【令和7年度】 令和6年度決算見込み額+新規利用見込み分 15,263,236円+779,370円=16,042,606円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>本事業は「千葉県障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱」に基づき市が実施する事業であり、県補助率は1/2である。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額（R7年度予算要求時・単位：千円）		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			16,043		1/2	1/2	8,021	8,022
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年度	4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）			
		予算額（当初）	15,720		16,337		17,463			
		決算額	15,720		12,874		15,264			
		補助件数（件）	27		26		28			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>障害者の地域移行や自立した生活を送るためにグループホームを選択する障害者は多くなっており、安定して運営できるグループホームは不可欠である。グループホームの運営安定化を図り、障害者等の自立を促進させるためにも本補助金は必要であり、今後も継続して補助する。ただし、国の報酬単価の改定や加算等の創設により、安定した運営が可能となる収入が得られるようになった場合には、終期について検討する。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		38			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	障害者福祉サービス等利用助成金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	3	9	「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市障害福祉サービス等利用助成事業実施規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					761千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 767千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 767千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>障害者及び障害児の保護者が障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等を利用したときにかかる自己負担について、助成することで利用者の負担軽減を図る。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>地域生活支援事業のみを複数回利用した者又は同一の月に障害福祉サービス等又は地域生活支援事業を利用した者。</p>								
2 内容・効果		<p>次の場合に助成金を交付する。</p> <p>1 地域生活支援事業を複数利用する者で、月額利用者負担額を合算した額が同事業のそれぞれの区分の月額負担上限額を超える者。</p> <p>2 障害福祉サービス等の利用び市町村が行う地域生活支援事業を利用する者で月額利用負担額を合算した額が総合月額上限額(37,200円)を超える者。</p> <p>3 同一の世帯に属する支給決定障害者が複数いる場合において、同一の月に受けたサービス費の合算額が総合月額上限額を超える者。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)								
4 算出基準(算式)		<p>令和6年度助成見込人数 60人 平均助成金額 12,680円</p> <p>令和7度見込み 助成見込人数×平均助成金額 60人×12,680円=760,800円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		767		767		767		
		決算額		0		0		761		
		補助件数(件)		0		0		60		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>障害者総合支援法、児童福祉法、介護保険法の各々に定めている障害福祉サービス等を複数利用している場合、障害児者やその保護者は各制度ごとに自己負担が発生しており、経済的な負担は大きい。旧障害者自立支援法が障害者総合支援に改正され、応益負担から応能負担に変更となった経過も踏まえ、当該助成金を交付することで経済的な負担を軽減し、所得に応じた負担とすることは、障害児者の自立等の促進に有用であることから、終期の設定は難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		39			補助金名			提出日	令和7年2月21日			
款	項	目	大事	小事	障害者自動車運転免許取得助成金			担当課名	障害者支援課			
3	1	2	3	9				「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」			電話番号	04-7150-6081
根拠規則・要綱等					流山市障害者自動車運転免許取得助成事業実施規則			所属長名	宮澤 敏幸			
令和7年度予算確定額					200千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 300千円)				
								(令和6年度現計予算額(補正後) 300千円)				
1 補助金等の趣旨、目的		障害者に対し自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成することにより、障害者の就労等社会活動への参加を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。										
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている障害者で、自動車運転免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められるもの							
2 内容・効果		助成対象経費(自動車教習所への入所料、教材費、適性検査料、教習料等)に3分の2を乗じて得た額を助成額とする。(限度額10万円)										
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)										
4 算出基準(算式)		助成額 100,000円(限度額)×2人=200,000円										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有		有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無				0						
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)												
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)				
		予算額(当初)		100		200		300				
		決算額		300		600		300				
		補助件数(件)		3		6		3				
7 本補助金の終期に対する考え。		障害者の自立や社会活動への参加につながる制度であり、全国的に実施されている助成であるため、終期の設定は難しい。										

補助金等概要調査票

補助金番号		40			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	身体障害者用自動車改造費助成金			担当課名	障害者支援課		
3	1	2	3	9				「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」			電話番号
根拠規則・要綱等					流山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則			所属長名	宮澤 敏幸		
令和7年度予算確定額					200千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 200千円)			
								(令和6年度現計予算額(補正後) 200千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>身体障害者が就労、通学、通院等に使用するため、自らが所有し、運転する自動車を改造した場合に、改造に要した経費を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>									
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			次のいずれにも該当する身体障害者 ①本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。②自動車を就労、通学、通院等自身の自立又は更生のために利用すること。③自動車の運転免許証を有すること。④自動車の操向装置、駆動装置等の一部について、自ら運転するために改造することが必要であること。等						
2 内容・効果		<p>肢体不自由の1級又は2級の身体障害者が、自ら運転するために、自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要した費用に相当する額(限度額10万円)を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に寄与する。</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)									
4 算出基準(算式)		<p>助成額100,000円(限度額)×2人=200,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
		無			0						
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		200		200		200			
		決算額		110		133		200			
		補助件数(件)		2		2		2			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>各自動車メーカーで障害者のための改造を準備しており、障害者の移動手段としても自動車は重要なことから、本助成は有効であり、継続する。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		41・42			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	地域活動支援センター運営事業費補助金			担当課名	障害者支援課		
3	1	2	3 6	9 52				「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」			電話番号
根拠規則・要綱等					流山市地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸		
令和7年度予算確定額					26,680千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）		27,598千円	
								（令和6年度現計予算額（補正後））		27,598千円	
1 補助金等の趣旨、目的		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1項第9号に規定する地域活動支援センター（Ⅰ型～Ⅲ型）の運営事業に要する経費の一部を助成することにより、障害者等の社会復帰及び社会参加の促進を図るもの。									
		補助金等の交付先を記入→ 例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			地域活動支援センターを設置する法人格を有する団体						
2 内容・効果		<p>地域活動支援センターに在籍する人数に応じて定められる基礎額（430万円～943万円）及び対象事業によって加算される機能強化分（市内設置のセンターに限る）を、地域活動支援センターを設置する法人格を有する団体に対して交付する。</p> <p>令和6年度から、重層的支援体制整備事業の適用開始により、地域活動支援センターの機能強化部分について事業分離。地域活動支援センターⅠ型6,000千円、Ⅲ型1,500千円については事業を分けて計上。</p> <p>なお、地域活動支援センターⅡ型については、身体障害者デイサービスで指定管理事業のため、補助金については、指定管理料に含まれている。</p>									
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画）									
4 算出基準（算式）		<p>流山市地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱に基づき、補助基礎額は、基礎的事業補助基準額×毎月1日現在の流山市の補助対象在籍者数の合計／毎月1日現在の総在籍者数の合計から算出される。</p> <p>令和7年度予算額については、令和4年度、令和5年度の平均伸び率100.65%を令和6年度見込額に乘じる。</p> <p>令和4年度 19,170,202円 102%</p> <p>令和5年度 18,930,539円 99.3%</p> <p>令和6年度見込 19,054,627円×100.65%=19,180千円</p> <p>Ⅰ型及びⅢ型の事業分 7,500千円</p> <p>合計 26,680千円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額（R7年度予算要求時・単位：千円）		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
		無			26,680	1/2	1/4	1/4	20,010	6,670	
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）											
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）			
		予算額（当初）		26,423		27,182		27,598			
		決算額		26,671		27,204		26,555			
		補助件数（件）		5		5		5			
7 本補助金の終期に対する考え。		総合支援法に基づく事業であり、制度の趣旨も踏まえると終期の設定は不可能である。									

補助金等概要調査票

補助金番号		43			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	手話通訳者等養成事業補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	3	9				「補助金等の開始時期 令和 3年度 4年経過」		
根拠規則・要綱等					流山市登録手話通訳者等確保助成金支給規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					75千円			「参考」 (令和6年度当初予算額		75千円)
								(令和6年度現計予算額(補正後)		75千円)
1 補助金等の趣旨、目的		初めて登録手話通訳者等となった者に対し、予算の範囲内において、手話通訳者等の資格を取得するために受けた養成講座や試験に要した費用に相当する額の助成金を支給することにより、手話通訳者等派遣事業の担い手を確保することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			流山市手話通訳者等登録台帳に記載された者のうち申請があった者					
2 内容・効果		初めて本市登録手話通訳者等となり、派遣事業に一定程度従事した者に対し、補助金を支給する。これにより、本市手話通訳者等派遣事業の担い手が増えることが期待される。 (補助額) 手話通訳士として登録されたもの 20,000円 手話通訳者全国統一試験の合格者として登録されたもの 25,000円 要約筆記者として登録されたもの 10,000円								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)								
4 算出基準(算式)		補助単価については、流山市登録手話通訳者等確保助成金支給規則(仮称)において規定。 手話通訳者も要約筆記者もそれぞれ2名の増を見込んだ。 手話通訳者 25,000円×3人=75,000円								
※ 予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		75		1/2	1/4	1/4	57	18
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		75		75		75		
		決算額		25		0		0		
		補助件数(件)		1		0		0		
7 本補助金の終期に対する考え。		意思疎通支援者の確保のために継続的に助成制度は必要である。特に、令和4年度から、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第13条第1項の規定により、地方公共団体は、意思疎通支援者の確保等を求められているため、終期の設定は不可能である。								

補助金等概要調査票

補助金番号		44			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	就労支援施設利用者負担助成金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	3	55	「補助金等の開始時期 平成19年度 18年経過」			電話番号	04-7150-6081	
根拠規則・要綱等					流山市障害者就労支援施設利用者負担助成金規則			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					7,747千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 7,000千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 7,000千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>障害者総合支援法に基づく就労支援施設利用者の原則1割負担が発生することによる就労意欲の減退を防止することを目的に利用者の負担に対し助成するものである。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること</p> <p>訓練等給付費又は法30条第1項の規定による特例訓練等給付費の支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者</p>								
2 内容・効果		<p>就労支援施設で働く障害者の工賃水準は依然として低く、そのサービス利用料1割負担を助成し、障害者及びその家族の負担を軽減することで、障害者の自立の促進を図ることができる。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他(第6次流山市障害者計画・第7期流山市障害福祉計画及び第3期流山市障害児福祉計画)</p>								
4 算出基準(算式)		<p>令和6年度1期(4月～7月)実績 1人あたりの平均助成額9,356円</p> <p>令和7年度 第1期見込額 9,356円×4ヶ月×66名=2,469,984円 第2期見込額 9,356円×4ヶ月×69名=2,582,256円 第3期見込額 9,356円×4ヶ月×72名=2,694,528円 合計 7,746,768円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		5,161		6,000		7,000		
		決算額		4,844		5,871		6,849		
		補助件数(件)		156		179		183		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当該助成金を利用することで障害者及びその家族の経済的な負担を軽減し、障害者本人の自立を促すことに効果的であることから、継続した助成を考えている。ただし、今後、障害者総合支援法が改正され、利用者負担がなくなった場合には終了できるものとする。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		45			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	民間知的障害者支援施設運営費補助金			担当課名	障害者支援課	
3	1	2	4	1				「補助金等の開始時期 平成4年度 33年経過」		
根拠規則・要綱等					流山市民間知的障害者支援施設運営費補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸	
令和7年度予算確定額					15,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 15,000千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 15,000千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		民間知的障害者支援施設に、運営に対する補助金を交付することにより、安定した運営と支援の充実を図る。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			社会福祉法人〇〇					
2 内容・効果		市内にある社会福祉法人〇〇は、障害者総合支援法に基づき生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援等のサービスを実施し、知的障害者の社会的自立に向け、事業を展開している。その事業費の一部を補助し、知的障害者支援施設の運営の安定化及び障害者の社会的自立の促進を図るものである。特に〇〇は市内の重度の障害者が利用できる唯一の施設である。利用者の障害状況に対応し、安全にサービスを提供するために職員を確保している。そのため事業費に対する補助が必要である。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他								
4 算出基準(算式)		<p>補助基準額 15,000,000円</p> <p>基本的な算出根拠は、総事業費から当該事業に係る障害福祉サービスの事業収入、利用者の利用料、寄付金その他の収入を控除した額とする。社会福祉法人としての少しでも多く収入を増やし、効率的に運営していくよう指示を行い、15,000千円としたところである。なお、平成15年度までは、25,000千円の補助であった。</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		15,000		15,000		15,000		
		決算額		15,000		15,000		15,000		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		知的障害者のための施設は、障害者本人の社会参加だけでなく、保護者にも同様の障害者家族と接する機会確保にもつながる。独立して採算を見込むことは困難であり、市も継続して補助する必要があるため、終期の設定は難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		46			補助金名		提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	障害福祉サービス等事業所開設準備費補助金		担当課名	障害者支援課		
3	1	2	4	60			「補助金等の開始時期 令和7年度 0年経過」		電話番号	04-7150-6081
根拠規則・要綱等					作成中		所属長名	宮澤 敏幸		
令和7年度予算確定額					60,000千円		「参考」 (令和6年度当初予算額		0千円)	
							(令和6年度現計予算額(補正後)		0千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		市と市民のニーズに合った事業所を誘致するため、補助金を準備するものを補助するもの。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			市内において、障害児者福祉施設を設置する事業者					
2 内容・効果		事業所の設置は千葉県で実施するものであるが、本市は人口増加に伴い、障害児者も増加しており、様々なニーズがある。その中で、特に必要な場合には、市で単独の補助金を設定し、真に必要な事業者を誘致するもの。								
3 対象事業の施策的な位置付け		第7期流山市障害福祉計画、第3期流山市障害児福祉計画								
4 算出基準(算式)		<p>事業所の規模や事業内容に応じて設定する。 補助対象経費は、開設前の6か月分の人件費、賃料、開設のための備品費等である。 特色のある児童発達支援、放課後等デイサービス事業所 例 人件費 専門職5人 賃借料 TX駅前70㎡ 備品費 20,000千円程度 定員20人の重症心身障害児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所 例 人件費 専門職10人 賃借料郊外100㎡ 備品費 40,000千円程度</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		0		0		0		
		決算額		0		0		0		
		補助件数(件)		0		0		0		
7 本補助金の終期に対する考え。		本補助金は、令和7年度の児童福祉施設を設立するために設定したが、流山市地域自立支援協議会においては、継続して誘致することが意見されており、市や市民のニーズもまだまだ尽きないものである。人口減少により、障害施設の飽和が生じた場合に終期を検討する。								

補助金等概要調査票

補助金番号		47			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金 「補助金等の開始時期 平成28年度 9年経過」			担当課名	障害者支援課		
3	2	2	3	1				電話番号	04-7150-6081		
根拠規則・要綱等					重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金交付要綱			所属長名	宮澤 敏幸		
令和7年度予算確定額					295千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 295千円			
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 295千円			
1 補助金等の趣旨、目的		放課後等デイサービス及び日中一時支援等を運営する事業所において、常時医療的ケアが必要な児童に対し、当該事業所の看護師による医療的ケアを実施した場合に、当該看護師に係る人件費の一部を補助する。									
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、 〇〇連合会等、具体的に記載すること			看護師等を雇用し、障害児等の医療的ケアを実施した事業所						
2 内容・効果		日常的に医療的ケアの必要な在宅の障害児(者)の通所先の確保を推進するため、放課後等デイサービス又は日中一時支援等を運営する事業所が、看護師を雇用して当該障害児(者)に対し医療的ケアを実施した場合において、事業費の一部を助成することにより、安定した事業運営が図れる。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(児童福祉法 第6条の2の2 第4項、障害者総合支援法 第2条第1項)									
4 算出基準(算式)		対象事業所1事業所(正看護師1) 看護師の勤務日数見込 30日 9,825円*30日*1=294,750円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有 無	有の場合の国県等・市の割合及び額(R7年度予算要求時・単位:千円)	総事業費A=B+C			国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
				0							
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		3,626		295		295			
		決算額		0		295		295			
		補助件数(件)		0		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		医療的ケア児者を受け入れ可能な事業所は少ないため、国及び県が対象としていなかった准看護師や日中一時支援事業所に補助することで受け入れ事業所の幅が広がる。また、医療的ケアを必要とする在宅の障害児等の通所先を確保するためには必要な補助金であると考え、終期の設定は難しい。									

補助金等概要調査票

補助金番号		48			補助金名			提出日	令和7年 2月21日	
款	項	目	大事	小事	健康づくり推進員協議会補助金			担当課名	健康増進課	
4	1	1	6	2	「補助金等の開始時期 昭和 平成 12年度 25年経過 令和			電話番号	04-7154-0331	
根拠規則・要綱等					流山市健康づくり推進員協議会運営事業費補助金交付要綱			所属長名	渡邊 由美	
令和7年度予算確定額					357千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 357千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 357千円)		
1	補助金等の趣旨、目的		<p>流山市健康づくり推進員は、地域住民に密着した健康的な食生活及び総合的な健康づくりを普及させるとともに、その推進を図ることを目的として、本市に居住する者で、健康づくりの推進を理解し、責任をもってその活動を行うことができるものの中から、市長が委嘱している。</p> <p>流山市健康づくり推進員協議会運営事業補助金は、流山市健康づくり推進員協議会が行う市民の健康づくり支援活動に要する経費の一部として、流山市健康づくり推進員協議会運営事業補助金交付要綱に基づき補助金を支出している。</p>							
	補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等		流山市健康づくり推進員協議会							
2	内容・効果		<p>流山市健康づくり推進員協議会は、栄養講座・ウォーキングイベント等を実施するとともに、健康まつりにおける啓発活動、健康づくり推進員研修会の実施、健康づくり推進員の活動を掲載した広報紙の発行等を行い、市民の健康づくりに寄与している。</p> <p>また、健康づくり推進員自らが、市民に対し事業の活動を積極的にPRしており、より多くの市民が健康に関する事業に参加することで、健康意識の高揚に寄与している。</p>							
3	対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他()</p> <p>流山市総合計画 4-4健康で明るい暮らしづくり 3 健康情報の発信や健康関連施設の充実 ～H31年度 2-1健康・医療 1 ライフステージに応じた市民の健康づくり</p>							
4	算出基準(算式)		<p>補助対象経費(流山市健康づくり推進員協議会の運営に要する経費から流山市健康づくり推進員が負担する会費その他の収入を差し引いた額を限度として市長が必要と認める額とする。)</p> <p>【参考】令和元年度収入・支出決算額より</p> <p>①流山市健康づくり推進員協議会の運営に要する経費 (内訳:事務費、事業費=部会費+通信費+福利厚生費+予備費)</p> <p>②流山市健康づくり推進員が負担する会費</p> <p>③その他の収入:前年度繰越金、栄養講座参加費、預金利息</p> <p>①-(②+③)=市補助金額</p>							
5	国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
			無		0					
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業</p> <p>無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6		補助金の推移		年度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)			357	357	357			
		決算額			0	0	357			
		補助件数(件)			0	0	1			
7	本補助金の終期に対する考え。		<p>地域住民に密着した健康的な食生活及び総合的な健康づくりを普及させることにより、市民が健康で健やかな日常生活を送ることができるようにするため、市が「健康づくり推進員」を委嘱し協議会を組織した上で実施している事業であり終期を設けることは難しい。</p>							

補助金等概要調査票

補助金番号		49			補助金名			提出日	令和 7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	受動喫煙防止対策助成金 「補助金等の開始時期 平成23年度 14年経過」			担当課名	健康増進課		
4	1	1	6	2				電話番号	04-7154-0331		
根拠規則・要綱等					流山市受動喫煙防止対策助成金交付規則			所属長名	渡邊 由美		
令和7年度予算確定額					500千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 500千円)			
								(令和6年度現計予算額(補正後) 500千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		国の「受動喫煙防止対策助成金」を利用して受動喫煙防止のための施設設備の整備に取り組んだ事業者に費用の一部を助成し、多くの事業者が受動喫煙防止対策のための環境整備を整えることにより、一層の受動喫煙防止対策の推進を図るもの 補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等 申請のあった市内事業主									
2 内容・効果		国では、中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し「受動喫煙防止対策助成金」の支給を行っている。 市では、当該助成金の支給決定を受けた、旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業の事業主に対し、喫煙専用室等を設置・改修する場合、その費用の1/4、上限200万円を補助する制度を設けている。 健康増進法の改正が行われ、事業主の責務として受動喫煙の防止に向けた対策が求められており、受動喫煙防止対策を積極的に行う中小企業の事業主に対し市としても助成することにより、本市の受動喫煙防止対策を推進することにつなげる。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 流山市総合計画後期基本計画下期実施計画 健康づくり支援計画									
4 算出基準(算式)		対象者：国の「受動喫煙防止対策助成金」の交付決定を受けた市内に存する旅館、料理店又は飲食店を営む事業主で市税を滞納していない者 補助率：国の「受動喫煙防止対策助成金」の対象経費の4分の1 上限額：2,000千円 (参考) 国の「受動喫煙防止対策助成金」 補助対象：喫煙専用室、屋外喫煙所等の設置・改修に係る経費 補助率：料理店又は飲食店2/3(飲食店以外1/2) 上限額：1,000千円 ※国の助成は直接事業主へ									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0						
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		500		500		500			
		決算額		0		0		0			
		補助件数(件)		0		0		0			
7 本補助金の終期に対する考え。		終期の設定については、事業者が受動喫煙防止対策のための環境整備が整い、国の「受動喫煙防止対策助成金」が終了した時点で補助金の廃止とする。									

補助金等概要調査票

補助金番号		50			補助金名	提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	がん患者等ウィッグ及び乳房等補整具購入助成金	担当課名	健康増進課		
4	1	2	2	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 4年度 3年経過」	電話番号	7154-0331		
根拠規則・要綱等					流山市医療用ウィッグ等購入費用助成規則	所属長名	渡邊 由美		
令和7年度予算確定額					2,970千円	「参考」 (令和6年度当初予算額 2,610千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 2,970千円)			
1	補助金等の趣旨、目的		厚生労働省が定めた、第4期がん対策推進基本計画において、がん治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、治療に伴う外見変化に対するサポートが重要であることを踏まえ、外見の変化を補完し、がん患者の苦痛を軽減するケアの推進が定められた。がん治療やその他の疾患、先天性による身体の欠損に対して、外見の変化や他人との違いに悩む市民の精神的・経済的負担を軽減するため、がん治療等による外見の変化の補完のため、ウィッグ等を購入した市民に助成するものである。						
	補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等		申請のあった市民						
2	内容・効果		がん等の治療や免疫等の疾患による脱毛、その他傷病による欠損等外見の変化を補うための医療用全頭ウィッグ及び、乳房等補整具等の購入に要する費用の一部を助成するもの。費用助成を行うことにより、がん等の患者の精神的および経済的な負担を軽減し療養・生活の質の向上や就学・就労等社会生活の継続を支援する。						
3	対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ <u>その他</u> (健康増進事業の一環として実施)						
4	算出基準(算式)		対象物品は医療用ウィッグ、乳房補整具、エピテーゼ等とし、義肢・義眼、体内に挿入する人工物、保険適用のもの、付属品やケア用品は除く。 【医療用ウィッグ】 (がん患者による申請見込件数：81件) ・国立がん研究センター中央病院アピアランス支援室からの情報提供によると、患者のウィッグの購入価格の中央値が3.8万円であることから、1回のがん診断(部位)に係る治療に対しウィッグは3万円を上限とし、申請は1回限り。ただし、がんの再発等により再度助成対象物を購入したときに限り再度助成を行う。 ウィッグ(がん) 30,000円/件×81件=2,430,000円・・・① (がん以外の疾患等による申請見込件数：2件) ・がん患者によるものと同様、ウィッグは3万円を上限とし、1回限りとする。 ウィッグ(がん以外) 30,000円/件×2件=60,000円・・・② (18歳以下による申請見込件数：2件) ・18歳以下については、成長期であること及び保護者の経済力等による差異ができるだけ生じないよう配慮するため申請は年度ごとに1回1台あたり5万円を上限とし助成する。 ウィッグ(18歳以下) 50,000円/件×2件=100,000円・・・③ 【乳房補整具・エピテーゼ】申請見込件数：乳房補整具 28件、エピテーゼ 2件 乳房補整具は1万円、エピテーゼは5万円を上限とし、申請は各1回限り。ただし、がんの再発等により再度助成対象物を購入したときに限り再度助成を行うほか、18歳歳以下については、年度ごとに各1回の助成を行う。。がん、又はがん以外の疾患等かは問わない。 乳房補整具 10,000円/件×28件=280,000円・・・④ エピテーゼ 50,000円/件×2件=100,000円・・・⑤						
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		2,970,000		47.31	52.69	1,405,000	1,565,000
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6	補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)			
			予算額(当初)	1,200	1,860	2,610			
			決算額	2,415	2,584	2,970			
			補助件数(件)	87	92	115			
7	本補助金の終期に対する考え。		医療用ウィッグ、乳房補正具、エピテーゼを必要とする市民が減るとは考えにくいいため、終期の設定は難しい。						

補助金等概要調査票

補助金番号		51			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	病院内保育運営事業補助金			担当課名	健康増進課		
4	1	3	2	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成 4年度 33年経過 令和			電話番号	7154-0331		
根拠規則・要綱等					流山市病院内保育運営事業補助金交付要綱			所属長名	渡邊 由美		
令和7年度予算確定額					1,408千円			「参考」 (令和6年度当初予算額	1,408千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後)	1,408千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		市内の病院における看護師等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の充足を図るため、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部に対し交付要綱に基づき、補助金を交付する。 病院内保育施設の運営に対しては、県では子どもを持つ医療従事者の離職防止・再就職の促進のために、「千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付しているところであり、市でも、同様に子どもを持つ医療従事者の離職防止・再就職の促進のための確保対策の一環として補助金を交付するものである。									
		補助金等の交付先を記入→ (例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			A病院 B病院						
2 内容・効果		病院設置者が病院内に勤務する看護師等(看護職員等)から保育の委託を受けて看護職員の児童の保育を行うための保育施設(保育児童が4人以上(看護師等の保育児童が1人以上の場合に限る。)、保育時間が8時間以上及び保育士等の職員が2人以上であり、かつ平均月10,000円以上の保育料を徴収している保育施設であって、その施設及び運営について児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)に規定する基準に準ずるものをいう。)の運営を補助する事業である。 対象経費は、病院内保育事業を行うために必要な保育士等の人件費及び委託料の人件費である。保育施設の充実により育児のため離職している看護師等の潜在資格者の確保が可能になり、病院における看護師等の確保ができる。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他()									
4 算出基準(算式)		対象施設:保育児童10人以上(30人未満)、保育時間10時間以上、保育士4人以上の施設 基本額:(保育士人数×基準単価×運営月-保育料収入)×1(調整率) 加算額:24時間加算額+病児等保育加算 補助基本額:補助対象経費の実支出額と基準額を比して少ない金額 補助額:補助基本額の1/10 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 (4(人員)×144,250(単価)×12(運営月数)-2,880,000(保育料収入)×1(調整率))+ (16010(24時間保育単価)×252(24時間保育日数))×1/10=807,000円(B病院) (4(人員)×144,250(単価)×12(運営月数)-2,880,000(保育料収入)×1(調整率))+ (16010(24時間保育単価)×123(24時間保育日数))×1/10=601,000円(A病院)									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0						
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)		1,408		1,408		1,408			
		決算額		1,099		953		1,206			
		補助件数(件)		2		2		2			
7 本補助金の終期に対する考え。		県の補助金と関連することから、県の動向に注視しつつ子どもを持つ医療従事者の離職防止・再就業促進のために現状を維持していくためには、終期の設定は難しく今後も継続する。									

補助金等概要調査票

補助金番号		52			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	骨髄移植ドナー支援事業助成金			担当課名	健康増進課		
4	1	3	2	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成30年度 7年経過 令和			電話番号	7154-0331		
根拠規則・要綱等					流山市骨髄移植ドナー支援助成金交付規則			所属長名	渡邊 由美		
令和7年度予算確定額					210千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 210千円)			
								(令和6年度現計予算額(補正後) 210千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞を提供する市民やドナーが就業するドナー休暇制度を設けている事業者を支援することにより、ドナー登録者の増加及びより多くの必要な方への骨髄・末梢血幹細胞移植の実現を図ることを目的とする。									
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民						
2 内容・効果		日本では、毎年新たに約1万人の方が白血病など血液疾患を発症し、骨髄バンクを介した骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者が毎年2000人以上いるといわれ、この患者を救うには一人でも多くのドナー登録が不可欠である。そのためドナーの経済的支援として千葉県が「骨髄移植におけるドナー支援事業補助金交付要綱」を平成29年8月4日に制定した。流山市においても骨髄移植や末梢血幹細胞移植の推進を目指してドナー及びドナーが就業するドナー休暇制度を設けている事業所に対し、助成金を交付する「骨髄移植ドナー支援事業」を実施するものである。本事業を実施することで、ドナー登録者の増加及びより多くの必要な方への骨髄・末梢血幹細胞移植の実現を図ることに寄与するものである。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 ()									
4 算出基準(算式)		<p>(1) ドナーへの助成 骨髄・末梢血幹細胞提供のために要した通院及び入院の日数、1日につき20,000円、1回の提供につき7日を上限とする。20,000円×7日=140,000円</p> <p>(2) 事業所への助成 ドナーが骨髄・末梢血幹細胞提供のために要したドナー休暇の日数1日につき10,000円、1回の提供につき7日を上限とする。10,000円×7日=70,000円 合計210,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 ※ドナー休暇・職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者として必要な検査入院等のために取得する特別休暇</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			210			1/2	1/2	105	105
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)		210		210		210			
		決算額		280		280		630			
		補助件数(件)		2		2		5			
7 本補助金の終期に対する考え。		骨髄バンクを介した骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者が毎年2000人以上いるといわれ、この患者を救うには一人でも多くのドナー登録が不可欠である。そのためドナーの経済的支援を行うとともに、就業先の事業者に対しても骨髄バンク制度を理解していただき、少しでも多くのドナーを確保するため社会全体で協力が必要と考えることから、終期の設定はせず今後も継続する。									

補助金等概要調査票

補助金番号		53			補助金名			提出日	令和7年2月14日		
款	項	目	大事	小事	地域子育て支援拠点事業費補助金			担当課名	子ども家庭課		
3	2	1	15	2	「補助金等の開始時期 平成13年度 24年経過」			電話番号	04-7150-6082		
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所運営事業補助金交付要綱			所属長名	小谷 和雄		
令和7年度予算確定額					89,674千円			「参考」 (令和6年度当初予算額	89,674千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後)			89,674千円)
1 補助金等の趣旨、目的		地域子育て支援拠点事業の実施事業者である社会福祉法人等に対し、地域子育て支援拠点事業に要する経費の一部を補助することにより、地域子育て支援事業を円滑に実施し、もって市民への子育て支援の充実並びに乳幼児及び児童の福祉の向上を図る。									
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			社会福祉法人 生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山 ほかに10件						
2 内容・効果		(1)内容 地域子育て支援拠点に従事する保育士等の人件費など地域子育て支援拠点事業に要する経費の一部を補助するもの。 (基本分) ア 旧ひろば型(週3日型) 4,494,000円/園 イ 旧センター型(週5日型) 7,198,000円/園 (事業評価増加分) 1,200,000円/園 (2)効果 ひろばを利用した親子の必要なサービスへのつながりが適切になされ、子育て家庭のお困り感を深刻化、複雑化する前に軽減することが見込まれ、虐待の未然防止、更には、子育てしやすく、住み続ける価値の高いまちづくりに寄与する。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画(その他)(交付要綱に基づき位置付けされている。) 施策コード 4-1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり 流山市私立保育所運営費補助金交付要綱									
4 算出基準(算式)		(基本分) 4,494,000円×1園=4,494,000円 7,198,000円×10園=71,980,000円 (加算分) 1,200,000円×11園=13,200,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 合計:89,674,000円									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			89,674		1/3	1/3	1/3	59,782	29,892
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		86,970		89,674		89,674			
		決算額		64,680		85,274		86,474			
		補助件数(件)		11		11		11			
7 本補助金の終期に対する考え。		本補助金は、子育てに悩む保護者の身近な相談窓口や子育て世代の交流の場である「地域子育て支援拠点」の運営に対し補助金を交付するものであることから、子育て世代の増加・維持が見込まれている現状においては、本補助金は必要不可欠であり、終期の設定は難しい。									

補助金等概要調査票

補助金番号		54			補助金名			提出日	令和7年2月14日	
款	項	目	大事	小事	公正証書作成費用補助金			担当課名	子ども家庭課	
3	2	3	1	61	「補助金等の開始時期 令和7年度 0年経過」			電話番号	04-7150-6082	
根拠規則・要綱等					流山市こどものための養育費確保等支援事業補助金交付規則			所属長名	小谷 和雄	
令和7年度予算確定額					130千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 0千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 0千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>子どもの健やかな成長を支えるために重要な役割を担う養育費を確保するため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）利用に必要な経費の一部助成を講じ、もって養育費の継続した確保や親子面会交流の機会の確保を図り、子どもの成長及び生活水準の保障並びにひとり親家庭の福祉の向上につなげることを目的とする。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			母子家庭の母、父子家庭の父である市民					
2 内容・効果		<p>(1)内容 ・公正証書作成経費 ①養育費の取決めに要する費用のうち、公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料 ②家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用郵便切手代 1人につき 19,500円(上限額)</p> <p>(2)効果 離婚時の公正証書等の明確な取決めに促進することで、養育費の支払いや親子面会交流の機会が確保されることで、子どもの成長及び生活水準の保障並びにひとり親家庭の福祉の向上につながる</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画 <u>（その他）</u>（交付要綱に基づき位置付けされている。） 施策コード 610411 すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てできるまちをつくる 流山市離婚前後親支援・親子交流支援事業補助金交付要綱（作成中）</p>								
4 算出基準（算式）		<p>・公正証書作成費用の助成 19,500円×268組×利用率2.63%≒137,444円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			130	1/2		1/2	65	65
※		<p>有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>								
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）								
		決算額								
		補助件数（件）								
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本補助金は、令和6年5月24日に公布された改正民法において、父母の離婚後の子どもの養育への積極的な関わりを期待して「共同親権」の取扱いが追加されるとともに、養育費の履行確保や親子交流の促進についても新たに明記されたことから、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決め（公正証書作成）の機会を提供し、離婚後の生活や子育てに関する不安の軽減するためには、本補助金は必要不可欠であり、終期の設定は難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		55			補助金名		提出日	令和7年2月14日		
款	項	目	大事	小事	裁判外紛争手続費用補助金			担当課名	子ども家庭課	
3	2	3	1	61	「補助金等の開始時期 令和7年度 0年経過」			電話番号	04-7150-6082	
根拠規則・要綱等					流山市こどものための養育費確保等支援事業補助金交付規則			所属長名	小谷 和雄	
令和7年度予算確定額					110千円		「参考」 (令和6年度当初予算額 0千円)			
							(令和6年度現計予算額(補正後) 0千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>子どもの健やかな成長を支えるために重要な役割を担う養育費を確保するため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）利用に必要な経費の一部助成を講じ、もって養育費の継続した確保や親子面会交流の機会の確保を図り、子どもの成長及び生活水準の保障並びにひとり親家庭の福祉の向上につなげることを目的とする。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			離婚を考えている父母、母子家庭の母、父子家庭の父である市民					
2 内容・効果		<p>(1)内容 ・裁判外紛争手続利用の経費 ①弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRに係る申込料及び依頼料に相当する費用 ②調停期日費用 1人につき 25,000円(上限額)</p> <p>(2)効果 離婚時の公正証書等の明確な取決めを促進することで、養育費の支払いや親子面会交流の機会が確保されることで、子どもの成長及び生活水準の保障並びにひとり親家庭の福祉の向上につながる</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画（その他）（交付要綱に基づき位置付けされている。） 施策コード 610411 すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てできるまちをつくる 流山市離婚前後親支援・親子交流支援事業補助金交付要綱（作成中）</p>								
4 算出基準（算式）		<p>・裁判外紛争手続費用の助成 25,000円×268組×2人×11.7%×利用率7%÷110,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			110	1/2		1/2	55	55
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）								
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）								
		決算額								
		補助件数（件）								
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本補助金は、令和6年5月24日に公布された改正民法において、父母の離婚後の子どもの養育への積極的な関わりを期待して「共同親権」の取扱いが追加されるとともに、養育費の履行確保や親子交流の促進についても新たに明記されたことから、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや、離婚後の生活を考える機会（第三者を入れた協議）を提供し、離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減するためには、本補助金は必要不可欠であり、終期の設定は難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		56			補助金名			提出日	令和 7年 2月21日	
款	項	目	大事	小事	私立保育所等運営事業補助金			担当課名	保育課	
3	2	1	5	1	「補助金等の開始時期」昭和 平成 4年度 33年経過 令和			電話番号	04-7150-6124	
根拠規則・要綱等					流山市保育所等運営事業補助金交付要綱（平成4年4月1日告示91号）ほか3つ			所属長名	遠藤 剛	
令和7年度予算確定額					2,920,439千円			「参考」 （令和6年度当初予算額 2,719,521千円） （令和6年度現計予算額（補正後） 2,855,018千円）		
1 補助金等の趣旨、目的		当該補助金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第35条の規定に基づく保育所保育指針の目的を達成するため、保育士の処遇改善や保育の質の向上に資する私立保育所等の運営に係る費用を補助するもの。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			市内の認可私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所					
2 内容・効果		当該事業は19事業による補助金により構成されている。主なものは以下のとおり。 ① 保育士配置改善事業：保育の質の充実を図るため、保育士定数を超過して設置する保育士に係る経費を補助する。 ② 保育士宿舍借上げ支援事業：保育士の定着を図るため、保育士用宿舍の借上げに係る経費を補助する。 ③ 特例保育士処遇改善事業：保育士の確保を図るため、正規保育士及び準保育士の処遇改善に係る経費を補助する。 ④ 要配慮児保育事業：要配慮児の受入れ促進を図るため、加配保育士に係る経費を補助する。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 施策6-1-2 保育サービスの充実）								
4 算出基準（算式）		【積算根拠】 補助額19事業中、主なものは以下のとおり。 ① 保育士配置改善事業 : 506,620千円 ② 保育士宿舍借り上げ支援事業 : 139,276千円 ③ 特例保育士処遇改善事業 : 650,660千円 ④ 要配慮児保育事業 : 111,699千円 【主な増額理由】 ① 安心して子育てを行うことができる環境を整備するため、看護師配置に係る経費を補助する（仮称）病児保育事業（体調不良対応型）を新たに追加するため。 ② 国及び県の補助基準の改正等によるため。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			2,920,439	1/2ほか	1/4ほか	1/4ほか	813,913	2,106,526
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）								
6 補助金の推移		年度	4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）			
		予算額（当初）	2,585,658		2,537,445		2,719,521			
		決算額	2,476,269		2,505,808		2,855,018			
		補助件数（件）	95		96		98			
7 本補助金の終期に対する考え。		当該補助金は、保育を必要とする全ての子どもに健やかで安全安心に成長できる環境の提供、成育環境に関わらず誰一人取り残すことのない健やかな成長の保証に資することから、今後も継続していきたい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		57			補助金名			提出日	令和 7年 2月21日	
款	項	目	大事	小事	私立保育所整備借入金利子補給金			担当課名	保育課	
3	2	1	5	2	「補助金等の開始時期 ^{昭和} 平成 4年度 33年経過」 _{令和}			電話番号	04-7150-6124	
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所整備費借入金利子補給金交付要綱			所属長名	遠藤 剛	
令和7年度予算確定額					7千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 19千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 19千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		当該補助金は、待機児童の解消及び子育ての環境を整備するため、保育所の整備費として借り入れた資金のうち、利子相当分の一部を補助するもの。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			市内の認可私立保育所					
2 内容・効果		保育所の整備費として金融機関から借り入れた資金の利子相当分の一部を補助することで、当該保育所の運営に係る費用負担を軽減し、保育の質の向上を図ることが出来る。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 施策6-1-2 保育サービスの充実								
4 算出基準(算式)		【積算根拠】 (補助金額) = (対象経費) × 1/4 6,212円 = 24,850円 × 1/4 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無							0	
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		44		32		19		
		決算額		44		32		19		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		令和7年度限りで当該補助金の対象となる保育所がなくなるため、同年度をもって廃止とする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		58			補助金名			提出日	令和 7年 2月21日		
款	項	目	大事	小事	私立保育所整備費補助金			担当課名	保育課		
3	2	1	5	51	「補助金等の開始時期 昭和(平成) 6年度 31年経過」 令和			電話番号	04-7150-6124		
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所等整備事業補助金交付要綱（令和3年6月1日告示第64号）			所属長名	遠藤 剛		
令和7年度予算確定額					280,184千円			「参考」 （令和6年度当初予算額 333,375千円）			
								（令和6年度現計予算額（補正後） 29,000千円）			
1 補助金等の趣旨、目的		当該補助金は、待機児童の解消及び子育ての環境を整備するため、私立保育所等の施設整備に要する経費の一部を補助するもの。									
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			市内の認可私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所						
2 内容・効果		国の就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金を活用し、私立保育所等の新設や改修等の施設整備に必要な経費の一部を補助することで、待機児童ゼロの達成や保育の質の向上に寄与することができる。									
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 施策6-1-2 保育サービスの充実）									
4 算出基準（算式）		【算出根拠】 ① 新規私立保育所等の整備 246,059千円 ② 既存私立保育所等の改修 34,125千円									
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。											
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有 <input checked="" type="radio"/> 有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載 無 <input type="radio"/>		総事業費A=B+C 280,184		国補助率 1/2ほか		県等補助率 市補助率 1/4ほか		国・県等補助金額B 241,469 市補助負担額C 38,715	
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）											
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）			
		予算額（当初）		824,739		648,427		333,375			
		決算額		229,344		432,847		29,000			
		補助件数（件）		4		4		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		流山市こども計画によると、就学前児童数は令和9年まで増加傾向が続き、令和10年度から緩やかな減少が見込まれる。また、保育所等申込者数は、令和11年まで増加すると見込んでいる。 令和8年度には北部地域に大規模マンションの完成が予定されており保育需要が増える見込みである一方、既存私立保育所等の中には築年数が40年を超えており改修を要する私立保育所等もあることから、当該補助金の終期の設定は難しいものとする。									

補助金等概要調査票

補助金番号	59				補助金名	提出日	令和 7年 2月21日		
款	項	目	大事	小事	流山市私立保育所等賃借料補助金	担当課名	保育課		
3	2	1	5	51	「補助金等の開始時期 <small>昭和</small> <small>平成</small> 25年度 12年経過」 <small>令和</small>	電話番号	04-7150-6124		
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所等賃借料補助金交付要綱	所属長名	遠藤 剛		
令和7年度予算確定額					157,642千円	「参考」 (令和6年度当初予算額 173,788千円)			
						(令和6年度現計予算額(補正後) 157,643千円)			
1 補助金等の趣旨、目的	当該補助金は、私立保育所等の設置を促進し、待機児童の解消及び私立保育所等の安定した運営を図るため、私立保育所等が賃借している土地・建物に係る費用の一部を補助するもの。								
	補助金等の交付先を記入→ <small>例</small> 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等				市内の認可私立保育所及び認定こども園				
2 内容・効果	土地・建物に係る費用の一部を補助することで、私立保育所等の設置を促進をするとともに運営に係る費用負担を軽減し、待機児童の解消及び私立保育所等の安定した運営に寄与することできる。								
3 対象事業の政策的な位置付け	基本計画 実施計画・その他 (施策6-1-2 保育サービスの充実)								
4 算出基準(算式)	【算出根拠】 ① 建物賃借料補助：補助基準額と公定価格上の賃借料加算額との差額を補助する。 134,136千円(計19園分) ② 土地賃借料補助：土地賃借料の年額と補助基準額を比較し、低い方の額の1/2を補助する。 23,506千円(計9園分) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合	(有) 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C 157,642	国補助率	県等補助率 1/2	市補助率	国・県等補助金額B 70,844	市補助負担額C 86,798	
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移	年 度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
	予算額(当初)	147,841		179,983		173,788			
	決算額	167,976		157,004		157,643			
	補助件数(件)	33		33		29			
7 本補助金の終期に対する考え。	流山市こども計画によると、就学前児童数は令和9年まで増加傾向が続き、令和10年度から緩やかな減少が見込まれる。また、保育所等申込者数は、令和11年まで増加すると見込んでいる。 当該補助金は、待機児童の解消及び私立保育所等の安定した運営に寄与しており、保育需要が伸びている現状において終期の設定は難しいものとする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		60			補助金名			提出日	令和 7年 2月21日	
款	項	目	大事	小事	私立保育所AED設置事業補助金			担当課名	保育課	
3	2	5	2	54	「補助金等の開始時期」昭和 平成 20年度 17年経過 令和			電話番号	04-7150-6124	
根拠規則・要綱等					流山市私立保育所等自動体外式除細動器導入事業補助金交付要綱（平成20年6月25日告示第126号）			所属長名	遠藤 剛	
令和7年度予算確定額					1,963千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）		2,068千円
								（令和6年度現計予算額（補正後））		2,068千円
1 補助金等の趣旨、目的		当該補助金は、流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年流山市条例第39号）の目的を達成するため、私立認可保育所等の設置者が設置する自動体外式除細動器（以下、「AED」と言う。）に関する経費の一部を補助するもの。								
		補助金等の交付先を記入→ 例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			市内の私立認可保育所及び認定こども園					
2 内容・効果		当該補助金は、私立保育所等にAED設置の促進を図るため、賃貸借契約等に係る経費の一部を補助するものである。 公共性の高い私立保育所等にAEDを設置することは公益に資するものであり、流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年流山市条例第39号）の目的の達成に寄与することができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画 その他 （流山市こども計画） 基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実								
4 算出基準（算式）		<p>【積算根拠】</p> <p>① 令和5年度実績額：1,763千円</p> <p>② 新規賃貸借開始園：200千円=50千円*4園分</p> <p>【交付要件等】</p> <p>① 対象経費：私立保育所等が賃貸借契約等に基づき支出した経費の1/2</p> <p>② 対象期間：4月1日から翌3月31日まで</p> <p>③ 補助上限額：年額50千円/1所当たり</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無								
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		2,693		2,588		2,068		
		決算額		1,768		1,763		2,068		
		補助件数（件）		58		60		62		
7 本補助金の終期に対する考え。		令和6年度は、補助対象となる私立保育所等83か所中62か所が当該補助金を活用する見込みとなっており、AED設置は公益に資することから今後も設置希望がある限り補助金を継続したい。								

補助金等概要調査票

補助金番号	61				補助金名	提出日	令和 7年 2月21日		
款	項	目	大事	小事	私立幼稚園等要配慮児受入支援補助金	担当課名	保育課		
10	4	1	5	3	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 19年度 18年経過」	電話番号	04-7150-6124		
根拠規則・要綱等					流山市私立幼稚園等要配慮児受入支援補助金交付要綱（平成19年6月1日告示第121号）	所属長名	遠藤 剛		
令和7年度予算確定額					78,826千円	「参考」 （令和6年度当初予算額 4,500千円） （令和6年度現計予算額（補正後） 4,500千円）			
1	補助金等の趣旨、目的 私立幼稚園等に在籍する要配慮児童の健やかな育成を支援するため、私立幼稚園等の運営に係る費用の一部を補助するもの。								
	補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				市内の私立幼稚園等				
2	内容・効果 私立幼稚園等の設置者に対して補助金を交付することで、要配慮児童の受入れを促進するとともに、健やかな育成に寄与することができる。								
3	対象事業の施策的な位置付け 基本計画・実施計画 その他 （流山市こども計画） 基本目標 3 - (2) - ②=104 私立幼稚園への支援								
4	算出基準（算式） ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 【積算根拠等】 ① 要配慮児童受入促進事業：75,300千円 ・ 軽度区分：70,800千円=50千円*118人*12か月 ・ 重度区分：4,500千円=75千円*5人*12か月 ② 医療的ケア看護職員配置事業：3,526千円 ・ 3,526千円=3,526千円*1人分 【交付要件等】 補助対象：市内居住かつ住民基本台帳に記録されている3歳から5歳までの要配慮児が在籍する又は医療的ケア児が在籍し当該児童に医療的ケアを実施するための看護職員を配置する市内私立幼稚園等 【増額理由】 要配慮児童の受入れ促進を図るため、既存の補助制度を拡充したため。								
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費 A = B + C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無							
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）									
6	補助金の推移		年 度	4年度（千円）	5年度（千円）	6年度見込（千円）			
			予算額（当初）	750	750	4,500			
			決算額	1,300	3,600	4,500			
			補助件数（件）	26	72	90			
7	本補助金の終期に対する考え。 当該補助金は、要配慮児童の健やかな育成に資するものであり、かつ私立幼稚園等の受入れ促進を図るためのものである。 また、身体障害者手帳等を所持する児童や療育を必要とする児童の増加に伴い、補助件数が増えてきていることから、今後も継続して実施したい。								

補助金等概要調査票

補助金番号	62				補助金名	提出日	令和 7年 2月21日		
款	項	目	大事	小事	私立幼稚園AED設置事業補助金	担当課名	保育課		
10	4	1	5	51		「補助金等の開始時期 ^{昭和} 平成 20年度 17年経過」 _{令和}	電話番号	04-7150-6124	
根拠規則・要綱等					流山市私立幼稚園自動体外式除細動器導入事業補助金交付要綱（平成20年6月25日告示第127号）	所属長名	遠藤 剛		
令和7年度予算確定額					450千円	「参考」 （令和6年度当初予算額 450千円） （令和6年度現計予算額（補正後） 450千円）			
1 補助金等の趣旨、目的	当該補助金は、流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年流山市条例第39号）の目的を達成するため、私立幼稚園の設置者が設置するAEDに関する経費の一部を補助するもの。								
	補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等				市内の私立幼稚園				
2 内容・効果	当該補助金は、私立幼稚園にAED設置の促進を図るため、賃貸借契約等に係る経費の一部を補助するものである。 公共性の高い私立幼稚園にAEDを設置することは公益に資するものであり、流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年流山市条例第39号）の目的の達成に寄与することができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け	基本計画・実施計画・その他（ 施策6-2-3 児童・生徒の安全確保と健康増進								
4 算出基準（算式）	【積算根拠】 450千円=50千円×9園分 【交付要件等】 ① 対象経費：私立幼稚園が賃貸借契約等に基づき支出した経費の1/2 ② 対象期間：4月1日から翌3月31日まで ③ 補助上限額：年額50千円/1施設 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
	無								
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）									
6 補助金の推移	年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
	予算額（当初）		400		400		450		
	決算額		347		344		450		
	補助件数（件）		8		8		9		
7 本補助金の終期に対する考え。	令和6年度は、補助対象となる私私立幼稚園9園中8園が当該補助金を活用する見込みとなっており、AED設置は公益に資することから今後も設置希望がある限り補助金を継続したい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		63			補助金名		提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	勤労者互助会補助金		担当課名	商工振興課		
5	1	1	1	2	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 3年度 34年経過」		電話番号	04-7150-6085		
根拠規則・要綱等					流山市勤労者互助会補助金交付要綱		所属長名	秋元 忠勝		
令和7年度予算確定額					1,800千円		「参考」 (令和6年度当初予算額) 1,800千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 1,800千円			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>独自に福利厚生事業を行うことが困難な市内の中小零細企業にあっても、相互扶助により従業員及び事業主等に対して生活の安定と就労意欲の維持向上の下支えとなる福利厚生が施されるようにするもの。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>流山市勤労者互助会</p>								
2 内容・効果		<p>市内中小零細企業の従業員等が加入する流山市勤労者互助会では、①福利厚生事業（チケット及び宿泊補助、人間ドック補助、一般健康診断補助ほか）、②住宅及び生活資金の斡旋、③割引事業（全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの協定施設）、④共済給付事業（慶弔給付）、⑤広報活動（『ワーカーズニュース』の発行）といった事業を実施するなど会員の福利厚生の充実に努めている。</p> <p>福利厚生メニューの充実により、会員の満足度を高め、結果として中小零細企業の雇用と経営の安定に資する。</p> <p>なお、流山市勤労者互助会は、市が市内中小零細企業における福利厚生を満たすことで、事業活動の維持と発展につながるものと考え、事業規模等の都合で十分な福利厚生事業を行えない事業者を集めて組織したものであり、当該補助金の一部で事務局経費を賅っている。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画実施計画その他（ 0501010102 勤労者互助会事業）</p>								
4 算出基準（算式）		<p>補助対象経費は、互助会運営費と事業の実施に要する経費の合計額から、会費、入会金、事業収入を差し引いた額。補助金額は1,800千円とし、補助対象経費はこれを上回ることを条件としている。</p> <p>※令和5年度決算 事業費 7,251,354円－会費・事業収入 4,199,000円＝補助対象経費 3,052,354円 > 1,800,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		1,800		1,800		1,800		
		決算額		1,800		1,800		1,800		
		補助件数（件）		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>補助金の効果が達成されたときを「中小零細企業が独自に福利厚生事業を実施できる状態」となったときと考えている。現在、流山市勤労者互助会に加入している市内中小零細企業が企業としての規模を拡大し、独自に福利厚生事業ができるようになることで、当該補助事業は縮小していくこととなるが、加入している企業がなくなることはないため終期設定はできないのが実状である。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		64			補助金名			提出日	令和7年2月21日
款	項	目	大事	小事	雇用促進奨励金			担当課名	商工振興課
5	1	1	1	3	「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> <u>平成</u> 7年度 30年経過 <u>令和</u>			電話番号	04-7150-6085
根拠規則・要綱等					流山市雇用促進奨励金及び障害者職場実習奨励金交付規則			所属長名	秋元 忠勝
令和7年度予算確定額					500千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 450千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 795千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		流山市内に居住する国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」における対象者であった就職が特に困難な者(60歳以上の者、障害者、母子家庭の母、父子家庭の父等。)(以下、「就職困難者」という。)の継続的な雇用促進を図ることを目的とする。							
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			市内に居住する就職困難者を雇用した流山市内事業主				
2 内容・効果		<p>下記要件を満たした市内事業主が、市内在住の就職困難者を国の助成金を活用した後も継続して雇用した場合、被雇用者ごとに賃金の30%(限度額15,000円)を事業主に1年間(障害者の場合、2年間)交付するもの。これにより就職困難者の雇用の維持と促進を図るもの。</p> <p>【要件】</p> <p>①公共職業安定所の紹介によって就職困難者を雇用し、国の助成期間終了後も継続して雇用し、出勤状況及び賃金支払状況等が明らかとなる台帳等を保管整備していること。</p> <p>②国の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」の支給決定通知を受けていること。</p> <p>③流山市税を完納していること。</p>							
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画 実施計画 その他 () 0501010103 雇用促進奨励金事業							
4 算出基準(算式)		令和7年度予算 500,000円【R4～R6(決算及び決算見込み)平均】							
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		0					
※		有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)							
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)				
		予算額(当初)	450	450	450				
		決算額	314	399	795				
		補助件数(件)	4	5	11				
7 本補助金の終期に対する考え。		就職困難者がなくなり国の助成制度が終了した時点と考える。ただし、今後労働力人口の減少により企業の人手不足が見込まれるものの、事業所が就職困難者を雇用するインセンティブは将来に渡って必要と考える。したがって、本補助金の終期設定は困難である。							

補助金等概要調査票

補助金番号		65			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	障害者職場実習奨励金			担当課名	商工振興課	
5	1	1	1	3				「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> 7年度 30年経過 <u>平成</u> <u>令和</u>		
根拠規則・要綱等					流山市雇用促進奨励金及び障害者職場実習奨励金交付規則			所属長名	秋元 忠勝	
令和7年度予算確定額					430千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 400千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 530千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		障害者の雇用促進、社会進出並びに生活の安定を図ることを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市在住の障害者を職場実習生として受入れた事業主					
2 内容・効果		公共職業安定所、特別支援学校、障害者就労支援センター、公共福祉施設の紹介により、流山市内に居住する障害者を6日間以上職場実習生として受入れた事業主に対し奨励金を交付する。 【奨励金の額】 障害者実習生1名・1回につき事業主に20,000円、 市外の事業主が市外の事業所等で受け入れた場合は15,000円。 障害者の雇用促進、社会進出並びに生活の安定を図るもの。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画 <u>実施計画</u> その他 () 501010103 雇用促進奨励金事業								
4 算出基準(算式)		令和7年度予算 430,000円【R4～R6(決算及び決算見込み)平均】 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		400		400		400		
		決算額		405		330		530		
		補助件数(件)		23		20		22		
7 本補助金の終期に対する考え。		障害者雇用に対する社会全体の理解が深まり、国や市の助成金なく障害者雇用が定着された時点が終期と考える。近年、障害者雇用率の引き上げや労働力不足への対応などにより障害者雇用を促進させる働きかけはあるものの、特に中小企業においては全国的にも障害者雇用に向けた課題はハード、ソフトの両面で山積している。したがって、現時点での終期設定は困難であるため、今後も継続する。								

補助金等概要調査票

補助金番号		66			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	多様な人材が活躍できる職場づくり補助金			担当課名	商工振興課	
5	1	1	1	51				「補助金等の開始時期 昭和 平成 6年度 1年経過 令和		
根拠規則・要綱等					流山市多様な人材が活躍できる職場づくり補助金交付要綱			所属長名	秋元 忠勝	
令和7年度予算確定額					1,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額	1,000千円)	
								(令和6年度現計予算額(補正後)		1,000千円)
1	補助金等の趣旨、目的		全国的に生産年齢人口の減少が進む中、企業における労働力不足は深刻な課題となっている。このため、市内の中小企業等が事業を継続する上で欠かせない「労働力の確保」は、取り組むべき喫緊の課題である。本補助金は、市内の中小企業が労働力確保を目的として、多様な人材が活躍できる職場環境改善に資する取り組みへの支援を目的とする。							
	補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>		市内に事業所を有する中小企業又は個人事業主、公益法人等							
2	内容・効果		市内の中小企業等が労働力の確保を目的に行う、多様な人材が活躍できるための職場環境改善への取組に対し補助を行うもの。 【補助対象事業】 ①従業員用設備の整備事業(手すり・スロープの設置、男女別の休憩室・更衣室・トイレの整備等) ②従業員の身体機能を補助するための機器の購入事業(パワーアシストスーツ・就労支援機器の購入) ③従業員の多言語対応のための機器の購入及び設備の整備事業(翻訳機の購入、多言語対応の社内標識類の設置) 【補助額等】 補助率: 1/2 補助額: 最大100万円							
3	対象事業の施策的な位置付け		基本計画(実施計画) その他() 0501010151 中小企業人材確保支援事業							
4	算出基準(算式)		令和7年度予算 1,000千円 (=1,000千円×1件) <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>							
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	0	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6	補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)				
			予算額(当初)			1,000				
			決算額			1,000				
			補助件数(件)			1				
7	本補助金の終期に対する考え。		市内の中小企業等が、事業継続に必要な労働力を十分に確保し、安定した状態に達した時点。							

補助金等概要調査票

補助金番号		67			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	求人情報発信支援補助金			担当課名	商工振興課	
5	1	1	1	51	「補助金等の開始時期 昭和 平成 7年度 0年経過 令和			電話番号	04-7150-6085	
根拠規則・要綱等					(仮称)求人情報発信支援補助金交付要綱			所属長名	秋元 忠勝	
令和7年度予算確定額					2,800千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 千円)		
1	補助金等の趣旨、目的				<p>労働力不足が深刻な社会問題となり、特に首都圏の事業者間で人材獲得競争が激化しているが、市内の中小企業においては、エネルギー価格や物価高騰への対応、賃上げに迫られ、「人材の獲得・確保」に着手できていない傾向がある。税収や地域経済の活性といった視点からも、市内中小企業の安定的な活動は不可欠であることから、本補助金により企業の継続的な事業活動に必要な「人材の獲得・確保」を支援する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>ハローワーク松戸管内の常用的雇用の有効求人倍率が1.0以上の職種に該当する、市内に事業所を有する中小企業者又は個人事業主、公益法人等</p>					
2	内容・効果				<p>市内中小企業が従業員の確保を目的として行う「求人誌等への広告掲載」「就職情報サイトへの求人広告の掲載」「合同企業説明会への出展」「成功報酬型人材紹介サービスを利用しての採用」にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>【補助対象経費】 ①就職情報媒体へ求人情報掲載料及び合同企業説明会の出展料 助成率：1/3以内(1,000円未満切捨て)／上限10万円 ②成功報酬型人材紹介サービスを利用して雇用した場合の手数料 助成率：1/3以内(1,000円未満切捨て)／上限40万円 ①②の同時申請も可能、その場合の上限は50万円。</p>					
3	対象事業の施策的な位置付け				<p>基本計画(実施計画)その他() 0501010151 中小企業人材確保支援事業</p>					
4	算出基準(算式)				<p>令和7年度予算 2,800千円(=①100千円×20件 +②400千円×2件)</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>					
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6	補助金の推移		年 度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
			予算額(当初)							
			決算額							
			補助件数(件)							
7	本補助金の終期に対する考え。				<p>人材不足が顕著である市内事業者において、事業継続に必要な労働力確保が普及した時に終了する。なお、令和7年度は効果検証期間とし単年度の実施とする。</p>					

補助金等概要調査票

補助金番号		68・69			補助金名		提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	中小企業資金融資利子補給金			担当課名	商工振興課	
7	1	2	1	52	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 43年度 57年経過 令和			電話番号	04-7150-6085	
7	1	2	1	54						
根拠規則・要綱等					流山市中小企業資金融資利子補給条例施行規則			所属長名	秋元 忠勝	
令和7年度予算確定額					15,052千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 26,955千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 26,955千円		
1	補助金等の趣旨、目的									
市内中小事業者の事業発展と維持に必要な運転資金、設備資金を円滑に調達できるよう、融資に係る負担軽減を図るもの。					補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等					
					市内中小企業者					
2	内容・効果									
中小企業資金融資の貸付者に融資利息の一部を補助することにより、経営の発展、設備投資に向けての資金調達が促進される。 【利子補給率】 運転資金(SN4号無し)…年1.50% 運転資金(SN4号有り)…全額 設備資金…年1.50% 公害防止資金…年1.85%～年2.65% 創業支援資金…年1.85%～年2.65% 事業転換資金…年1.50% 新規大型店舗対策資金…年1.85% 【融資利率】 1年以内…1.85% 1年超3年以内…2.20% 3年超5年以内…2.35% 5年超10年以内…2.65%										
3	対象事業の施策的な位置付け									
基本計画 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画 <input type="checkbox"/> その他 (
4-1 地域経済 魅力のある事業者の育成・誘致(中小企業資金融資事業)										
4	R7予算算出基準(算式)									
既存融資分11,719千円(一般融資分:4,734千円、コロナ融資分:6,985千円) 【～令和6年9月まで融資分】 新規融資分3,334千円(一般融資分:3,334千円、コロナ融資分は令和5年度で終了) 【令和6年10月～令和7年3月新規貸付分見込み額】 一般融資分:1,262千円 【令和7年度新規貸付分見込み額】 一般融資分:2,072千円 (既存融資分+新規融資分):15,052千円(=既存11,719千円+新規3,334千円)										
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5	R5国・県等の補助金等の有無割合									
有		有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載			総事業費A=B+C(千円)	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助額B(千円)	市補助負担額C(千円)
無					0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6	補助金の推移									
年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度実績(千円)				
予算額(当初)		53,254		40,306		26,955				
決算額		46,963		39,986		26,955				
補助件数(件)		332		328		330				
7	本補助金の終期に対する考え。(終期の設定が難しい場合はその理由を記載)									
市内中小企業者の資金調達を支援する取り組みのため、終期を設けず今後も継続して支援する。										

補助金等概要調査票

補助金番号	70				補助金名	提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	中小企業資金融資信用保証料補給金	担当課名	商工振興課		
7	1	2	1	54	「補助金等の開始時期 昭和 平成 2年度 5年経過」 令和	電話番号	04-7150-6085		
根拠規則・要綱等					流山市中小企業資金融資信用保証料補給要領	所属長名	秋元 忠勝		
令和7年度予算確定額					14,605千円	「参考」 (令和6年度当初予算額 15,123千円)			
						(令和6年度現計予算額(補正後) 15,123千円)			
1 補助金等の趣旨、目的	新型コロナウイルスによるセーフティネット4号認定者向けの制度融資を利用した市内中小企業者に利子及び信用保証料を補給するもの。※令和7年6月30日をもって融資申込受付は終了。								
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				セーフティネット4号の認定を受けた市内中小企業及び個人事業主				
2 内容・効果	セーフティネット4号認定枠の市融資制度利用者に対し、信用保証料の全額を補助する。これにより、コロナ禍によって売上減少を余儀なくされた事業者の資金繰りにかかる負担の軽減化が図れる。								
3 対象事業の政策的な位置付け	基本計画・実施計画・その他 (4-1 地域経済 魅力のある事業者の育成・誘致 (中小企業資金融資事業)								
4 R7予算算出基準(算式)	【令和2年4月から令和5年9月までの貸付分】 融資総額：30.4億円 保証料率：0.8% 分割係数：0.55 融資期間：60ヶ月 償却期間：55ヶ月 保証料総額：66,938千円 (=融資総額×保証料率×分割係数×融資期間÷12ヶ月) 保証料年額：14,605千円 (=保証料総額÷償却期間×12ヶ月) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 R5国・県等の補助金等の有無割合	有 <input checked="" type="radio"/>	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C (千円)	0	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助額B(千円)	市補助負担額C(千円)
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移	年 度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度実績 (千円)			
	予算額(当初)	14,752		15,000		15,123			
	決算額	14,752		15,091		15,123			
	補助件数(件)	220		227		227			
7 本補助金の終期に対する考え。(終期の設定が難しい場合はその理由を記載)	セーフティネット4号認定付きの融資は、コロナ禍によって20%以上売上減少を余儀なくされた事業者を対象に補給する主旨のもと、令和5年9月30日をもって新規融資決定は終了した。 融資を受けた事業者に対する補給は、償還期間中継続していることからその分の補給は続けるが、償還期間の終了をもって終期とする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		71			補助金名			提出日	令和7年2月21日			
款	項	目	大事	小事	商業振興共同施設維持管理費補助金			担当課名	商工振興課			
7	1	2	2	1	「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> 平成 61年度 39年経過」 令和			電話番号	04-7150-6085			
根拠規則・要綱等					流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱			所属長名	秋元 忠勝			
令和7年度予算確定額					883千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 1195千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 1195千円)				
1 補助金等の趣旨、目的		商店街等としての環境と機能が維持され、商業の振興及び商店街利用者と通行者の利便性の向上、安心安全なまちづくりを図るもの。										
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			市内商店会							
2 内容・効果		商店街等が設置・管理する街路灯・案内板・防犯カメラ等にかかる電気料の全額もしくは一部を補助する。 これにより、明るく安全・安心な商店街が維持され、市民の利便性と安心が保たれる。 (補助率) ・LED街路灯：10分の10 ・LED以外の街路灯、その他（防犯カメラ等）：3分の2										
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 4-1 地域経済 魅力のある事業者の育成・誘致（中小企業資金融資事業）										
4 R7予算算出基準（算式） ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。		街路灯等に係る維持管理費（電気料：LEDは100%、LED以外は2/3） 商店街等街路灯等電気使用料金見込 1,287,267円 補助金見込額 882,182円(5団体分)										
5 R5国・県等の補助金等の有無割合		有 <u>無</u>	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載			総事業費A=B+C (千円) 0		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助額B(千円)	市補助負担額C(千円)
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）												
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度実績 (千円)				
		予算額(当初)		1,070		1,100		1,195				
		決算額		1,227		1,027		1,195				
		補助件数(件)		5		5		5				
7 本補助金の終期に対する考え。(終期の設定が難しい場合はその理由を記載)		対象となる街路灯等が撤去された時が終期となる。										

補助金等概要調査票

補助金番号		72			補助金名					
款	項	目	大事	小事	流山商工会議所事業補助金			担当課名	商工振興課	
7	1	2	2	4	「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> <u>平成</u> 22年度 15年経過 <u>令和</u> 」			電話番号	04-7150-6085	
根拠規則・要綱等					流山商工会議所事業補助金交付要綱			所属長名	秋元 忠勝	
令和7年度予算確定額					7,500千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 7,500千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 7,500千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		本市の総合的な経済発達の中心となる役割を果たす商工会議所の事業を通じて、市内事業者等の振興を図るもの。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山商工会議所					
2 内容・効果		流山商工会議所が実施する事業に係る経費の一部を補助する。 市内商工業者に対する経営相談や各種研修会、講演会の開催や事務の代行、金融斡旋等の事業を実施するとともに、地域社会への福祉の増進や地域経済の振興を図るもの。 また、商工会議所の主催事業だけでなく、所内各部署が実施するイベント等へも活用することで、地域活性化の促進も期待するもの。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 (4-1 地域経済 魅力のある事業者の育成・誘致 (地域商工業振興事業)								
4 R5予算算出基準(算式) <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>		商工会議所事業に対する補助 ・地域振興対策事業をはじめとし、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第9条に掲げる事業。 【補助額】 ・商工会議所法第9条に掲げる事業 7,500千円(令和7年度事業予算の2分の1以内)								
5 R5国・県等の補助金等の有無割合		有 <u>無</u>	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C (千円)	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助額B(千円)	市補助負担額C(千円)
			0							
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度実績(千円)		
		予算額(当初)		7,500		7,500		7,500		
		決算額		7,500		7,500		7,500		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。(終期の設定が難しい場合はその理由を記載)		商工会議所は、地域経済の発展、地域活性化を目的に自主財源を活用し事業を推進していくべきものと考えているが、商工行政の補完的な役割を果たしていることから市からの支援は必然性があり必要不可欠と考え、終期は設定せず今後も継続する。								

補助金等概要調査票

補助金番号		73			補助金名		提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	空き店舗有効活用事業補助金			担当課名	商工振興課
7	1	2	2	53	「補助金等の開始時期」昭和 平成 令和 19年度 18年経過			電話番号	04-7150-6085
根拠規則・要綱等					流山市空き店舗有効活用事業補助金交付規則			所属長名	秋元 忠勝
令和7年度予算確定額					14,797千円		「参考」 令和6年度当初予算額 12,602千円		
							令和6年度現計予算額(補正後) 12,602千円		
1 補助金等の趣旨、目的		空き店舗の解消を促進し、まちの賑わいの回復と創出を図るため、空き店舗を有効活用する事業者に対し補助金を交付するもの。							
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等		空き店舗に入居し事業を行う法人及び個人事業主					
2 内容・効果		交付規則に基づき、空き店舗を活用する法人及び個人に対し、改装工事費と家賃等賃借料の一部を補助する。 ◆改装工事費補助：市内事業者への発注分工事費の2分の1(上限100万円) ◆家賃等賃借料補助：賃料の2分の1(上限7万円/月×36月) 流山市内での空き店舗物件を活用した事業展開を促進させ、市内に生じてしまった空き店舗が減少し、負の連鎖の抑止と賑わいの回復と創出を図る。 なお、改装工事費補助の対象を市内事業者への発注分とすることで、市内経済の循環を図る。							
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画 実施計画 その他 (4-1 地域経済 魅力のある事業者の育成・誘致(商店街空き店舗有効活用事業)							
4 R7予算算出基準(算式) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。		【継続分】14件分 8,857千円 ◆家賃等賃借料補助：8,857千円 ①訪問介護(R4.5~)45千円×1ヶ月=45千円 ②食品製造・販売業(R4.10~)27千円×6月=162千円 ③植物販売店(R4.11~)70千円×7ヵ月=490千円 ④学童(R5.4~)70千円×12月=840千円 ⑤学習塾(R5.12~)70千円×12月=840千円 ⑥児童発達支援(R6.2~)70千円×12月=840千円 ⑦トレーニングジム(R6.2~)70千円×12月=840千円 ⑧トレーニングジム(R6.2~)70千円×12月=840千円 ⑨食品製造・販売業(R6.4~)60千円×12月=720千円 ⑩美容室(R6.7~)57千円×12月=684千円 ⑪不動産業(R6.7~)42千円×12月=504千円 ⑫小売業(R6.9~)55千円×12月=660千円 ⑬飲食業(R7.3~)46千円×12月=552千円 ⑭トレーニングジム(R7.3~)70千円×12月=840千円 【新規分】5,940千円 ◆改装工事費補助：3,000千円(上限1,000千円×3件分) ◆家賃等賃借料補助：2,940千円(上限70千円/月×6月×7件分)							
5 R7国・県等の補助金等の有無割合		有 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C (千円) 0	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助額B(千円)	市補助負担額C(千円)
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)	5年度(千円)	6年度実績(千円)			
		予算額(当初)		12,156		12,156		12,602	
		決算額		10,551		11,886		12,602	
		補助件数(件)		14		17		16	
7 本補助金の終期に対する考え。(終期の設定が難しい場合はその理由を記載)		空き店舗の有効活用を促進し、まちの賑わいや活気の創出を図る主旨から、現状終期を設けず事業継続する。空き店舗の有効活用という性質上、終期設定を設けることは難しく、今後の社会情勢に合わせ考えていく必要がある。							

補助金等概要調査票

補助金番号		75			補助金名			提出日	令和7年2月21日		
款	項	目	大事	小事	小規模事業者持続化促進補助金			担当課名	商工振興課		
7	1	2	2	74	「補助金等の開始時期 昭和 平成 4年度 3年経過」 (令和)			電話番号	04-7150-6085		
根拠規則・要綱等					流山市小規模事業者持続化促進補助金交付規則			所属長名	秋元 忠勝		
令和7年度予算確定額					4,636千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 4,400千円)			
								(令和6年度現計予算額(補正後) 4,400千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		物価高騰への対応、賃上げへの対応、労働力不足への対応、制度の変更等への対応など、社会・経済情勢が激しく変化するなか、自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成し、販路開拓や生産性の向上に努めようとする小規模事業者の取組みを促進することを目的とするもの。									
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			「小規模事業者持続化補助金(一般型)」の交付確定通知を受けた者						
2 内容・効果		令和4年度以降、中小企業庁の「小規模事業者持続化補助金(一般型)」の交付確定通知を受けた市内事業者に対し、国の補助額の1/4相当額を補助する。 小規模事業者の自己負担額軽減により事業持続化に向けた取り組みの促進を図るほか、一律の補助交付ではなく、事業者自ら「経営計画」を策定し、中小企業庁の承認を受けた上で事業実施する場合の上乗せ補助であり、やる気と行動力のある事業者への支援となる。									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(4-1 地域経済 魅力のある事業者の育成・誘致(物価高騰支援事業(商工振興課 小規模事業者持続化促進分))									
4 R7予算算出基準(算式) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。		<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者が直接受ける国の補助金 補助率 対象経費の2/3(上限額あり) ◆市の補助金(上限額) <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 国の補助確定額の1/4 ・申請見込み数及び予算額 244千円/件×19件=4,636千円 									
5 R7国・県等の補助金等の有無割合		有 (無)	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C (千円) 0		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助額B(千円)	市補助負担額C(千円)
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度実績(千円)			
		予算額(当初)		8,040		4,375		4,400			
		決算額		3,842		6,590		4,400			
		補助件数(件)		20		24		24			
7 本補助金の終期に対する考え。(終期の設定が難しい場合はその理由を記載)		国の小規模事業者持続化補助金は、令和6年度以降も継続する見込みであり当面継続していく。終期の設定では、国補助の動向に注視しながら検討していく。									

補助金等概要調査票

補助金番号		76			補助金名		提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	企業等立地促進奨励金			担当課名	商工振興課
7	1	2	3	51	「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」			電話番号	04-7150-6085
根拠規則・要綱等					流山市企業等立地の促進に関する条例、同施行規則			所属長名	秋元 忠勝
令和7年度予算確定額					9,970千円		「参考」 (令和6年度当初予算額) 9,769千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 9,769千円		
1 補助金等の趣旨、目的	進出企業等並びに不動産所有者へ奨励措置を講じることで企業等の立地を促進し、市の産業振興、地域経済の活性化、働き手にとって魅力ある職場の選択肢の拡充を図るとともに、将来的な財源を確保する。								
	補助金等の交付先を記入→			①総合工業の用に供する事業所 ②製造業の用に供する工場 ③情報通信業の用に供する事業所 ④学術研究、専門・技術サービス業の技術関連業務の用に供する事業所 ⑤バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務の用に供する事業所 ⑥一般診療所のうち産科又は小児科 ⑦その他特に産業の振興に寄与すると市長が認めたもの。					
2 内容・効果	【内容】 本市へ立地した企業のうち、投下固定資産額が1億円以上及び常時雇用従業員が10人以上（産科、小児科は除く）、国税、県税及び市税を完納している立地企業等に対し、当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額を立地した日の属する年の翌年4月1日から起算して、建物を取得、又は新築した場合は5年間（本社機能を有する場合は7年間）、建物を賃借する場合は3年間交付するもの。 【効果】 ・産業の振興。 ・市内で安心して子どもを産み育てる環境の充実。 ・市税等の増収。								
3 対象事業の施策的な位置付け	基本計画・実施計画・その他（ 基本政策4「賑わいと魅力のあるまち」>施策4-1「地域経済」 >施策の展開方向「魅力ある事業者の育成・誘致」								
4 算出基準(算式)	当該事業所の固定資産税及び都市計画税納付相当額（令和7年度対象分） ・令和2年6月立地企業（地盤調査・施工、木材加工）分=7,492千円 【土地】2,562千円（=令和6年度固税課税額2,440,000円×上昇率5%） 【建物】4,110千円（=令和6年度固都税課税額4,109,900円）〔償却資産〕820千円（=令和6年度固定資産税課税額820,000円） ・令和4年4月立地企業（小児科A）分=642千円 令和6年度固定資産税課税額（=償却資産の固定資産税課税額641,300円）を基に算出 ・令和4年4月立地企業（小児科B）分=400千円 令和6年度固定資産税課税額（=償却資産の固定資産税課税額399,400円）を基に算出 ・令和5年10月立地企業（小児科C）分=567千円 令和6年度固定資産税課税額（=償却資産の固定資産税課税額567,000円）を基に算出 ・令和6年4月立地企業（小児科D）分=290千円 ※初めての交付〔償却資産〕同規模の小児科に交付した奨励金を基に算出 ・令和6年10月立地企業（小児科E）分=579千円 ※初めての交付〔償却資産〕同規模の小児科に交付した奨励金を基に算出 合計 9,970千円								
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
	無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）									
6 補助金の推移	年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
	予算額（当初）		10,785		9,971		9,769		
	決算額		10,116		9,174		9,769		
	補助件数（件）		5		5		6		
7 本補助金の終期に対する考え。	企業等の立地を通じて、地域経済の活性化、産業振興を図るとともに、市の将来的な財源を確保していくために、誘致活動において引き続き本制度を活用していくことから、現時点で終期を設けることはない。ただし、奨励金対象業種における「小児科」及び「産科」の診療所について、当該科目の不足解消が図れた際を終期と捉え、交付金対象事業者からの除外について検討したい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		77			補助金名		提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	立地企業等協力金		担当課名	商工振興課	
7	1	2	3	51	「補助金等の開始時期 平成30年度 7年経過」		電話番号	04-7150-6085	
根拠規則・要綱等					流山市企業等立地の促進に関する条例、同施行規則			所属長名	秋元 志勝
令和7年度予算確定額					3,302千円		「参考」 令和6年度当初予算額 3,013千円 令和6年度現計予算額(補正後) 3,013千円		
1	補助金等の趣旨、目的		進出企業等並びに不動産所有者へ奨励措置を講じることで企業等の立地を促進し、市の産業振興、地域経済の活性化、働き手にとって魅力ある職場の選択肢の拡充を図るとともに、将来的な財源を確保する。						
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>		企業等立地促進奨励金の交付要件を満たす立地企業等に対して、土地又は建物を賃貸する不動産所有者。						
2	内容・効果		<p>【内容】 企業等立地促進奨励金の交付要件を満たす立地企業等に対し、自らが所有する土地、建物、又はその両方を賃貸する不動産所有者（国税、県税及び市税を完納している者）へ、当該物件にかかる固定資産税及び都市計画税の納付額相当額を協力金として、立地した日の属する年の翌年4月1日から起算して3年間交付するもの。</p> <p>【効果】 賃貸による出店を希望する企業等の立地促進を図る。</p>						
3	対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 基本政策4「賑わいと魅力のあるまち」>施策4-1「地域経済」 >施策の展開方向「魅力ある事業者の育成・誘致」						
4	算出基準(算式)		<p>令和7年度対象分 当該事業所の固定資産税及び都市計画税相当額</p> <p>・令和4年4月立地企業（小児科A）に土地・建物を賃貸する不動産所有者分＝778千円 令和6年度課税額を基に算出（＝固都税課税賦課額777,981円）※土地について評価上昇率5%として算出。</p> <p>・令和4年4月立地企業（小児科B）に土地・建物を賃貸する不動産所有者分＝441千円（2事業者分） 令和6年度課税額を基に算出（＝固都税課税賦課額440,071円）※土地について評価上昇率5%として算出。</p> <p>・令和5年10月立地企業（小児科C）に土地・建物を賃貸する不動産所有者分＝923千円（2事業者分） 令和6年度課税額を基に算出（＝固都税課税賦課額923,000円）※土地について評価上昇率5%として算出。</p> <p>・令和6年4月立地企業（小児科D）に土地・建物を賃貸する不動産所有者分＝302千円 令和6年度課税額を基に算出（＝固都税課税賦課額301,791円）※土地について評価上昇率5%として算出。</p> <p>・令和6年10月立地企業（小児科E）に土地・建物を賃貸する不動産所有者分＝858千円（2事業者分） 令和6年度課税額を基に算出（＝固都税課税賦課額858,000円）※土地について評価上昇率5%として算出。</p> <p>合計 3,302千円</p>						
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）									
6	補助金の推移		年度	4年度（千円）	5年度（千円）	6年度見込（千円）			
			予算額（当初）	1,629	2,447	3,013			
			決算額	1,251	2,096	3,013			
			補助件数（件）	4	6	8			
7	本補助金の終期に対する考え。		市内への進出を検討する事業者においては、建築資材等の価格高騰が続く状況から、立地にかかる初期投資を抑えるために、土地や建物、またはその両方を賃借するケースが多い。当該協力金は、奨励金対象業種へ対して物件を賃貸した際に、その不動産所有者へインセンティブを与えるものであり、不動産活用の判断材料の一つとなることや、不動産事業者や金融機関等が提案ツールとして活用していることを踏まえ「企業等立地促進奨励金」制度が継続する限りは終期を設定することはない。						

補助金等概要調査票

補助金番号		78			補助金名			提出日	令和 7年 2月14日	
款	項	目	大事	小事	流山花火大会事業補助金			担当課名	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	
7	1	3	1	3	「補助金等の開始時期 昭和51年度 49年経過」			電話番号	04-7168-1047	
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則、流山花火大会事業補助金交付要綱			所属長名	山口 行彦	
令和7年度予算確定額					10,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 10,000千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 10,000千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		伝統ある流山花火大会の開催を通じて、郷土愛の醸成、ふれあいの場の創出とともに、市内外からの多くの来場者を迎える観光資源としての定着を図り、交流人口の増加を目指すもの。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山花火大会実行委員会					
2 内容・効果		本事業は、市民はもとより広域からも多数の見物客が訪れ、流山市のPRにつながる市内最大のイベントとなっている。平成18年度からは、三郷市との同時開催及び有料観覧席を設け、財源の確保に努めている。令和2～4年度については東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間と重なるなどの影響のため休止となっていたが、4年ぶりの開催となった令和5年度は、千葉県誕生150周年・三郷流山橋完成記念を掲げ、令和5年10月7日(土)に開催された(来場者数:約12万人)。令和6年度は、令和6年10月5日(土)に開催され、雨天の中での開催ではあったが約8万7000人の来場者であった。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画			その他 () 基本政策4 賑わいと魅力のあるまち、施策4-3 ツーリズム					
4 算出基準(算式)		事業費の一部補助であり、特に基準は設けていないが、10,000千円の根拠は下記のとおり。 【収入見込】 ①協賛金 8,000千円 ②有料観覧席収入 14,100千円 ③その他事業収入等 6,752千円 計 28,852千円 【支出見込】 ①会場設営費 7,204千円 ②観覧席設営費 5,232千円 ③演出費 16,924千円 ④広告宣伝費 1,059千円 ⑤警備費 6,088千円 ⑥その他事務費等 2,345千円 計 38,852千円 38,852千円 - 28,852千円 = 10,000千円								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)	11		20,000		10,000			
		決算額	5		20,000		10,000			
		補助件数(件)	1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		本事業は伝統ある流山花火大会の開催を通じて、郷土愛の醸成、ふれあいの場の創出とともに、市内外からの多くの来場者を迎える観光資源としての定着を図り、交流人口の増加を目指すものである。安全で魅力ある花火大会とするために会場の警備体制の強化や演出内容の検討など、観覧者が安心して楽しむことができる体制を構築する必要があり、行政の支援は必要不可欠である。また、自主財源のみで事業費を賄うことは困難であることから、終期を設定することは難しいものとする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		79			補助金名			提出日	令和 7年 2月14日	
款	項	目	大事	小事	ふるさと産品協会事業補助金			担当課名	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	
7	1	3	1	4	「補助金等の開始時期 平成元年度 36年経過」			電話番号	04-7168-1047	
根拠規則・要綱等					流山市観光団体等事業補助金交付要綱			所属長名	山口 行彦	
令和7年度予算確定額					350千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	350千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	350千円	
1 補助金等の趣旨、目的		郷土流山の土産品としてふさわしい、ふるさと産品の発掘及び推奨をはじめ、普及、宣伝活動を通じて、地域産業の発展及び市民のふるさと意識の高揚に寄与することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市ふるさと産品協会					
2 内容・効果		流山市ふるさと産品協会が行う、会員店舗が共通で使用する手提げ袋や産品認定シール作成を行う事業、市民まつりや各種イベント出店、ホームページによる情報発信等の宣伝にかかる経費に対し補助金を交付する。郷土流山の土産品としてふさわしい、ふるさと産品の発掘・推奨、及び普及・宣伝活動を通して、地域産業の発展、市民のふるさと意識の高揚に寄与する効果がある。また、地域の土産品として観光振興を推進する効果もある。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画			その他 (基本政策4 賑わいと魅力のあるまち、施策4-3 ツーリズム)					
4 算出基準(算式)		※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 補助金の額は、事業費及び宣伝費に係る経費の2分の1以内とし、1事業年度100万円を限度とする。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		350		350		350		
		決算額		350		350		350		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		流山市ふるさと産品協会は、郷土流山の土産品としてふさわしい、ふるさと産品の発掘・推奨、及び普及・宣伝活動を通して、地域産業の発展、市民のふるさと意識の高揚に寄与する活動を行っている。なお、地域の土産品として観光振興を推進するなど、公益性の高い団体であることから今後も継続して補助していく。また、当協会の自主財源のみで事業費を賄うことは困難であることから、終期を設定することは難しいものとする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		80			補助金名			提出日	令和 7年 2月14日	
款	項	目	大事	小事	観光協会事業補助金			担当課名	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	
7	1	3	1	5	「補助金等の開始時期 昭和46年度 54年経過」			電話番号	04-7168-1047	
根拠規則・要綱等					流山市観光団体等事業補助金交付要綱			所属長名	山口 行彦	
令和7年度予算確定額					600千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 600千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 600千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		流山市における観光資源の開発、宣伝、紹介、施設整備を行い、産業文化の向上に資するとともにふるさと意識の醸成を目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市観光協会					
2 内容・効果		流山市観光協会が行う、人形供養会や桜のライトアップ等の観光事業、利根運河ピリケンさん等の観光施設整備、観光ガイドマップ作成やホームページ等による観光宣伝、地域活性化事業にかかる経費に対し、補助金を交付する。 観光協会は、会の活動に賛同する観光・商工業者や団体、又は個人を以って組織し、観光PRや観光資源の保全、整備等、観光振興へ取り組んでいる。活動を通して流山市のイメージアップや知名度アップに大きく貢献し、交流人口が増加している。地域を活性化し活動を通じて会員や市民のふるさと意識の醸成に寄与する効果がある。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画			その他（ 基本政策4 賑わいと魅力のあるまち、施策4-3 ツーリズム					
4 算出基準(算式)		補助金の額は観光事業費等の補助対象経費の2分の1以内とし、1事業年度100万円を限度とする。								
※ 予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		600		600		600		
		決算額		600		600		600		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		流山市観光協会は観光PRや観光資源の保全、整備等、観光振興へ取り組んでおり、流山市のイメージアップや知名度アップに大きく貢献している。地域を活性化するための活動を通じて会員や市民のふるさと意識の醸成に寄与するなど、公益性の高い団体であること、また、自主財源のみで事業費を賄うことは、当協会の活動終了まで困難であることから、終期を設定することは難しいものとする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		81			補助金名			提出日	令和 7年 2月14日	
款	項	目	大事	小事	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金			担当課名	流山本町・利根運河ツーリズム推進課	
7	1	3	1	55	「補助金等の開始時期 平成 23年度 14年経過」			電話番号	04-7168-1047	
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則 流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金交付要綱			所属長名	山口 行彦	
令和7年度予算確定額					7,478千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	5,196千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	5,196千円	
1 補助金等の趣旨、目的		魅力的な観光地づくりを目指した流山本町・利根運河ツーリズム推進事業として、当該地域の歴史的建造物を活用した施設や店舗の開設により、観光による交流人口を増やし観光振興並びに地域の活性化を図るもの。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請をし、補助金交付決定を受けたもの。					
2 内容・効果		流山本町界限(流山1～8丁目、加5・6丁目)及び利根運河流域(西深井・東深井の一部)に点在する古い建造物を活用し、ギャラリーや飲食店などの経営を希望する個人または法人事業者等に対し、店舗の賃借料及び開設時の家屋改修等の経費の一部を補助することにより、新たな観光資源を創出し、既存の観光資源との回遊性を図り、交流人口の増加及び地域経済の活性化に結び付けることができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画) その他 (基本政策4 賑わいと魅力のあるまち、施策4-3 ツーリズム								
4 算出基準(算式)		<p>【流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金 改装費 2分の1 350万円以内 賃借料 2分の1 月 7万円以内 (建物・駐車場)</p> <p>改装費補助 令和7年度新規・・・3,500,000円 賃料補助 38,000円/月×1か月×1店舗=38,000円 70,000円/月×6か月×1店舗=420,000円 70,000円/月×8か月×1店舗=560,000円 44,000円/月×10か月×1店舗=440,000円 70,000円/月×12か月×3店舗=2,520,000円 合計 7,478,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)	23,380		19,508		5,196			
		決算額	15,211		19,508		9,046			
		補助件数(件)	7		12		7			
7 本補助金の終期に対する考え。		当補助金は、流山本町及び利根運河地域の歴史的建造物を活用した施設や店舗の開設により、観光による交流人口を増やし観光振興並びに地域の活性化を図ることを目的とするものであり、継続していくことにより地域活性化の効果が更に期待できることから、終期を設定することは難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		82			補助金名			提出日	令和 7年 2月14日		
款	項	目	大事	小事	流山版DMO推進事業補助金			担当課名	流山本町・利根運河ツーリズム推進課		
7	1	3	1	75	「補助金等の開始時期 令和 3年度 4年経過」			電話番号	04-7168-1047		
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則 流山版DMO推進事業補助金交付要綱			所属長名	山口 行彦		
令和7年度予算確定額					12,400千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 12,400千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 12,400)			
1	補助金等の趣旨、目的		流山市において地域の観光振興を一元的に担う、観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす官民連携の法人として、市長が認めたもの(以下「流山版DMO」という。)の活動に要する経費に対し補助金を交付することで、流山版DMOを核とした観光地域づくりを推進し、観光客の誘客を促進することで、もって地域経済の発展に寄与するものである。								
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>		流山版DMO								
2	内容・効果		流山版DMOの活動に要する経費に対し補助金を交付することで、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する。「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である流山版DMOを核とした観光地域づくりを推進することができる。なお、観光地域づくり法人への支援については、国の地方創生推進交付金の対象(市が行う補助への間接補助)となっている。								
3	対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画 その他(基本政策4 賑わいと魅力のあるまち、施策4-3 ツーリズム)								
4	算出基準(算式)		流山版DMOの活動に要する経費に対する全額の補助であるが、想定される内訳は以下のとおり。 1. 事業費等 1,200,000円(古民家活用事業等) 2. 人件費 11,200,000円(流山版DMO専門人材、電動キックボード運用補助) <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>								
5	国・県等の補助金等の有無・割合		有() 無		有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C 12,400		国補助率 50 県等補助率 市補助率 50 国・県等補助金額B 6,200 市補助負担額C 6,200		
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6		補助金の推移		年度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)	
		予算額(当初)				13,300		15,700		12,400	
		決算額				13,300		15,700		12,400	
		補助件数(件)				1		1		1	
7	本補助金の終期に対する考え。		国が示す「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」においても、「観光地域づくり法人の目的・役割は、地域のマネジメント・マーケティング活動・着地整備を通じて観光で地域が稼げる仕組みづくりや地域を活性化させることであり、観光地域づくり法人自身が収益を上げることではない。そのため、観光地域づくり法人の活動に対して自治体による一定の財政支援が必要となる場合が多い」とあることから、市による補助金の交付は必要であり、終期を設定することは困難である。								

補助金等概要調査票

補助金番号		83			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	飼料用米等生産支援事業補助金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	1	1	「補助金等の開始時期 <small>昭和 平成 令和</small> 28年度 9年経過」			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					77千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 77千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 77千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		水田における農業経営の安定化と生産力を確保するため、水稻生産農家に主食用米の需給調整と併せて飼料用米等の新規需要米の作付を推進し、水田の有効活用の促進と食料自給力の向上を図り、将来にわたり持続できる水田農業の確立を目指す。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例</small> 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった飼料用米生産農家					
2 内容・効果		飼料用米を作付けした農業者に補助金を交付することにより、稲作経営の安定、食料自給力の向上、米価安定等が図れる。 県単独補助事業による補助金交付があり、同額を交付する。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準(算式)		定着支援型(継続して取り組む生産) [飼料用米(多収品種)] 3,000円以内/10a 対象者 258.87a * 3,000円 / 10a = 77,661 ≒ 77,000円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/>	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		<input type="radio"/>			77		100		77	
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		155		90		77		
		決算額		90		77		77		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		飼料用米生産は、国にて「食料・農業・農村基本計画」において、飼料用米の生産拡大を位置づけ、飼料用米生産を推進している。飼料用米は、主食用米からの作付転換が比較的容易であるため、飼料用米生産により、安定した農業経営及び水田の有効活用による遊休農地、荒廃農地の防止が図られるため継続実施しているが、本事業は、県の単独補助事業として実施しているため、当該補助が終了した時点を終期とする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		84			補助金名			提出日	令和7年2月19日
款	項	目	大事	小事	高生産推進事業補助金			担当課名	農業振興課
6	1	3	3	2	「補助金等の開始時期」昭和 平成 19年度 18年経過 令和			電話番号	04-7150-6086
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則
令和7年度予算確定額					16,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 18,480千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 18,480千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		意欲的な農業者に対して、効率化・省力化機械の導入と施設化に要する経費を補助することで、生産性向上と農業経営の安定化を図り、都市農業の振興に資することを目的とする。							
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			申請のあった認定農業者				
2 内容・効果		露地栽培からパイプハウス等への施設化やコンパイン等効率化機械の導入を推進することで、労働時間の短縮や野菜等の生産性・収益性を高める効果がある。 また、より生産性・収益性の高い農業経営は、農業者の意欲向上とともに後継者の就農が期待でき、都市農業の振興に資することが出来る。							
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実							
4 算出基準(算式)		施設の設定や効率化機械の導入費等の40%以内で予算で定める額を上限とする。 認定農業者 ・事業費総額(想定値)40,000,000円×40%=補助額16,000,000円							
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。									
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
	無		0						
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)				
		予算額(当初)	7,500	13,650	18,480				
		決算額	7,496	15,812	18,480				
		補助件数(件)	56	35	50				
7 本補助金の終期に対する考え。		効率化・省力化機械の導入や施設化により生産性・収益性を高め、農業経営の安定化を図ることは、農業者の意欲向上とともに後継者の就農が期待できるため、本市農業を支える上で重要であり、本事業を継続して実施することが、本市の農業振興を図る上で必要であると考え、終期の設定はせず継続実施していく。							

補助金等概要調査票

補助金番号		85			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	青果物価格安定対策事業補助金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	2	「補助金等の開始時期」昭和 平成 13年度 24年経過 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					822千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 822千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 822千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>野菜の価格は天候の影響を受けやすく短期間に価格が大きく変動する性質がある。価格の著しい低下は野菜の安定供給に影響を与え、ひいては消費者にも影響を与える。この価格変動が生産者の経営に与える影響を緩和する目的で、市内の特産であり、かつ、農協系統共販品目の葱・青葱について、千葉県青果物価格補償協会の価格補償事業に加入している生産者の資金造成の一部を助成することで、野菜の継続的な安定供給を図るとともに消費者の負担軽減に寄与することを目的とする。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>価格補償事業に加入している葱、青葱生産者</p>								
2 内容・効果		<p>生産者は、価格補償事業に予約加入することで価格補償準備金をあらかじめ積み立てしておく。野菜の価格が基準額以下に低落した場合、一定の価格差補給金が生産者に交付される。その価格差補給金の交付に伴い、積立金に不足が生じた場合に、生産者、千葉県、JAが資金を補充する。この補助金は、その積立金不足額について、生産者が負担する金額の50%を補助するものである。この事業により生産者の経営安定化に資するとともに、消費者に安定的な野菜供給が行える効果がある。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実</p>								
4 算出基準(算式)		<p>資金積立額(内訳:千葉県55%・全農ちば12.5%・生産者32.5%)のうち生産者負担額の50%を補助する。</p> <p>・ねぎ 1,562,756円×50%=781,378円 ・運営費 80,000円×50%=40,000円 合計821,378円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)		
		予算額(当初)		1,114		1,114		822		
		決算額		887		819		822		
		補助件数(件)		16		15		15		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>ねぎ、わけねぎは天候の影響を受けやすく、供給過多であれば値崩れするため、地域において計画的な生産を確保するには、価格の著しい低落が野菜生産者の経営に与える影響を緩和することから、この価格維持施策は、本市の特産物であるねぎ、わけねぎの継続的な安定供給を図る上で必要であると考え、終期の設定はせず継続実施していく。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		86			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	園芸用廃プラスチック対策協議会補助金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	2	〔補助金等の開始時期 平成 61 年度 39年経過〕 昭和 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					1,426千円			〔参考〕 （令和6年度当初予算額）	1,426千円	
								（令和6年度現計予算額（補正後））	1,426千円	
1 補助金等の趣旨、目的		産業廃棄物として処理する農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進することにより、環境に配慮した施設園芸の健全な産業振興に努める。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			流山市園芸用廃プラスチック対策協議会					
2 内容・効果		農業生産者から廃棄される農業用廃プラスチック類の適正処理に関して、その啓発、回収計画、回収業務のシステム化を推進し、円滑な回収と適正な処理を実施することにより、環境の保全と施設園芸の健全な発展を図る。市内の農業は、農作業の省力化、IT化からハウス等施設栽培が主流になりつつあり、ビニールシートや防虫ネット、肥料袋等、農業者から排出される廃プラスチック類は増加傾向にある。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準（算式）		<p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>年間のリサイクルセンターへ持込む廃プラスチック類量：平成30年9,210kg、令和元年9,630kg、令和2年11,920kg 令和3年14,510kg 令和4年9,340kg 令和5年10,410kg リサイクルセンターへ支払う処理費用：1kgあたり平成30年40.7円、令和元年44.5円、令和2年からは89.6円（全農から10円/kg補助されるため79.6円/kg）⇒値上げ リサイクルセンター（東金市）へ搬送する運送費実績：平成30年325,512円、令和元年477,626円、令和2年239,140円、令和3年1,265,000円、令和4年1,045,000円、令和5年1,804,880円 農業者負担（処理量と運送費分として）1kgあたり平成30年20円、令和元年30円、令和2年から70円⇒値上げ 令和7年度想定事業費2,850,154円×50%＝1,425,077円</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			1,426				110	1,316
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度	4 年度（千円）		5 年度（千円）		6 年度見込（千円）			
		予算額（当初）	400		600		1,426			
		決算額	654		1,323		1,426			
		補助件数（件）	1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		農業生産者から廃棄される農業用廃プラスチック類の適正処理を図り、環境の保全と施設園芸の健全な発展を推進するため継続実施していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		87			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	都市農業振興促進事業補助金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	2	「補助金等の開始時期(昭和 平成 令和) 29年度 8年経過」			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					4,561千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	4,391千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	4,391千円	
1	補助金等の趣旨、目的				高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業の推進を図ることで、市民から食の安全・安心の信頼を得ることができ、農業経営の安定と向上に寄与する。 また、首都圏に位置し消費地に近いという都市農業の利点を活用した直売施設及び観光農園の苺栽培を取り入れ、更なる本市農業の活性化を図る。					
補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等					申請のあった農業者					
2	内容・効果				環境に配慮した農業の実践を図る。 畑地では、土壌消毒や市特産野菜である葱・青葱に発病する赤錆病等の共同防除、水田では、育苗箱施用方式の薬剤の購入に対する補助をすることで、高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業を推進する。 また、苺栽培の普及促進を図るため、その栽培費用に対して補助をすることで、安定した農業経営に寄与する。					
3	対象事業の施策的な位置付け				基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実					
4	算出基準(算式)				苺の栽培及び出荷販売関連資材の購入費補助(水和剤、乳剤、ダンボール、パック等) 水稲に係る薬剤の購入費補助(水稲病害虫防除薬剤、スリップス防除剤等) ネギに係る薬剤の購入費補助(葱赤錆病防除薬剤、土壌消毒薬剤等) 11,402,500円×40% = 補助額 4,561,000円					
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6	補助金の推移		年 度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
			予算額(当初)	4,391	4,391	4,391				
			決算額	4,391	4,391	4,391				
			補助件数(件)	50	40	40				
7	本補助金の終期に対する考え。				環境に配慮した農業の促進を図るため、畑地では、土壌消毒や市特産野菜である葱・青葱に発病する赤錆病等の共同防除、水田では、育苗箱施用方式の薬剤の購入に対する補助をすることで、高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業を推進し、苺栽培においては、普及促進を図るため、その栽培費用に対して補助をすることで、安定した農業経営に寄与し、本市の農業振興を図る上で必要と考えるため、終期を設定はせず継続実施していく。					

補助金等概要調査票

補助金番号		88			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	荒廃農地有効活用事業奨励金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	3	「補助金等の開始時期 昭和 平成 元 年度 6年経過」 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					60千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 60千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 60千円		
1 補助金等の趣旨、目的		農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積の利用権設定(農地の貸し借りの契約)をした廃農地において再整備を行い、遊休農地の解消を図った農業者に対し奨励金を交付する。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった農業者(借り手)					
2 内容・効果		荒廃した農地を農用地利用集積推進事業の利用を条件として借り受けし、さらに農地利用者自身が耕作するために再整備をした場合、その再整備をした面積に応じて奨励金を交付する。再整備により荒廃農地を解消し、農用地利用集積推進事業の利用を条件とすることにより農地の再荒廃化を抑制することができる。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準(算式)		農地中間管理機構事業の推進に関する法律に基づく農用地利用権設定(農地の貸し借りの契約)をした荒廃農地、貸付期間が5年以上及び再整備を行った農地 ・6,000円(1aあたり) ・10a(奨励金対象の予測面積) 6,000円×10a=60,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)		
		予算額(当初)		240		90		60		
		決算額		0		0		0		
		補助件数(件)		0		0		0		
7 本補助金の終期に対する考え。		荒廃農地を農地として活用するために再整備する農業者に対して、その再整備に係る費用の一部を補助することで、荒廃農地を減少させるとともに、農地の有効活用が図られるため、荒廃農地が存在する間は、継続実施していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		89			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	農用地有効活用事業奨励金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	3	「補助金等の開始時期 <small>昭和</small> 平成 13年度 24年経過 <small>令和</small> 」			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					250千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 250千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 250千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		初めて貸し借りがなされる農地において、借り手に奨励金を交付し、借り手の経営規模拡大の支援と市内の遊休農地の発生を抑制することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例</small> 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった農業者(借り手)					
2 内容・効果		農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積の利用権設定(農地の貸し借りの契約)が初めてなされた農地において、貸付期間が5年以上の契約がなされた場合、借り手に対し面積に応じた奨励金を交付し、経営規模拡大に寄与する。 また、高齢化等の理由により耕作ができない農地(この場合、貸し手)が遊休農地となることを防止する効果があり、農地の有効活用が図られる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準(算式)		農地中間管理機構事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積の設定(農地の貸し借りの契約)が初めてなされた農地で、貸付期間が3年以上の農地 ・1,000円(1aあたり) ・250a(奨励金対象の予測面積) $1,000円 \times 250a = 250,000円$								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		350		250		250		
		決算額		177		465		250		
		補助件数(件)		17		18		18		
7 本補助金の終期に対する考え。		遊休農地の解消を図り、農地の有効活用と経営規模の拡大を図るため必要な補助であり継続実施していくが、本市の農地から遊休農地がなくなった時点を終期とする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		90			補助金名			提出日	令和7年2月19日
款	項	目	大事	小事	認定農業者連絡協議会補助金			担当課名	農業振興課
6	1	3	3	3	「補助金等の開始時期 昭和(平成)15年度 22年経過」 昭和 平成 令和			電話番号	04-7150-6086
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則
令和7年度予算確定額					420千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 410千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 410千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		市内の農業の中核を担う認定農業者(市で認定)で組織される流山市認定農業者連絡協議会へ補助金を交付し、農業振興の促進を図る。							
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市認定農業者連絡協議会				
2 内容・効果		流山市認定農業者連絡協議会では、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指すことを目的に現在42名が会員として加入している。当協議会へ補助金を交付することで活発な事業の実施が行われ、農業振興の促進が図られる。							
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実							
4 算出基準(算式)		10,000円×42名(会員数)=420,000円 1人当たり10,000円を会員数に応じて算出し、協議会に対して補助をする。 <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>							
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有 <input type="radio"/>	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無 <input checked="" type="radio"/>		0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)				
		予算額(当初)	380	380	410				
		決算額	380	380	410				
		補助件数(件)	1	1	1				
7 本補助金の終期に対する考え。		市内の農業の中核を担う認定農業者の情報交換と研鑽の機会を確保し、より高度な技術向上と農業生産性の向上を図ることで、本市の農業振興に寄与するため、終期は設けず継続実施していく。							

補助金等概要調査票

補助金番号		91			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	農業近代化資金利子補給金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	4	「補助金等の開始時期 ^{昭和} 平成 37 年度 63年経過 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農業近代化資金利子補給条例・施行規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					2千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	4千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	4千円	
1 補助金等の趣旨、目的		農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し利子補給金を交付し、農業に必要な生産施設等の整備拡充を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			農業近代化資金を貸し付ける融資機関					
2 内容・効果		農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し利子補給金を交付し、農業に必要な生産施設等の整備拡充を図る農業者への事業費負担を緩和し、農業の振興及び農業者の生活の安定に寄与する。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準(算式)		<p>融資平均残高 1,605,479円×0.1%×1件=1,605円</p> <p>借入金額18,000,000円(償還開始平成29年10月・年賦2,000,000円)</p> <p>貸付利率1.4%(県利子補給1.3%・市利子補給0.1%)</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>融資平均残高算出根拠</p> <p>①期首残高 2,000,000円×293日(令和7年1月1日~10月20日)</p> <p>②次回期首残高 0円×72日(10月21日~12月31日)</p> <p>③586,000,000(①+②)÷365日</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)	8		6		4			
		決算額	8		6		4			
		補助件数(件)	1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		農業近代化資金融通法に基づく県の補助金があることから、農業の担い手確保の観点からも必要である制度のため継続実施していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		92			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	エコ農業推進事業補助金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	54	「補助金等の開始時期」昭和(平成)21年度 16年経過 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					2,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	2,352千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	2,352千円	
1 補助金等の趣旨、目的		家畜の糞や樹木の皮、魚介類由来の堆肥等、環境にやさしい資材の導入を推進することにより、化学肥料の使用を減らすことを目的として補助する。これにより環境への負荷を低減し、消費者に安全、安心な農作物の提供に資するため支援する。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった認定農業者					
2 内容・効果		健康都市宣言に対応する施策として、食の安全と安心に向けた農業生産を支援し、市民の健康増進に資することができる。地球にやさしく、消費者ニーズに合わせた形態の農業を推進し、農業への理解を深めることにより、豊かで活力のある本市農業の構築を図るとともに、安心・安全な農産物の供給に努める。堆肥の導入を支援し、減化学肥料と有機農業の推進を図る。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準(算式)		有機農業推進(化学肥料低減)を図るための堆肥、緑肥及び有機質肥料等の購入費用の40%以内での補助 概算事業費 5,000,000円 最大補助率40% 5,000,000円(総事業費) × 40%(補助率) = 2,000,000円(補助額)								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		1,372		1,980		2,352		
		決算額		1,350		2,450		2,352		
		補助件数(件)		43		48		48		
7 本補助金の終期に対する考え。		環境負荷の低減や消費者に安全・安心な農産物を提供するために実施する事業である。また、食料・農業・農村基本法に基づく同基本計画、平成18年12月に成立した有機農業の推進に関する法律やその基本方針にも添った事業を実施したい。食の安全安心と環境にやさしいという消費者ニーズに則した農作物の供給は必要不可欠であることから継続実施していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		93			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	農業振興資金利子補給金			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	68	「補助金等の開始時期(昭和 28年度 9年経過) 平成 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					農業振興資金融資及び利子補給条例・規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					554千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 755千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 755千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		市内において、農業を自ら営む者に対し、融資機関を通じて農業振興資金の融資を行い、当融資に対する利子の一部を補給することにより、流山市における農業経営の安定及び農業振興を図ることを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			農業振興資金を貸し付ける融資機関					
2 内容・効果		農業振興資金を貸し付ける融資機関に対し利子補給金を交付し、農作物育成管理用施設の取得等や生産基盤の整備等を行う農業者の事業費負担を緩和することで、農業の振興及び農業者の生活の安定に寄与する。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実								
4 算出基準(算式)		[新規] 利子補給率1.6% 借入額合計 18,000,000円 利子補給額 136,089円 [継続] 利子補給率1.6%(R1~) 利子補給額 417,279円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 利子補給額合計 [新規]+[継続]:136,089円+417,279円=553,368円								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		458		776		755		
		決算額		540		579		495		
		補助件数(件)		22		22		18		
7 本補助金の終期に対する考え。		農業振興資金を貸し付け、利子補給を行い、効率的で安定的な農業経営を推進するため継続実施していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		94			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	認定農業者支援事業補助金 「補助金等の開始時期(昭和28年度9年経過) (平成令和)			担当課名	農業振興課	
6	1	3	3	69				電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					3,600千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 6,160千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 6,160千円)		
1 補助金等の趣旨、目的	本市農業の中心的な役割を担っている認定農業者を支援することにより、本市の都市農業の更なる振興を図る。									
	補助金等の交付先を記入→ (例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった認定農業者						
2 内容・効果	認定農業者の環境配慮型農業資材の購入費の一部を支援することにより、農業経営改善目標達成に寄与する。									
3 対象事業の施策的な位置付け	基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実									
4 算出基準(算式)	化学合成農薬低減に係る資材の購入費(生分解性フィルム(マルチ等)、防草シート、防虫ネット等) 購入費用の40%以内での補助 概算事業費 9,000,000円 最大補助率:40% 9,000,000円(総事業費)×40%(補助率)=3,600,000円(補助金総額)									
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載			総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
	無				0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移	年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
	予算額(当初)		3,400		5,100		6,160			
	決算額		3,373		4,125		6,160			
	補助件数(件)		54		49		50			
7 本補助金の終期に対する考え。	認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者であり、本市農業の中心的担い手であり、環境配慮型資材の導入支援により持続性の高い農業生産を推進し、本市の都市農業の振興及び農業経営の安定化を図るため継続実施していくことが必要であり、終期の設定は難しい。									

補助金等概要調査票

補助金番号		95			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	土地改良施設維持管理費補助金			担当課名	農業振興課	
6	1	4	1	1	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 63 年度 37 年経過 令和			電話番号	04-7150-6086	
根拠規則・要綱等					流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則			所属長名	染谷 秀則	
令和7年度予算確定額					1,892千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	1,892千円)	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	1,892千円)	
1	補助金等の趣旨、目的				市内の各土地改良区が実施する土地改良施設の維持管理等に係る事業費の一部を助成するもの。これにより水稻の生産性を高めるだけでなく、水害を抑制する湛水機能を持ち合わせた、多面的用途のある水田の健全な保全を促進するとともに、緑豊かで調和の取れた都市空間の形成を助長することを目的とする。					
	補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				市内土地改良区					
2	内容・効果				市内の土地改良区が実施する土地改良施設の維持管理及び水田を利用するうえで必要な施設の災害等復旧に要する経費の1/3以内を予算の範囲内で補助する。 この事業により土地改良区域内にある農地の生産性を高めることになる。一方で、大雨時の貯水機能や水源涵養、良好な景観の形成、地球温暖化の防止機能等、農地は多面的かつ公共的な機能を有しており、近年頻発している記録的豪雨風水害等への対策にも効果がある。					
3	対象事業の施策的な位置付け				基本計画・実施計画・その他() 基本政策4-2-1 賑わいと魅力のあるまち 農業 農業経営改善の充実					
4	算出基準(算式)				流山市新川土地改良区事業費 5,676,000円 小水路浚渫、大幹線草刈等 補助金額 5,676,000円×1/3=1,892,000円					
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6	補助金の推移		年 度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
			予算額(当初)	2,794	1,892	1,892				
			決算額	1,932	1,256	1,892				
			補助件数(件)	2	1	1				
7	本補助金の終期に対する考え。				水稻生産施設の保全という目的のために必要な事業であり、近年頻発している豪雨風水害等への対策の一翼をも担っているため、水害等の災害防止を優先した事業であることから終期は設けず継続実施していく。					

補助金等概要調査票

補助金番号	96				補助金名	提出日	令和7年2月17日			
款	項	目	大事	小事	流山市スズメバチ駆除費助成金 「補助金等の開始時期 令和 6年度 1年経過」	担当課名	環境政策課			
4	1	4	5	2		電話番号	04-7150-6083			
根拠規則・要綱等					流山市スズメバチ駆除費助成金交付規則	所属長名	高松 秀人			
令和7年度予算確定額					464千円	「参考」 (令和6年度当初予算額 75千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 460千円)				
1	補助金等の趣旨、目的				人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチが営巣した巣を駆除する者に対し、予算の範囲において、その費用の一部を助成することにより、早期の駆除を促進し、もって市民生活の安全の確保に資することを目的とする。					
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				申請のあった市民					
2	内容・効果				スズメバチの巣の駆除に要した費用の2分の1を補助するものとし、15,000円を限度とするもの。市が費用の一部を助成することにより、スズメバチの巣の早期の駆除を促進し、市民生活の安全を確保する。					
3	対象事業の施策的な位置付け				流山市総合計画 基本計画 基本施策3 良質な住環境の中で暮らせるまち 3-8 生活環境					
4	算出基準(算式)				補助率：駆除に要した費用の1/2 上限額：15,000円 令和6年10月7日時点 申請件数 42件 補助金額合計 344,000円 1件あたりの平均補助金額 8,190円 ÷ 8,000円 10月7日以降の見込件数 15件 (相談件数、要件不足となった件数からの推計) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 344,000円 + 8,000円×15件 = 464,000円					
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費 A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6	補助金の推移		年度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
			予算額(当初)			75				
			決算額			460				
			補助件数(件)			54				
7	本補助金の終期に対する考え。				令和6年度からの新規補助制度であり、3年間の限定的なものとした。3年間実施の結果、スズメバチの苦情件数の推移、本制度の申請件数などをもって、以降の必要性について検討を行う。					

補助金等概要調査票

補助金番号		97			補助金名		提出日	令和7年2月17日		
款	項	目	大事	小事	地球温暖化対策奨励金		担当課名	環境政策課		
4	1	4	5	60	「補助金等の開始時期」昭和 平成 23年度 14年経過 令和		電話番号	04-7150-6083		
根拠規則・要綱等					流山市住宅用省エネルギー設備等脱炭素化促進補助金交付規則 流山市太陽光発電設備初期費用ゼロ促進補助金交付規則 流山市集合住宅・商業施設等用電気自動車等充電設備設置補助金交付規則 流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置補助金交付規則		所属長名	高松 秀人		
令和7年度予算確定額					32,400千円		「参考」 (令和6年度当初予算額) 28,950千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 19,650千円			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>第4期地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化!ながれやまプラン」では、重点施策に「市民・事業者との協働による省エネルギー生活への転換の推進」「再生可能エネルギーの活用」を位置づけ、省エネルギー設備の普及を図っている。</p> <p>①太陽光発電設備の導入・省エネルギー設備の設置・再生可能エネルギーを利用した充電設備がある場合の電気自動車の導入に対して奨励金を交付することにより、設備等の普及を促進し温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>②太陽光発電設備の初期投資が導入障壁となっていることから、建物所有者の初期費用なしで太陽光発電設備を設置するプラン(ゼロ円ソーラープラン)を提供する市内業者に対し、充電設備の普及率を低く抑えるため、国の補助金を補完する形で市独自に導入費用の一部を補助することで、導入費用の負担軽減を図る。</p> <p>③電気自動車等の一層の普及を目指すため、充電設備の普及率が低い集合住宅や商業施設等に対し、国の補助金を補完する形で市独自に導入費用の一部を補助することで、導入費用の負担軽減を図る。</p> <p>④上記計画で示すとおり市民、事業者が一体となって再エネ設備導入が進むことを目指すため、集合住宅や事業所における太陽光発電設備導入に補助を行う。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ (例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等		<p>①省エネルギー設備を設置する市民</p> <p>②ゼロ円ソーラープランを提供する市内業者</p> <p>③市内商業施設または集合住宅に設置する電気自動車充電設備の所有者</p> <p>④市内集合住宅または事業所に設置する太陽光発電設備の所有者</p>						
2 内容・効果		補助金を交付することにより、設備や住宅等の普及を促進し、温室効果ガスの削減を図る。また、交付要件には、市内の事業者からの太陽光発電設備の購入・設置を規定しており、市内産業の振興が期待できる(エネファーム及びV2H充放電設備、電気自動車等充電設備を除く)。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(総合計画では、地球温暖化対策の推進として、太陽光発電設備等の設置促進を位置付けている。また、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画では、省エネルギー設備や電気自動車等の普及を位置付けている。)								
4 算出基準(算式)		<p>一部補助対象について実績に合わせ補助件数の増減を行った。</p> <p>①市民向け省エネルギー設備 計27,300,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 (既存住宅×40件=4,600,000円 新築住宅×60件=3,900,000円) 8,500,000円 家庭用燃料電池システム(エネファーム・自立運転機能有り) 100,000円×13件=1,300,000円 設置用リチウムイオン蓄電池システム 70,000円×60件=4,200,000円 太陽光発電設備、蓄電池併設 既存住宅 50,000円×30件=1,500,000円 新築住宅 50,000円×40件=2,000,000円 電気自動車等(太陽光併設) 100,000円×20件=2,000,000円 電気自動車等(V2H+太陽光併設) 150,000円×5件=750,000円 V2H充放電設備 250,000円×15件=3,750,000円 窓の断熱改修 80,000円×40件=3,200,000円 住民の合意形成のための資料 100,000円×1件=100,000円 <p>②ゼロ円ソーラー 300,000円×5件=計1,500,000円</p> <p>③電気自動車充電設備 計2,100,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅(住民のみ) 500,000円×1件=500,000円 集合住宅(住民以外も可) 1,000,000円×1件=1,000,000円 商業施設 200,000円×3件=600,000円 <p>④集合住宅・事業所用太陽光発電設備 300,000円×5件=計1,500,000円</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費 A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無			32,400				15,200	17,200
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年度		4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
		予算額(当初)		18,200	25,700	28,950				
		決算額		18,200	20,743	19,650				
		補助件数(件)		193	211	200				
7 本補助金の終期に対する考え。		令和5年2月、2050年二酸化炭素排出量排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しており、補助金の効果が達成されたときを流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で示す2030年度目標指標を達成できた状態と考えている。したがって、現計画に示す目標が達成されるまでの最長6年間について補助を継続する必要があると見込んでいる。								

補助金等概要調査票

補助金番号		98			補助金名			提出日	令和7年 2月 12日	
款	項	目	大事	小事	再生資源物回収事業奨励金			担当課名	クリーンセンター	
4	2	3	2	1	「補助金等の開始時期 平成 3年度 34年経過」			電話番号	04-7157-7411	
根拠規則・要綱等					流山市集団回収に関する規則			所属長名	平野 雅己	
令和7年度予算確定額					138,599千円			「参考」 令和6年度当初予算額 139,162千円		
								令和6年度現計予算額(補正後) 143,310千円		
1 補助金等の趣旨、目的		市民が自主的に行う集団回収について、その活動を行う再生資源物収集運搬業者が、廃棄物の減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成を推進する。								
		補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			市から登録を受けた再生資源物収集運搬業者(市内7業者)					
2 内容・効果		リサイクル団体(252団体)が集団回収において回収した再生資源物を、市から登録を受けた再生資源物収集運搬業者が収集し、適正に処理をした紙・布類及び金属類・ビン類の量に対し、予算の範囲内で奨励金を交付し、資源化の促進に努めるものである。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(流山市一般廃棄物処理基本計画、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市集団回収に関する規則)								
4 算出基準(算式)		①紙類・布類 17円×6,045,000kg=102,765,000円 ②ビン・缶類 20.5円×1,748,000kg=35,834,000円 ①+②=138,599,000円(端数調整) ・令和7年1月、流山市集団回収に関する規則第11条(奨励金の額)の規定により、紙・布類17円/kg、金属類・ビン類20.5円/kgとしている。 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)		
		予算額(当初)		166,080		159,300		139,162		
		決算額		158,332		145,875		140,797		
		補助件数(件)								
7 本補助金の終期に対する考え。		市は、法令や条例に基づく市の責務として廃棄物の抑制と再利用の促進のため、資源物の集団回収を行っている。集団回収等で排出された古紙・布類や缶・びんは、資源物として収集運搬し、資源物回収業者に売払うことで資源化につながっている。 令和5年度の実績では、家庭から排出されたごみや資源物の総量約43,326トンのうち、集団回収等が占める割合は約19%となり、資源化の効果という観点から、市の資源化施策において非常に重要な事業である。 集団回収で排出された資源物は、市に登録されている再生資源物収集運搬業者が回収し、資源物回収業者に売払い、売払い額は再生資源物収集運搬業者の収入となるが、資源物の売払い額は市況等に左右され、必ずしも安定的な収入を得ることができず、再生資源物収集運搬業者の事業に関わる経費等を奨励金として交付することで、資源物の売払い額の変動に大きく左右されることなく、安定的に事業を継続することで、家庭からの不要物の資源化に大きな影響のある集団回収の安定的な継続につながるため、補助金の終期の設定は困難である。								

補助金等概要調査票

補助金番号		99			補助金名			提出日	令和7年 2月 12日	
款	項	目	大事	小事	生ごみ肥料化処理機購入補助金			担当課名	クリーンセンター	
4	2	3	2	1	「補助金等の開始時期 令和 4年度 3年経過」			電話番号	04-7157-7411	
根拠規則・要綱等					流山市生ごみ肥料化処理機購入補助金交付規則			所属長名	平野 雅己	
令和7年度予算確定額					4,080千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	3,780千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	3,780千円	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>生ごみ肥料化処理容器又は生ごみ処理機器（以下「処理器」という。）を購入した物に対し、予算の範囲内において、処理器の購入に要した費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。</p> <p>なお、「生ごみ肥料化処理器購入補助金」制度については、平成22年度に一度制度廃止となっているが、令和4年度から事業を開始している。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民					
2 内容・効果		<p>市は、令和4年4月1日から流山市指定ごみ袋を導入し、「燃やすごみ」と「容器包装プラスチック」を対象としているが、家庭で発生した「燃やすごみ」に含まれる生ごみについては、処理器の利用促進を行うことで、生ごみの減量化と再資源化を図ることができる。</p> <p>そこで指定ごみ袋の導入に伴い、処理器購入額の一部を補助することにより、市民が処理器を利用しやすくなることで家庭から出る生ごみの重量の約8割を占める水分を減らし、生ごみの減量・資源化を効果的に行うことができる。</p> <p>実際に機器を使用した市民から使用後の生ごみの減量数値のアンケートによって、市民の実感に即した広報を行い、広く効果的なごみ減量の啓発や減量による焼却施設の負担減の効果に繋がることも考えられる。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（流山市生ごみ肥料化処理機購入補助金交付規則）								
4 算出基準(算式)		<p>1. 生ごみ肥料化処理容器（コンポスト等）購入補助金額 補助金額：購入額の1/2を補助する。（最大6,000円） 申請見込件数：30件 補助金見込額：6,000円×30件=180,000円・・・①</p> <p>2. 生ごみ処理機器（電気式生ごみ処理機）購入補助金額 補助金額：購入額の1/2を補助する。（最大30,000円） 申請見込件数：130件 補助金見込額：30,000円×130件=3,900,000円・・・②</p> <p>3. 上記の合計（①+②）：180,000円+3,900,000円=4,080,000千円</p>								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
		無		0						
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）								
6 補助金の推移		年 度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)					
		予算額(当初)	1,740	3,816	3,780					
		決算額	3,759	3,972	3,619					
		補助件数(件)	209	195	169					
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>令和4年度から、ごみ減量化等を主な目的として流山市指定ごみ袋が導入されたことに伴い、市民のごみ減量への意識が向上している。特に生ごみに関しては、毎日排出されるものであるため、市民の処理器への関心が年々高まっている。今後も継続的な市民へのごみ減量・資源化に対する意識の向上を促進するにあたり、本事業は必要不可欠である。</p> <p>また、現状においても交付対象者からのアンケートにより確実な減量効果が見受けられているため、終期の設定は困難である。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		100			補助金名			提出日	令和7年2月13日	
款	項	目	大事	小事	流山市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金			担当課名	まちづくり推進課	
8	4	2	3	60	「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> 22年度 15年経過」 <u>平成</u> <u>令和</u>			電話番号	04-7150-6090	
根拠規則・要綱等					流山市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金交付要綱			所属長名	荻込 渉	
令和7年度予算確定額					2,452千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 7,594千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 千円)		
1	補助金等の趣旨、目的 鉄道会社Aによる鉄道設備に対する整備等について、国の補助事業（「地域公共交通確保維持改善事業」の鉄道軌道輸送安全輸送設備等整備事業または「鉄道施設総合安全対策事業」）に該当するものを、地域公共交通の安全運行の観点から、鉄道会社Aへ補助するもの。									
	補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>				鉄道会社A					
2	内容 令和7年度において、鉄道会社Aは老朽化した踏切遮断器の更新工事を予定している。その経費のうち、国が1/3、地方が1/3（県1/6・市1/6）ずつ負担するもの。（事業者負担1/3） 効果 設備更新に係る補助金を支出することによって、鉄道会社Aによる踏切遮断器等の安全輸送設備に対する設備投資を推進し、公共交通の安全運行に資することが出来る。									
3	対象事業の施策的な位置付け 基本計画・ <u>実施計画</u> ・その他（ ）									
4	算出基準（算式） 市は補助対象経費の1/6を補助するもの。 ①踏切遮断器更新工事にかかる費用 14,706,200円×1/6=2,451,033円（小数点以下切り捨て） 以上より予算計上額は2,452千円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。									
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6	補助金の推移		年 度	4年度（千円）	5年度（千円）	6年度見込（千円）				
			予算額（当初）		11,987	7,594				
			決算額		11,987	7,594				
			補助件数（件）		1	1				
7	本補助金の終期に対する考え。 住民が安心・安全に鉄道を利用できる状態を維持することが、補助金の効果として達成された時と考える。 現在、鉄道会社Aでは令和10年度までの長期修繕計画を立てているが、経営状況が不安定な中、今後、安全運行に対する設備投資が厳しい状況にあると聞いている。 そのため、本補助金が、今後の安定した鉄道事業経営への一助となることから、事業開始から6年度間（令和5年度から令和10年度まで）を目途に本補助金の終期として考える。 しかしながら、本補助金の終了に伴い、住民の安心・安全な鉄道利用が困難となる場合は、補助対象者の経営状態等を精査し、令和11年度以降の補助事業継続について判断する。									

補助金等概要調査票

補助金番号		101			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 1 8 日		
款	項	目	大事	小事	保存樹木・樹林補助金			担当課名	みどりの課		
8	4	7	2	65				「補助金等の開始時期」 昭和 平成 4 8 年度 5 2 年経過 令和			電話番号
根拠規則・要綱等					流山市緑化推進及び保全に関する条例			所属長名	橋本 大輔		
令和 7 年度予算確定額					7 9 8 千円			「参考」 (令和 6 年度当初予算額)		8 0 2 千円)	
								(令和 6 年度現計予算額 (補正後))		8 0 2 千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>良好な環境形成に寄与する巨木や樹林を保存樹木・保存樹林に指定し、報償的な補助金を交付することで、所有者・管理者の維持継続意欲を高め、存続を図る。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>指定通知を受けた保存樹木・保存樹林の土地所有者・管理者</p>									
2 内容・効果		<p>良好な環境を確保するため及び美観・風致を維持するため、巨木など風景を演出する樹林や樹形が特に優れている樹木を保存樹木、樹木の集団を保存樹林として指定し、補助金を交付するものである。 市民が良好な生活環境の中で、健康で安全な生活を営むことができる。</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他 () 流山市総合計画 基本計画 第3章施策分野別計画 基本施策 3 良質な住環境の中で暮らせるまち 3-1 みどり・生物多様性</p>									
4 算出基準(算式)		<p>流山市緑化推進及び保全に関する条例 保存樹木は樹木 1 本につき年額 3, 5 0 0 円の補助金 9 9 本 × 3, 5 0 0 円 = 3 4 6, 5 0 0 円 保存樹林は樹林面積 1 m²につき年額 1 5 円 3 0, 0 9 4. 3 4 m² × 1 5 円 = 4 5 1, 4 1 5 円 計 7 9 7, 9 1 5 円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費 A = B + C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無			0						
<p>※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業 (事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>											
6 補助金の推移		年 度		4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)			
		予算額 (当初)		987		899		802			
		決算額		914		827		793			
		補助件数 (件)		62		61		57			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>良好な環境の確保や美観・風致の維持を目的に指定した樹木・樹林を保存するための補助金であるが、樹木・樹林の所有者の意向を確認しつつ、終期について定期的に見直したい。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		102			補助金名			提出日	令和 7 年 2 月 1 8 日	
款	項	目	大事	小事	みどりのまちなみ整備事業補助金			担当課名	みどりの課	
8	4	8	2	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成 63年度 37年経過」 令和			電話番号	04-7150-6092	
根拠規則・要綱等					流山市みどりのまちなみ整備事業補助金交付要綱			所属長名	橋本 大輔	
令和7年度予算確定額					300千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 300千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 300千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>緑豊かなふるさと流山の実現と災害発生時のブロック塀の倒壊を未然に防止するため、みどりのまちなみ整備事業（外構の生垣化）を実施した市民に補助金を交付するものである。 また、景観をはじめ住環境の向上などに寄与する生垣整備の動機づけを促す。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			申請のあった市民					
2 内容・効果		<p>市内の建築物に居住している個人、または流山市内にこれから居住するため建築している個人で、本市の市税を滞納していないものが、生垣を設置する場合に補助金を交付する。 緑豊かなふるさと流山の実現と災害時の被害（塀の倒壊による通行人及び通行車両への被害や交通阻害など）発生の未然防止が図られる。</p>								
3 対象事業の政策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画・その他（ 流山市総合計画 基本計画 第3章施策分野別計画 基本施策3 良質な住環境の中で暮らせるまち 3-1 みどり・生物多様性</p>								
4 算出基準(算式)		<p>流山市みどりのまちなみ整備事業補助金交付要綱 事業の実施により設置した生垣の延長（メートル）に、8千円を乗じて得た額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い方の額に2分の1を乗じて得た額とし、既存の生垣を撤去して生垣を設置する場合は30千円、新たに生垣を設置する場合は40千円、生垣の設置と同時にグリーンチェーン認定を取得する場合は50千円を限度とする。</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>30千円×7件＝210千円 40千円×1件＝40千円 50千円×1件＝50千円 計300千円</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		500		500		300		
		決算額		172		31		43		
		補助件数(件)		5		1		2		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当該補助金については、住宅の新築や建て替えに伴うものだけでなく、植え替えによる生垣の設置も補助対象としている。住宅の新築及び建て替え並びに生垣の植え替え等に関する動向を注視し、補助金の終期について、定期的に見直したい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		103			補助金名		提出日	令和7年2月19日		
款	項	目	大事	小事	耐震診断補助金			担当課名	建築住宅課	
8	1	2	1	51	「補助金等の開始時期 昭和 平成 20年度 17年経過 令和」			電話番号	04-7150-6088	
根拠規則・要綱等					流山市耐震診断助成事業実施要綱			所属長名	柿原 誠	
令和7年度予算確定額					1,600千円		「参考」 (令和6年度当初予算額 1,100千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 1,100千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、耐震診断の促進及び地震に対する安全性に関する意識の高揚を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			申請のあった市民 (平成12年以前の木造住宅又は昭和56年以前の共同住宅を所有する市民)					
2 内容・効果		平成12年以前に建築された2階建て以下の木造住宅及び昭和56年以前に建築された3階以上かつ1,000㎡以上の分譲の共同住宅の耐震診断に対し、費用の一部を補助金として交付する。 所有者等の費用負担を軽減し、耐震診断の結果により、所有する建築物の地震に対する強度を把握し、耐震改修の必要性について意識の高揚が図られる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ <u>その他</u> (建築物の耐震改修の促進に関する法律「流山市耐震改修促進計画」)								
4 算出基準(算式)		一戸建ての住宅 診断費用の2/3以下かつ5万円が限度。(30戸分) 50,000円×30戸=1,500,000円 (ただし、共同住宅(分譲)の場合、診断費用2/3以下で、1戸当たり4万円かつ1棟当たり120万円が限度。) 予備診断 1棟当たり10万円が限度。(予備診断1棟分) 100,000円×1棟=100,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 合 計 1,500,000円+100,000円=1,600,000円								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			1,600	1/2	市補助額の1/4 診断費の1/6 (限度額2万円)		1,185	415
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
		予算額(当初)		1,100	1,100	1,100				
		決算額		593	500	2,450				
		補助件数(件)		12	10	49				
7 本補助金の終期に対する考え。		現在の「流山市耐震改修促進計画」では、平成30年度の住宅・土地統計調査を基に、令和7年度における耐震化率の目標95%としているが、令和5年度の住宅・土地統計調査を基に耐震化率の推計値を算出することから、耐震化率の目標及び想定終期の検討を行うとともに、国や県の動向に注視し、対応していくものとする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		104			補助金名			提出日	令和7年2月19日	
款	項	目	大事	小事	木造住宅耐震改修補助金			担当課名	建築住宅課	
8	1	2	1	51	「補助金等の開始時期」昭和(平成)20年度 17年経過			電話番号	04-7150-6088	
根拠規則・要綱等					流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱			所属長名	柿原 誠	
令和7年度予算確定額					15,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 10,000千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 10,000千円		
1 補助金等の趣旨、目的		地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、耐震診断の促進及び地震に対する安全性に関する意識の高揚を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民(平成12年以前の住宅を所有する市民)					
2 内容・効果		平成12年以前に建築された2階建て以下の木造住宅で耐震診断を実施し、耐震基準以下の住宅の耐震改修工事費用に対し、費用の一部を補助金として交付する。 所有者等の費用負担を軽減し、木造住宅の耐震化を図り、安全で災害に強いまちづくりの実現を図る。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画(その他)(建築物の耐震改修の促進に関する法律「流山市耐震改修促進計画」)								
4 算出基準(算式)		一戸建ての住宅 補強設計費、工事監理費及び耐震改修工事費の合計の80%かつ100万円が限度。 1,000,000円×15戸=15,000,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			15,000	1/2	市補助額の1/4 改修費の1/5 (限度額25万円)		11,250	3,750
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)								
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)	10,000		10,000		10,000			
		決算額	9,000		6,836		16,609			
		補助件数(件)	9		7		19			
7 本補助金の終期に対する考え。		現在の「流山市耐震改修促進計画」では、平成30年度の住宅・土地統計調査を基に、令和7年度における耐震化率の目標95%としているが、令和5年度の住宅・土地統計調査を基に耐震化率の推計値を算出することから、耐震化率の目標及び想定終期の検討を行うとともに、国や県の動向に注視し、対応していくものとする。								

補助金等概要調査票

補助金番号		105			補助金名		提出日	令和7年2月19日			
款	項	目	大事	小事	ブロック塀等除却補助金		担当課名	建築住宅課			
8	1	2	1	51	「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> 平成 30年度 令和 7年経過」		電話番号	04-7150-6088			
根拠規則・要綱等					流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱		所属長名	柿原 誠			
令和7年度予算確定額					3,000千円		「参考」 (令和6年度当初予算額 9,000千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 9,000千円)				
1 補助金等の趣旨、目的		<p>通学路沿いのコンクリートブロック塀等の倒壊による被害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、通学路の安全を確保するため、コンクリートブロック塀等の除却等に要する費用の一部を補助し、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>申請のあった者(安全と判断できないブロック塀等を所有または管理する者)</p>									
2 内容・効果		<p>通学路沿いの危険なコンクリートブロック塀等の除却及び廃材の処分並びに軽量フェンスの新設の費用を補助することにより、危険なコンクリートブロック塀等を所有又は管理している補助事業者の経済的な負担軽減につながり、通学路の安全性が確保される。</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ その他 (建築物の耐震改修の促進に関する法律「流山市耐震改修促進計画」)									
4 算出基準(算式)		<p>除却及び軽量フェンスの新設に要する経費の合計の8割以下、かつ面積1平方メートルにつき35,000円以下、限度額30万円</p> <p>300,000円×10件=3,000,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C		3,000	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無					市補助額の1/2 事業費の1/3	市補助額の1/4 除却費の1/6 (限度額2万円)		1,454	1,546
※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		9,000		9,000		9,000			
		決算額		3,621		3,143		1,018			
		補助件数(件)		14		11		4			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>小学校通学路沿い危険コンクリートブロック塀等の除却が達成されたときが、補助金の終期となる。しかし、危険コンクリートブロック塀等の除却は、その所有者が行うものであるため、明確な終期の設定が困難である。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		108			補助金名			提出日	令和 7年 2月10日	
款	項	目	大事	小事	小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金 「補助金等の開始時期 平成12年度25年経過」			担当課名	学校教育課	
10	1	3	1	5				電話番号	04-7150-6104	
根拠規則・要綱等					流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金交付要綱			所属長名	澁木 宏紀	
令和7年度予算確定額					3,770千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 3,770千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 3,770千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与するための補助金であり、具体的には各学校で独自の発想による特色ある教育活動（体験活動事業、地域交流事業、部活動充実事業、その他特色ある教育活動のために必要と認める事業）を行い、幅広い教育活動の実践を支援することを目的とした補助金です。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会					
2 内容・効果		<p>令和6年度の実施状況として、流山小学校では、がん教育出前事業として小児がんの治療にあたっている医師をお招きし、授業をしていただきました。子どもたちはクイズに答えながら、がんについて学びました。八木南小学校では、音楽鑑賞事業としてジャズブラスカーニバルを招き、全校児童対象にジャズを演奏していただきました。児童は迫力のある素晴らしい演奏に魅了され、感激していました。鑑賞後には、楽器の演奏体験等が行われ、充実した時間を過ごすことができました。</p>								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（6-2学校教育 教育振興事務事業）								
4 算出基準（算式）		<p>市内小中学校（小学校19校、中学校10校、全29校） 130,000円×29校=3,770,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		3,510		3,510		3,770		
		決算額		3,510		3,510		3,770		
		補助件数（件）		27		27		29		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本事業は、流山市立小中学校の各校長で組織された流山市小中学校特色ある教育活動推進協議会が、各小中学校において独自の発想による特色ある教育活動（体験活動事業、地域交流事業、部活動充実事業）として認める事業に対して補助金を交付するものです。学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与するための補助金であることから、教育活動を行ううえで継続させたい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		107			補助金名		提出日	令和 7年 2月 21日		
款	項	目	大事	小事	流山市明るい選挙推進事業補助金		担当課名	選挙管理委員会事務局		
2	4	2	1	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成 10年度 27年経過 令和		電話番号	04-7150-6100		
根拠規則・要綱等					流山市明るい選挙推進事業補助金交付要綱		所属長名	堀越 雅男		
令和7年度予算確定額					240千円		「参考」 (令和6年度当初予算額 240千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 240千円)			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>明るい選挙の推進を図るため、流山市明るい選挙推進協議会が実施する事業に要する経費に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>流山市明るい選挙推進協議会</p>								
2 内容・効果		<p>本市選挙管理委員会と協働で選挙啓発を実施している、流山市明るい選挙推進協議会が実施する選挙啓発活動に対し補助金を支給し、市民の政治意識の向上を図るとともに、各種公職の選挙が明るく正しく執行されること及び投票率の向上に寄与することを目的とする。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他 ()								
4 算出基準(算式)		<p>流山市明るい選挙推進協議会 令和7年度事業計画案に基づく予算要望算出基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成人(18歳)に対する啓発ハガキの送付(約1,700人程度見込) 印刷費 @42円*1,700人*1.1=78,540円 郵送料 @85円*1,700人*=144,500円 ・千葉県明るい選挙推進ポスター・標語コンクールの入賞者に対する記念品代(合計30人程度) 記念品代 @500円*30人=15,000円 ・千葉県明るい選挙推進協議会会議・研修参加費 県庁(1名2回分) 1,520円*2回=3,040円 <p>令和7年度事業経費合計 241,080円 (財源内訳 市補助金240,000円 協議会会費1,080円)</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無				0	0	0	0	
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)	0		240		240			
		決算額	0		240		240			
		補助件数(件)	0		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>選挙に関する啓発、周知等については、公職選挙法第6条に規定されているとおり、選挙管理委員会の重要な職務のひとつである。流山市明るい選挙推進協議会は、「市民の政治意識の向上を図るとともに、各種公職の選挙が明るく正しく行われるように市民運動として啓発活動を積極的に推進して、理想選挙の実現に寄与すること」を基本的な理念として、多岐にわたる啓発活動の一翼を担っていただいている。</p> <p>とりわけ、選挙時に際しては、選挙管理委員会に代わり啓発活動を行っていただくこともあり、同協議会の活動意義は非常に大きい。</p> <p>同協議会に対する支援は、市全体の選挙啓発の充実を図ることにつながっており、現行選挙制度の中では、ただちに本補助事業の終期を設定することは難しい。このことから、本事業の執行に当たっては、同協議会との間で積極的な意見交換や啓発に係る事例研究等を行い、効果的な啓発活動が実現できるよう努める。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		108			補助金名			提出日	令和 7年 2月10日		
款	項	目	大事	小事	小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金 「補助金等の開始時期 平成12年度25年経過」			担当課名	学校教育課		
10	1	3	1	5				電話番号	04-7150-6104		
根拠規則・要綱等					流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会補助金交付要綱			所属長名	澁木 宏紀		
令和7年度予算確定額					3,770千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）		3,770千円	
								（令和6年度現計予算額（補正後））		3,770千円	
1	補助金等の趣旨、目的		学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与するための補助金であり、具体的には各学校で独自の発想による特色ある教育活動（体験活動事業、地域交流事業、部活動充実事業、その他特色ある教育活動のために必要と認める事業）を行い、幅広い教育活動の実践を支援することを目的とした補助金です。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市小中学校特色ある教育活動推進事業協議会						
2	内容・効果		令和6年度の実施状況として、流山小学校では、がん教育出前事業として小児がんの治療にあたる医師をお招きし、授業をしていただきました。子どもたちはクイズに答えながら、がんについて学びました。 八木南小学校では、音楽鑑賞事業としてジャズブラスカーニバルを招き、全校児童対象にジャズを演奏していただきました。児童は迫力のある素晴らしい演奏に魅了され、感激していました。鑑賞後には、楽器の演奏体験等が行われ、充実した時間を過ごすことができました。								
3	対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 6-2 学校教育 教育振興事務事業）								
4	算出基準（算式）		市内小中学校（小学校19校、中学校10校、全29校） 130,000円×29校＝3,770,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C		
		無		0							
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）											
6	補助金の推移		年 度	4年度（千円）	5年度（千円）	6年度見込（千円）					
			予算額（当初）	3,510	3,510	3,770					
			決算額	3,510	3,510	3,770					
			補助件数（件）	27	27	29					
7	本補助金の終期に対する考え。		本事業は、流山市立小中学校の各校長で組織された流山市小中学校特色ある教育活動推進協議会が、各小中学校において独自の発想による特色ある教育活動（体験活動事業、地域交流事業、部活動充実事業）として認める事業に対して補助金を交付するものです。学校教育の振興及び児童生徒の健全な育成に寄与するための補助金であることから、教育活動を行ううえで継続させたい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		109			補助金名			提出日	令和7年 2月 18日	
款	項	目	大事	小事	児童生徒大会派遣事業補助金			担当課名	指導課	
10	1	3	1	7				「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 18年度 19年経過」		
根拠規則・要綱等					児童生徒大会派遣事業補助金要綱			所属長名	郡司 美紀	
令和7年度予算確定額					3,352千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 2,752千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 2,752千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		流山市内小中学校の児童生徒が、学校及び本市を代表して、千葉県・関東・全国の各総合体育大会及び文化的コンクール等に出場するための派遣費として、旅費等の補助をする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			千葉県・関東・全国の各総合体育大会及び文化的コンクール等に出場する児童生徒					
2 内容・効果		千葉県・関東・全国の各総合体育大会及び文化的コンクール等に出場する児童生徒の交通費等を補助するものである。 本市は、学びに向かう力と自立する子どもを育むため、児童生徒の心と身体の育成に努めている。豊かな人間関係づくり、表現力を育む多様な体験活動、命と健康を大切に教育、未来に生きる体力の向上を目指しており、部活動の充実にも取り組んでいる。 その成果として、近年、千葉県、関東、全国の各総合体育大会及び文化的コンクールの大会に出場する児童生徒数が、増加している。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画 、 実施計画 、その他（流山市の教育施策 学びに向かう力と自立する子どもを育む 第3期流山市教育振興基本計画 重点目標3 施策9 学校体育の充実・高度化）								
4 算出基準(算式)		【令和7年度 支出合計 3,352,000円】 <内訳> 体育大会用 2,533,000円 文化大会用 819,000円 <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		3,052		3,052		2,752		
		決算額		2,206		2,810		2,752		
		補助件数(件)								
7 本補助金の終期に対する考え。		本事業は、流山市内小中学校児童生徒の体力向上及び競技力向上を図り、心身共に健全な児童生徒の育成を目的としている。具体的には、市内小中学校の児童生徒が、学校及び市を代表して、千葉県・関東・全国の各総合体育大会及び文化的コンクール等に出場するための旅費等を補助する。 各大会及びコンクール等は、今後も継続して実施される予定である。児童生徒の日々の取り組みの成果の場である大会等の出場経費を補助することは、経費負担が困難な家庭にとって負担軽減につながる。そのため、本補助金の設定を、家庭や保護者が安心して児童生徒を送り出すための一助としたい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		110			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	小中学校教育研究会補助金			担当課名	指導課	
10	1	4	2	2	「補助金等の開始時期 昭和(平成)令和 3年度 34年経過」			電話番号	7150-6105	
根拠規則・要綱等					流山市補助金交付規則小中学校研究会補助金に関する要綱			所属長名	郡司 美紀	
令和7年度予算確定額					900千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 953千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 953千円)		
1	補助金等の趣旨、目的		流山市内29校の職員が、各教科・道徳・特別支援教育等の分科会に分かれ、教育現場実践上の諸問題について研究協議し、その解明を目指していく。また、授業実践、実技研修を通して、共同で研究・研修を重ね、教職員の資質向上、専門的な技術向上を図り、児童生徒への指導力向上に資する。							
	補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>		流山市教育研究会							
2	内容・効果		流山市29校の職員が各教科・道徳・特別支援教育等の23部会に分かれ、主体的に運営をし、授業研究、実技研修など、それぞれの専門性を高めるための研修や情報交換を行い、互いの指導力向上に役立てたり、情報交換をしたりしている。 また、講師を招聘して講演会を開催し、資質向上に努めており、児童生徒への指導力の向上となり成果を上げている。							
3	対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 流山市総合計画 6-2 学校教育 学びに向かう力と自立する子どもを育む 流山市教育振興基本計画 重点目標7 施策17 教員の指導力向上							
4	算出基準(算式)		流山市教育研究会運営費 56,000円×1 千葉県教育研究会運営費 600円×1055人=633,000円 部会研究費 200円×1055人=211,000円 合計900,000円							
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	0	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6	補助金の推移		年度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
			予算額(当初)	892	892	953				
			決算額	892	892	953				
			補助件数(件)	1	1	1				
7	本補助金の終期に対する考え。		本補助金は流山市内29校の職員が、各教科・道徳・特別支援教育等の分科会に分かれ、教育現場実践上の諸問題について研究協議し、その解明を目指していく。また、授業実践、実技研修を通して、共同で研究・研修を重ね、教職員の資質向上、専門的な技術向上を図り、児童生徒への指導力向上に資する。 教育公務員特例法(研修)第21条 教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない。本事業は、教職員の資質向上に資するものとし、終期を定めるのは難しい。							

補助金等概要調査票

補助金番号		111			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	研究指定校活動事業費補助金			担当課名	指導課	
10	1	4	2	2				「補助金等の開始時期 昭和(平成)3年度 34年経過」		
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則研究指定学校及び自主公開校活動実施要綱			所属長名	郡司 美紀	
令和7年度予算確定額					800千円			「参考」 令和6年度当初予算額 800千円 令和6年度現計予算額(補正後) 800千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>学校教育活動の充実・振興を図ることを目的に、研究指定学校の指定を受けた学校に補助金を交付し、研究の推進及び教職員の各教科・道徳・探究学習等における指導力の向上を図る。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>研究指定校</p>								
2 内容・効果		<p>外部講師の指導を受けるなど、研究・研修を深めることにより、教職員の資質・能力の向上、児童生徒への指導の充実を図ることができる。また、特色ある教育活動など、時代の要請に沿った学校教育活動の充実・振興が図られる。さらに、公開研究会等により、研究の成果を他校へも広げることができ、研究成果を共有することができる。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・<u>実施計画</u>・その他() 流山市総合計画 6-2 学校教育 学びに向かう力と自立する子どもを育む 流山市教育振興基本計画 重点目標7 施策17 教員の指導力向上</p>								
4 算出基準(算式)		<p>流山市教育委員会が指定した研究指定校 800,000円</p> <p>研究紀要作成等印刷費・環境整備費・消耗品費・講師招聘費等、各学校の研究内容に応じて、計画書にて詳細を明記</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費 A = B + C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無			0					
<p>※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)				
		予算額(当初)		800	800	800				
		決算額		800	800	800				
		補助件数(件)		4	4	4				
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本補助金は外部講師の指導を受けるなど、研究・研修を深めることにより、教職員の資質・能力の向上、児童生徒への指導の充実を図ることができる。また、特色ある教育活動など、時代の要請に沿った学校教育活動の充実・振興が図られる。さらに、公開研究会等により、研究の成果を他校へも広げることができ、研究成果を共有することができる。</p> <p>教育公務員特例法(研修)第21条 教育公務員はその職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない。本事業は、教職員の資質向上に資するものとし、終期を定めるのは難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		112			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	情操教育推進事業補助金			担当課名	指導課	
10	1	4	3	57				「補助金等の開始時期 平成 22 年度 15 年経過」		
根拠規則・要綱等					流山市情操教育推進事業実施要綱			所属長名	郡司 美紀	
令和7年度予算確定額					2,640千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 2,640千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>情操教育推進事業は、学校が意図的・計画的に実施するコンサート（文化庁・千葉県等による巡回公演及び千葉県学校音楽鑑賞教室実行委員会等が主催する学校音楽鑑賞教室を含む。）、映画鑑賞、観劇等を通じ、児童生徒の情操を養い、豊かな心情を培うことを目的とする。情操教育推進事業補助金は、情操教育推進事業の経費の一部を助成するもの。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			申請のあった市内小中学校					
2 内容・効果		<p>(1) 内容 ①学校音楽鑑賞教室 補助対象経費 学校が負担した額 補助率 1 / 3 ②単独コンサート等 補助対象経費 事業費総額（補助金限度額400千円） 補助率 2 / 5 (2) 効果 児童生徒の情操を養い、豊かな心情を培うことができる。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他（ 施策体系別コード 6節2項0107								
4 算出基準（算式） <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>		<p>(1) 学校音楽鑑賞教室 補助対象経費 学校が負担した額 補助率 1 / 3 (2) 単独コンサート等 補助対象経費 事業費総額（限度額400千円） 補助率 2 / 5 *予算：220千円 × 12校 = 2,640千円</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		2,401		2,400		2,640		
		決算額		2,005		2,153		2,139		
		補助件数(件)		10		10		11		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>情操教育は「第3期流山市教育振興基本計画 重点目標2 施策7 読書活動の充実・体験活動の充実」に基づくものである。音楽コンサート、映画鑑賞、観劇など日常では体験できない本物の芸術にふれることで、相手を思いやる気持ちや命の大切さ、知的好奇心等、豊かな心の育成につながる。観劇等本物の芸術を鑑賞するにあたり、全額を学校予算から賄うことは不可能であり、子ども達の豊かな心の育成のために本事業補助金は不可欠である。今後も継続していく必要のある補助金である。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		113			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	進路指導対策費補助金			担当課名	指導課	
10	3	1	4	1	「補助金等の開始時期 <u>昭和</u> 平成 令和 3年度 34年経過」			電話番号	7150-6105	
根拠規則・要綱等					流山市補助金等交付規則進路指導対策費補助金に関する要綱			所属長名	郡司 美紀	
令和7年度予算確定額					1,300千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 1,300千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 1,300千円		
1 補助金等の趣旨、目的		進路指導においては、生徒一人一人の希望と能力に応じ、自己実現を図ることが義務教育の使命である。時代の変化に柔軟に対応し、より正確な情報を収集し、適切な指導を進めるために、進路に係る経費を補助するものである。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			市内各中学校10校					
2 内容・効果		この事業により、県の内外から適切な情報・資料が提供でき、適切な進路指導が行われ、成果を上げている。生徒の進学先は幅広く、公立・私立、県内外に広がりを見せている。現在、進路指導にガイダンス機能の充実を図り、個々に適した指導が求められていることを考えると、以前にも増して情報収集や資料収集が必要となっている。保護者の負担軽減にもつながっている。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画 ・ 実施計画 その他 (流山市総合計画 6-2 学校教育 学びに向かう力と自立する子どもを育む 流山市教育振興基本計画 重点目標1 施策4 キャリア教育の推進)								
4 算出基準(算式)		中学校1校あたりの補助額 130,000円 130,000円×10校=1,300,000円 交通費(高等学校・専門学校・事業所へ) 資料代(資料・印刷代等) 連絡費								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
	無		0							
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)		5年度(千円)		6年度見込(千円)			
		予算額(当初)	1,300		1,300		1,300			
		決算額	1,300		1,300		1,300			
		補助件数(件)	10		10		10			
7 本補助金の終期に対する考え。		進路指導は、生徒一人一人の希望と能力に応じ、自己実現を図ることが義務教育の使命である。本補助金は時代の変化に柔軟に対応し、より正確な情報を収集し、適切な指導を進めるために、進路に係る経費を補助するものである。中学校の教育課程において、毎年実施する継続的な内容である。事業目的から終期を定めるのは難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		114			補助金名			提出日	令和7年 2月 18日	
款	項	目	大事	小事	小中学校体育連盟補助金			担当課名	指導課	
10	6	1	3	1	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 3年度 34年経過」			電話番号	7150-6105	
根拠規則・要綱等					小中学校体育連盟補助金交付要綱			所属長名	郡司 美紀	
令和7年度予算確定額					1,756千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 1,756千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 1,756千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		流山市内小中学校児童・生徒の体力及び競技力向上を図り、心身共に健全な児童生徒の育成を目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市小中学校体育連盟					
2 内容・効果		流山市小中学校体育連盟では、小学校に2、中学校に14の専門部があり、それぞれが小中学校体育連盟事務局と連携しながら、市内大会及び技術講習会を開催し、市内小中学生の体力向上及び競技力向上に努めている。また、大会や講習会を通して児童生徒の交流を深め、スポーツパーソンシップを育み、心身共に健全な児童生徒の育成にも効果を上げている。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画、実施計画、その他（流山市の教育施策 学びに向かう力と自立する子どもを育む 第3期流山市教育振興基本計画 重点目標3 施策9 学校体育の充実・高度化）								
4 算出基準(算式)		【令和7年度予算概要】 1,756,000円 内訳：事務費 1,065,000円 事業費(大会運営費) 691,000円								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
	無		0							
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		1,756		1,756		1,756		
		決算額		1,756		1,756		1,756		
		補助件数(件)								
7 本補助金の終期に対する考え。		本事業は、市内小中学校児童・生徒の体力及び競技力向上を図り、心身共に健全な児童生徒の育成を目的としている。流山市小中学校体育連盟のそれぞれの専門部が事務局と連携しながら、市内大会及び技術講習会を開催し、市内小中学生の体力向上及び競技力向上に努めている。また、大会や講習会を通して児童生徒の交流を深め、スポーツパーソンシップを育み、心身共に健全な児童生徒の育成にも効果を上げている。本補助金は、市主催行事の見直しにより、各大会が令和7年度をもって終了となるため、大会運営に係る補助金についても同様に、令和7年度をもって終期とする見込みである。								

補助金等概要調査票

補助金番号		115			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	文化活動事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課	
10	5	1	5	1	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 45年度 55年経過			電話番号	04-7150-6106	
根拠規則・要綱等					流山市文化活動事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					720千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 720千円)		
								(令和6年度現計予算額(補正後) 720千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>本市における芸術文化活動の普及及びその高揚を図るため、流山市を拠点とし、芸術文化活動を行う団体の事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			流山市文化協会					
2 内容・効果		<p>各種芸術文化活動を企画・開催し、文化芸術の指導者として後進の育成にも尽力している団体活動を支援し、創作活動等を通じた生涯学習を推進することで、芸術文化活動の普及と市民の意識の高揚に資する。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画：2-3「文化芸術・歴史」 その他：（「流山市教育振興基本計画」）</p>								
4 算出基準(算式)		<p>■事業活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付。 平成17年度 1,100千円、平成18年度 1,000千円、平成19年度 900千円、平成20～23年度 800千円、平成24年度以降 720千円 ※令和2年度のみ50周年記念誌発行のため870千円 〔経費内訳〕 報償費 3,856千円、旅費 731千円、需用費 946千円、役務費 230千円、使用料・賃借料 2,586千円、原材料費 851千円、備品購入費 142千円、負担金 174千円、予備費 802千円 合計 10,318千円(補助対象外経費除く)のうち、補助金 720千円</p>								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		<p>有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		720		720		720		
		決算額		720		720		720		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当該事業は、文化協会に加盟する22部門の団体で運営されており、各種芸術文化活動事業を企画・開催しているほか、芸術文化の指導者として市内高等学校との共同活動、小学校での出前講座を実施するなど、芸術文化活動の推進のみならず、生涯学習の推進にも寄与している。「流山市文化芸術基本条例」では、市は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術活動の支援を行うものと定めており、当該事業を引き続き支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		116			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	流山市展事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課	
10	5	1	5	2	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 54年度 46年経過			電話番号	04-7150-6106	
根拠規則・要綱等					流山市展事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					360千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 360千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 360千円		
1 補助金等の趣旨、目的		本市における芸術文化活動の普及及びその高揚を図るため、流山市を拠点とし、美術文化活動を行う団体が行う流山市展事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市美術家協会					
2 内容・効果		市内在住の美術家など、多くの会員を有する「流山市美術家協会」が企画・開催する「流山市展」事業を支援し、絵画・彫刻・陶芸などの創作活動を通じた美術文化活動を推進することで、芸術文化活動の普及と市民の意識の高揚に資する。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画：2-3「文化芸術・歴史」 その他：（「流山市教育振興基本計画」）								
4 算出基準(算式)		<p>■事業活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付。 平成23年度以降 360千円</p> <p>[経費内訳] 報償費 80千円、消耗品費 50千円、印刷製本費 250千円、役員費 600千円、会場費 120千円、予備費 10千円</p> <p>合計 1,110千円のうち、補助金 360千円</p> <p><small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small></p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）								
6 補助金の推移		年度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)	360		360		360			
		決算額	360		360		360			
		補助件数(件)	1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		当該事業は、美術家協会が企画・開催する「流山市展」であり、美術家の作品から公募市民の作品までを一堂に展示しており、誰でも無料で鑑賞することができる。出展者だけでなく、鑑賞する方も文化芸術に親しむことができるため、本市の芸術文化活動の推進に大きく寄与している。「流山市文化芸術基本条例」では、市は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術に親しむ機会の充実、文化芸術活動の支援を行うものと定めており、当該事業を引き続き支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		117			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	文化祭事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課	
10	5	1	5	3	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 54年度 46年経過			電話番号	04-7150-6106	
根拠規則・要綱等					流山市文化祭事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					1,300千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）		1,300千円
								（令和6年度現計予算額（補正後））		1,300千円
1 補助金等の趣旨、目的		<p>本市における芸術文化活動の普及及びその高揚を図るため、流山市を拠点とし、芸術文化における活動成果として発表等の機会を提供する団体が行う文化祭事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。☒</p>								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			流山市文化祭実行委員会					
2 内容・効果		<p>芸術文化の祭典として、毎年多数の市民が参加・来場する「流山市文化祭」を企画・運営・開催する実行委員会事業を支援し、各種文化団体が活動成果を発表できる場、市民が芸術文化に親しむ場を提供することで、芸術文化活動の普及と市民の意識の高揚に資する。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画：2-3「文化芸術・歴史」 その他：（「流山市教育振興基本計画」）</p>								
4 算出基準（算式）		<p>■事業活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付。 平成17年度 1,620千円、平成18～23年度 1,450千円、平成24年度以降 1,300千円 〔経費内訳〕 報償費 500千円、交通費 70千円、消耗品費 280千円、印刷製本費 460千円、役務費 140千円、人件費 130千円、使用料 1,400千円、材料費 620千円、 合計 3,600千円のうち、補助金 1,300千円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		<p>有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>								
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）		
		予算額（当初）		1,300		1,300		1,300		
		決算額		1,300		1,300		1,300		
		補助件数（件）		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>流山市文化祭は、文化協会及び美術家協会で構成する「文化祭実行委員会」が、各種文化団体が活動成果を発表できる場、市民が芸術文化に親しむ場として毎年開催している。実行委員会の総意により、各団体の開催・運営が行われ、近年は鑑賞するだけでなく、文化芸術の担い手に若者を取り込むため、新たに参加型の企画も取り入れている。「流山市文化芸術基本条例」では、市は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術に親しむ機会の充実、文化芸術活動の支援を行うものと定めており、芸術文化活動の推進に寄与する当該事業は、引き続き支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		118			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課	
10	5	9	2	4				「補助金等の開始時期 昭和 平成 63年度 37年経過」		
根拠規則・要綱等					姉妹都市少年スポーツ交流事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					720千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 720千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 720千円		
1 補助金等の趣旨、目的		流山市と姉妹都市(福島県相馬市、長野県信濃町、石川県能登町、岩手県北上市)の少年スポーツ団体が、競技を通じた交流及び青少年の健全育成を目的に行うスポーツ交流事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			申請のあった市内の少年スポーツ団体					
2 内容・効果		流山市と姉妹都市の少年スポーツ団体の交流事業を支援し、少年期から相互の理解と親睦を深める当該事業が途切れることなく継続されることで、両市の緊密な関係の推進と青少年の健全育成に寄与している。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他：(「流山市教育振興基本計画」)								
4 算出基準(算式)		<p>【派遣】交通費の一部を補助</p> <p>①借上げバスを使用する場合…1台につき1日45,000円を限度として2台まで。</p> <p>②鉄道・飛行機・路線バスなど…運賃の2分の1以内の額 (1回の限度額：270,000円) ※予算：2回分 540,000円</p> <p>【受入れ】会場使用料など事業費の一部を補助 (1回の限度額：90,000円) ※予算：2回分 180,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		720		720		720		
		決算額		270		495		450		
		補助件数(件)		1		3		3		
7 本補助金の終期に対する考え。		当該事業は、流山市と姉妹都市の少年スポーツ団体が、スポーツを通じて、少年期から相互の理解と親睦を深め、併せて青少年の健全育成を目的に継続的に実施している交流事業を支援するものである。青少年の健全育成に終わりはなく、引き続き活動を支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		119			補助金名			提出日	令和7年2月18日		
款	項	目	大事	小事	青少年育成団体連携事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課		
10	5	9	2	5	「補助金等の開始時期 昭和 平成 53年度 47年経過 令和			電話番号	04-7150-6106		
根拠規則・要綱等					流山市青少年育成団体連携事業費交付要綱			所属長名	寺門 宏晋		
令和7年度予算確定額					660千円			「参考」 令和6年度当初予算額 660千円			
								令和6年度現計予算額（補正後） 660千円			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>青少年の健全育成を図るため、流山市青少年育成会議の活動事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>流山市青少年育成会議</p>									
2 内容・効果		<p>スポーツやボランティア活動を通じて、直接子どもと接しながら育成活動を行っている団体や、二次的に青少年の健全育成を見守る団体など多数の市民団体で構成する「流山市青少年育成会議」の活動事業を支援し、構成団体が連携・協力し各種事業が企画・開催されることで、青少年の健全育成に寄与している。</p> <p>【構成団体】23団体：少年サッカー連盟、少年野球連盟、ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、青少年相談員連絡協議会、スポーツ協会、PTA連絡協議会、ライオンズクラブ、青年会議所、小学校長会、中学校長会、老人クラブ連合会、保護司会流山支部ほか。</p> <p>【事業内容】青少年健全育成推進大会、親子たこあげ大会、小・中学校への啓発活動、研修会など</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他：（「流山市教育振興基本計画」）</p>									
4 算出基準（算式） <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>		<p>■事業活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付。 平成17年度 852千円、平成18年度 740千円、平成19・20年度 890千円（事業費+平和施策事業150千円（交通・宿泊費））、平成21~23年度 740千円（平和施策事業の見直しにより）、平成24年度～ 660千円 〔経費内訳〕 事業費 263千円、報償費 200千円、消耗品費 5千円、印刷製本費 153千円、通信運搬費 30千円、使用料及び賃借料 80千円、保険料 5千円、予備費 1千円</p> <p>合計 737千円のうち 660千円</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0						
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）											
6 補助金の推移		年 度		4年度（千円）		5年度（千円）		6年度見込（千円）			
		予算額（当初）		660		660		660			
		決算額		660		660		660			
		補助件数（件）		1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当該事業は、スポーツやボランティア活動を通じて、子どもと接しながら育成活動を行っている団体など23団体が連携・協力して事業を実施することで、青少年の健全育成に寄与している。青少年の健全育成に終わりではなく、引き続き活動を支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		120			補助金名			提出日	令和7年2月18日
款	項	目	大事	小事	青少年相談員連絡協議会活動事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課
10	5	9	2	5	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 39年度 61年経過			電話番号	04-7150-6106
根拠規則・要綱等					流山市青少年相談員連絡協議会活動事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋
令和7年度予算確定額					1,530千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 1,480千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 1,480千円	
1 補助金等の趣旨、目的		青少年の健全育成を図るため、流山市青少年相談員連絡協議会の活動事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。							
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市青少年相談員連絡協議会				
2 内容・効果		千葉県知事及び流山市長から委嘱を受けた青少年相談員70人で構成する「流山市青少年相談員連絡協議会」の活動事業を支援し、夏休み期間中の自然体験学習「チャレンジキャンプ(小学3年生～中学3年生対象)」をはじめ、市内4地区(北部・中央・東部・南部)で各地区事業が企画・開催されることで、青少年の健全育成に寄与している。 【事業内容】チャレンジキャンプ、チャレンジゲームin流山、課題研修会、救急救命講習会、広報紙「ひびき」の発行、市内4地区における地区事業の実施 【協力事業】流山ロードレース大会、親子たこあげ大会 など							
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他：(「流山市教育振興基本計画」)							
4 算出基準(算式)		■事業活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付。 [経費内訳] 需用費 50千円、役員費 20千円、負担金 12千円、運営費 110千円、事業費 2,474千円 合計 2,666千円のうち、1,530千円 ※R7県補助金算出根拠 400千円(5千円*青少年相談員80人)							
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C 1,530	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
								400	1,130
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)				
		予算額(当初)	1,480	1,480	1,480				
		決算額	1,480	1,480	1,480				
		補助件数(件)	1	1	1				
7 本補助金の終期に対する考え。		千葉県知事及び流山市長から委嘱を受けた青少年相談員は、各地区において青少年の良き理解者・協力者として活動しており、青少年の健全育成活動を推進する役割を担っている。青少年の健全育成に終わりはなく、引き続き活動を支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。							

補助金等概要調査票

補助金番号		121			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会 活動事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課	
10	5	9	2	5				「補助金等の開始時期」(昭和 平成 令和) 6年度 31年経過		
根拠規則・要綱等					流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会活動事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					197千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 197千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 197千円		
1 補助金等の趣旨、目的		青少年の健全育成を図るため、流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会の活動事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会					
2 内容・効果		市内に所属するボーイスカウト3団体とガールスカウト2団体で構成する「流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会」の活動事業を支援し、各団が互いに協力し、流山市ロードレース大会や市民まつりなどの市内イベント開催時に、協力団体(ボランティア)として子どもたちと参加することで、青少年の健全育成に寄与している。 【事業内容】スカウトふれあいフェスティバル、各団の相互援助 【協力事業】流山市ロードレース大会、市民まつり、青少年育成会議主催「親子たこあげ大会」など								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他(「流山市教育振興基本計画」)								
4 算出基準(算式)		■事業活動に要する経費に対し、予算の範囲内で交付。 平成6～23年度219千円、平成24年度以降197千円 [経費内訳] 活動費 129千円、ふれあいフェスティバル活動費 40千円、会議費 2千円、諸会費 30千円、 交通費 20千円、事務・消耗品費 7千円、通信費 5千円、予備費 1千円 合計 234千円のうち、補助金197千円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		197		197		197		
		決算額		197		197		197		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		当該事業は、野外活動やボランティア活動を通じて、青少年の健全育成の推進に寄与しており、他の青少年健全育成団体の活動にも積極的に協力・連携するなど、青少年の健全育成に寄与している。青少年の健全育成に終わりではなく、引き続き活動を支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		122			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	子ども会育成事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課	
10	5	9	2	5	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 40年度 60年経過			電話番号	04-7150-6106	
根拠規則・要綱等					流山市子ども会育成事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					310千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 310千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 310千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>青少年の健全育成を図るため、流山市子ども会育成連絡協議会の活動事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>流山市子ども会育成連絡協議会</p>								
2 内容・効果		<p>市内子ども会、育成関係者等で組織する「流山市子ども会育成連絡協議会」の活動事業を支援し、年齢の異なる子ども同士の集団活動を通し、子どもの自主性、協調性、主体性などを育むことを目的に、地域と連携して各種事業が開催されることで、本市における子ども会の発展と青少年の健全な育成に寄与している。</p> <p>【事業内容】めぎせ!あそびの達人、みんなであそぼう!、新春書き初め大会など</p> <p>【協力事業】流山人形供養会、流山市民まつり、青少年育成会議啓発活動など</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他：（「流山市教育振興基本計画」）</p>								
4 算出基準(算式)		<p>■事業活動に要する経費の対し、予算の範囲内で交付。 [経費内訳] 運営費 10千円、活動費 45千円、事業費 345千円、研修費 25千円、備品費 2千円、負担金 10千円、県子連会費 33千円、予備費 2千円</p> <p>合計 472千円のうち、補助金 310千円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		<p>有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業</p> <p>無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		310		310		310		
		決算額		310		310		310		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当該事業は、地域の子どもの会への育成支援活動をはじめ、年齢の異なる子ども同士の集団活動を通し、子どもの自主性、協調性、主体性などを育むことを目的に、地域と連携して各種事業を開催するなど、青少年の健全育成に寄与している。青少年の健全育成に終わりではなく、引き続き活動を支援する必要があると考えることから、終期の設定が難しい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		123			補助金名			提出日	令和7年2月18日		
款	項	目	大事	小事	青少年指導センター補導員連絡協議会活動事業費補助金 「補助金等の開始時期 平成 54 年度46年経過」 [昭和] 平成 令和			担当課名	文化芸術・生涯学習課 (青少年指導センター)		
10	5	10	1	2				電話番号	04-7159-5400		
根拠規則・要綱等					流山市青少年指導センター補導員連絡協議会活動事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋		
令和7年度予算確定額					465千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 465千円			
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 465千円			
1 補助金等の趣旨、目的		<p>青少年の健全育成を図るため、流山市青少年指導センター補導員連絡協議会の活動事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲において補助金を交付する。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>流山市青少年指導センター補導員連絡協議会</p>									
2 内容・効果		<p>青少年の非行防止及び健全育成に資するため、市内小・中学校、高等学校(園)や警察等の関係機関と連携し、納涼祭パトロールや店舗調査等の社会環境浄化活動に努めている。また、各中学校区を単位として支部を組織し、日頃より非行の行われやすい場所を重点としてパトロールを行っている他、補導員の資質向上のための研修会、県事業への参加等を通し、犯罪の非行防止と青少年の安心・安全の確保に寄与している。</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他：(「流山市教育振興基本計画」)									
4 算出基準(算式)		<p>○活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付。上限465千円。 (経費内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県補連負担金 145千円 ・ 事業費 485千円 ・ 需用費 20千円 ・ 役務費 15千円 ・ 予備費 5千円 ・ 合計 670千円 のうち、補助金額465千円 <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C		国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0						
※		<p>有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業</p> <p>無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>									
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		465		465		465			
		決算額		465		465		465			
		補助件数(件)		1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>補導員は、流山市青少年指導センター管理運営規則に基づき、教育委員会が委嘱している。青少年の非行防止と健全育成に終わりはなく終期の設定は難しいことから、引き続き支援をしていきたい。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		124			補助金名			提出日	令和7年2月18日	
款	項	目	大事	小事	学校警察連絡協議会活動事業費補助金			担当課名	文化芸術・生涯学習課 (青少年指導センター)	
10	5	10	1	2	「補助金等の開始時期」 昭和 平成 令和 56年度 44年経過			電話番号	04-7159-5400	
根拠規則・要綱等					流山市学校警察連絡協議会活動事業費補助金交付要綱			所属長名	寺門 宏晋	
令和7年度予算確定額					120千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 120千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 120千円		
1 補助金等の趣旨、目的		<p>青少年の健全育成を図るため、流山市学校警察連絡協議会の活動事業に対し、流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市学校警察連絡協議会					
2 内容・効果		<p>当協議会は、学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、青少年の健全育成を図ることを目的としている。青少年の非行防止に加え、被害防止も念頭に活動の経験や資料の交換、具体的な非行防止対策の検討、街頭補導活動等が実施され、青少年を犯罪被害から守るために寄与している。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画：6-1「子ども・子育て」 その他：（「流山市教育振興基本計画」）								
4 算出基準(算式)		<p>○活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付。上限120千円。 (経費内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 35千円 ・需用費 73千円 ・使用料 10千円 ・予備費 2千円 ・合計 120千円 <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※		<p>有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>								
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		120		120		120		
		決算額		120		87		120		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>当協議会は、小・中学校、高等学校が一堂に会する唯一の場である。また、学校と警察においても情報交換と活動の共有が図れる唯一の場である。青少年を取り巻く状況は社会が多様化し、問題も情報化や個別化が顕著である。このような状況下において学校と警察が情報を共有し、連携をより密にすることが生徒指導を進めていく上で重要であり、青少年の健全育成に終わりはなく、終期の設定は難しいことから引き続き支援していきたい。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		125			補助金名			提出日	令和 7年 2月 5日	
款	項	目	大事	小事	少年野球事業補助金 「補助金等の開始時期 昭和 53 年度 47年経過」			担当課名	スポーツ振興課	
10	6	2	1	4				電話番号	04-7157-2225	
根拠規則・要綱等					少年野球事業補助金交付要綱			所属長名	小池 昌樹	
令和7年度予算確定額					500千円			「参考」 （令和6年度当初予算額）		500千円
								（令和6年度現計予算額（補正後））		500千円
1 補助金等の趣旨、目的		少年野球の健全なる発展と技術の向上を図るため、少年野球事業補助金交付要綱に基づき、少年野球大会の開催及び少年野球の指導研究、指導育成を行っている、市内を本拠地とする少年野球チームにより構成された団体に補助金を交付する。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			流山市少年野球連盟					
2 内容・効果		少年野球大会の開催により、多くのジュニアが切磋琢磨し合える関係を築き、競技スポーツの振興のみならず、青少年の健全育成につながる。また、こうした交流は、少年野球の技術の向上及び発展のための指導研究として、指導者の資質向上の効果をもたらす。さらに、流山市の選抜チームを構成し、市の代表として市外のチームと交流することは、市内野球少年の技術の向上が図られ、全国大会等へ出場することにより、市のブランド力の向上にも寄与する事ができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		流山市総合計画 実施計画 基本政策2 生きがいをもって健康・長寿に暮らせるまち 2-4 スポーツ 【展開方向1】スポーツ活動の促進 流山市教育振興基本計画 第4章 生涯学習の推進 重点目標4 スポーツの振興 施策4 スポーツを通じた 市民の健康と体力の維持・増進 (1) スポーツ活動の促進								
4 算出基準(算式)		連盟に所属するクラブ・チーム数階層による補助 6~10チーム数 30万円 11~15チーム数 40万円 16~20チーム数 50万円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 流山少年野球連盟は16クラブが所属しているため50万円の補助金 ただし事業費の2分の1以内とする。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		500		500		500		
		決算額		500		500		500		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		本市では、スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進を図ることを目的にスポーツ活動の促進等の施策に取り組んでいる。 少年野球の振興については、子供たちが健康的に成長し運動習慣を身に着ける事にとどまらず協力、協調、リーダーシップなどのスキルを養い、将来的なスポーツを支え少年野球の水準向上に寄与するものである。 しかしながら子供たちだけでは指導や運営ができないため、競技を補助する人員を統括する団体がなければならないと考えている。 少年野球連盟はその役目を担っており市としても連盟の活動状況や収支状況に注視しつつ補助金を継続していく必要があると考えている。								

補助金等概要調査票

補助金番号		126			補助金名			提出日	令和 7年 2月 5日		
款	項	目	大事	小事	県民スポーツ大会出場選手派遣事業補助金 「補助金等の開始時期 昭和57年度43年経過」			担当課名	スポーツ振興課		
10	6	2	1	4				電話番号	04-7157-2225		
根拠規則・要綱等					県民スポーツ大会出場選手派遣事業補助金交付要綱			所属長名	小池 昌樹		
令和7年度予算確定額					1,800千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)		1,800千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))		1,800千円	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>本事業は、本市のスポーツ競技力向上と県下のスポーツ選手の交流のための事業であり、スポーツ振興施策の重要な役割を担っている。</p> <p>補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</p> <p>流山市スポーツ協会</p>									
2 内容・効果		<p>行政として必要な補助金制度を整え、千葉県、千葉県教育委員会及び公益財団法人千葉県スポーツ協会等が主催する第75回千葉県スポーツ大会に流山市代表選手を選出し、派遣することは、本市のスポーツ競技力向上と健康・体力の増進に寄与する。また、会場市町村や他市の参加者との交流をとおして、市民生活を明るく豊かにする。</p>									
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>流山市総合計画 実施計画 基本政策2 生きがいをもって健康・長寿に暮らせるまち 2-4 スポーツ 【展開方向1】スポーツ活動の促進 流山市教育振興基本計画 第4章 生涯学習の推進 重点目標4 スポーツの振興 施策4 スポーツを通じた 市民の健康と体力の維持・増進 (1) スポーツ活動の促進</p>									
4 算出基準(算式)		<p>令和6年度当初申請額 支出 ・交通費 : 1,459,120円 650人 ・大会参加費 : 103,500円 12競技 ・宿泊費 : 240,000円 2競技 合計 1,802,620円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 ※令和6年度県民スポーツ大会が開催され、全ての競技が順当に勝ち進んだ場合、1,800,000円の支出が見込まれる。(予算額の範囲内で按分しての補助となる。)</p>									
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C	
		無			0						
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)</p>											
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		1,800		1,800		1,800			
		決算額		1,073		856		1,800			
		補助件数(件)		1		1		1			
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本市としては、市民が日々努力した結果を披露できる場を確保し、大会環境を整える必要があると考えている。 千葉県民スポーツ大会実施の趣旨を鑑み、競技スポーツの普及・振興に貢献している事業に対する補助であることから、今後も引き続き、選手に対して支援していきたい。長期的、依存的な補助金ではあるが市のスポーツ振興に必要な不可欠な補助金であるため終期の設定は難しい。</p>									

補助金等概要調査票

補助金番号		127			補助金名			提出日	令和 7年 2月 5日	
款	項	目	大事	小事	少年サッカー事業補助金			担当課名	スポーツ振興課	
10	6	2	1	4	「補助金等の開始時期 昭和 61年度 39年経過」			電話番号	04-7157-2225	
根拠規則・要綱等					少年サッカー事業補助金交付要綱			所属長名	小池 昌樹	
令和7年度予算確定額					300千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 300千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 300千円)		
1 補助金等の趣旨、目的		少年サッカーの健全なる発展と技術の向上を図るため、少年サッカー事業補助金交付要綱に基づき少年サッカー大会の開催及び少年サッカーの指導研究、指導育成を行っている団体に補助金を交付する。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市少年サッカー連盟					
2 内容・効果		少年サッカー大会の開催により、多くのジュニアが切磋琢磨し合える関係を築き、競技スポーツの振興のみならず、青少年の健全育成につながる。また、こうした交流は、少年サッカーの技術の向上及び発展のための指導研究として、指導者の資質向上の効果をもたらす。さらに、流山市選抜チームを構成し、市の代表として市外のチームと交流することは、市内サッカー少年の技術力の向上と、全国大会等へ進出することにより、本市のブランド力の向上にも寄与する事ができる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		流山市総合計画 実施計画 基本政策2 生きがいをもって健康・長寿に暮らせるまち 2-4 スポーツ 【展開方向1】スポーツ活動の促進 流山市教育振興基本計画 第4章 生涯学習の推進 重点目標4 スポーツの振興 施策4 スポーツを通じた 市民の健康と体力の維持・増進 (1) スポーツ活動の促進								
4 算出基準(算式)		連盟に所属するクラブ・チーム数階層による補助 6~10チーム数 30万円 11~15チーム数 40万円 16~20チーム数 50万円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 流山少年サッカー連盟は7クラブが所属しているため30万円の補助金 ただし事業費の2分の1以内とする。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		180		180		300		
		決算額		180		180		300		
		補助件数(件)		1		1		1		
7 本補助金の終期に対する考え。		本市では、スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進を図ることを目的にスポーツ活動の促進等の施策に取り組んでいる。 少年サッカーの振興については、子供たちが健康的に成長し運動習慣を身に着ける事にとどまらず協力、協調、リーダーシップなどのスキルを養い、将来的なスポーツを支え少年サッカーの水準向上に寄与するものである。 しかしながら子供たちだけでは指導や運営ができないため、競技を補助する人員を統括する団体がなければならないと考えている。 少年サッカー連盟は、その役目を担っており市としても連盟の活動内容や収支状況に注視しつつ補助金を継続し支えていく必要があると考えている。								

補助金等概要調査票

補助金番号		128			補助金名			提出日	令和 7年 2月 5日																				
款	項	目	大事	小事	市民スポーツ大会等事業補助金 「補助金等の開始時期 昭和35年度65年経過」			担当課名	スポーツ振興課																				
10	6	2	1	4				電話番号	04-7157-2225																				
根拠規則・要綱等					市民スポーツ大会等事業補助金交付要綱			所属長名	小池 昌樹																				
令和7年度予算確定額					4,000千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	4,000千円																				
								(令和6年度現計予算額(補正後))		4,000千円																			
1 補助金等の趣旨、目的		市民スポーツ大会をはじめとする各種スポーツ大会やスポーツ講習会の開催、スポーツ指導員の養成とその普及活動に要する経費を対象に同事業に取り組んでいる団体に対し、補助金を交付する。																											
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市スポーツ協会																								
2 内容・効果		市民スポーツ大会をはじめとする各種スポーツ大会の開催により、本市のスポーツ振興、市民の健康・体力の増進、市民交流に寄与する。また、各種スポーツ講習会及び練習会の開催等を通じて、スポーツ指導員の養成とその普及の効果をもたらす。																											
3 対象事業の施策的な位置付け		流山市総合計画 実施計画 基本政策2 生きがいをもって健康・長寿に暮らせるまち 2-4 スポーツ 【展開方向1】スポーツ活動の促進 流山市教育振興基本計画 第4章 生涯学習の推進 重点目標4 スポーツの振興 施策4 スポーツを通じた 市民の健康と体力の維持・増進 (1) スポーツ活動の促進																											
4 算出基準(算式)		<p>令和6年度当初予算</p> <table border="0"> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td>支出</td> </tr> <tr> <td>・市補助金</td> <td>: 4,000,000円</td> <td>・事業費(野球他23部競技への活動補助)</td> <td>: 3,092,105円</td> </tr> <tr> <td>・各部からの負担金</td> <td>: 1,050,000円</td> <td>・その他</td> <td>: 2,135,895円</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>: 178,000円</td> <td>(市民スポーツ大会事業費及びスポーツ協会の維持運営に要する経費)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,228,000円</td> <td>合計</td> <td>5,228,000円</td> </tr> </table> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p> <p>※令和6年度に市民スポーツ大会を完全実施した場合には、4,000,000円の補助金を支出見込みである。令和7年度も同様に事業を実施する予定。</p>									収入		支出	・市補助金	: 4,000,000円	・事業費(野球他23部競技への活動補助)	: 3,092,105円	・各部からの負担金	: 1,050,000円	・その他	: 2,135,895円	・その他	: 178,000円	(市民スポーツ大会事業費及びスポーツ協会の維持運営に要する経費)		合計	5,228,000円	合計	5,228,000円
収入		支出																											
・市補助金	: 4,000,000円	・事業費(野球他23部競技への活動補助)	: 3,092,105円																										
・各部からの負担金	: 1,050,000円	・その他	: 2,135,895円																										
・その他	: 178,000円	(市民スポーツ大会事業費及びスポーツ協会の維持運営に要する経費)																											
合計	5,228,000円	合計	5,228,000円																										
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C																				
		無		0																									
※		有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)																											
6 補助金の推移		年 度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)																						
		予算額(当初)	4,000		4,000		4,000																						
		決算額	4,000		4,000		4,000																						
		補助件数(件)	1		1		1																						
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>本市の補助金等の中では最長期間の補助金であるが、本事業は、市民のスポーツ競技力の向上及びジュニア世代からベテラン世代までの幅広い年齢層が参加する世代間交流の場として、大きな教育的効果を果たしている。様々な大会の企画・運営等に取り組んでいる。</p> <p>本市としても、市民が日々努力した結果を披露できる場を確保し、大会環境を整える必要があると考えている。</p> <p>なお、これらの事業は全て自主運営で実施され、行政が直接実施するコストと比較すれば、その費用対効果は抜群に優れていると言える。このことは、まさに市民と行政の協働であり、その公益性など評価は高いと考えるため、終期の設定はせず、今後も継続する。</p>																											

補助金等概要調査票

補助金番号		129			補助金名			提出日	令和 7年2月5日	
款	項	目	大事	小事	流山市立博物館友の会研究誌刊行事業補助金			担当課名	博物館	
10	5	8	1	13	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 18年度 19年経過」			電話番号	04-7159-3434	
根拠規則・要綱等					流山市立博物館友の会研究誌刊行事業補助金交付要綱			所属長名	北澤 滋	
令和7年度予算確定額					100千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 100千円		
								(令和6年度現計予算額(補正後)) 100千円		
1 補助金等の趣旨、目的		流山市立博物館事業活動の支援及び郷土文化の発展を図るため、博物館友の会に刊行事業に係る経費の一部を交付し、その活動の一助とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			流山市立博物館友の会					
2 内容・効果		流山市立博物館事業活動に対し協力し、地域社会の文化発展に寄与する団体である「流山市立博物館友の会」が行う流山市域及び東葛飾地域の郷土史に関する研究誌等の刊行事業に係る経費の一部を補助する。補助対象経費は、友の会研究誌等の刊行に要する経費のうち、印刷及び製本に要する経費とし、補助金額は、補助対象経費の10分の1とし、160,000円を上限とする。研究誌は、博物館に寄与されるなど、貴重な資料として長く活かされることが期待できる。								
3 対象事業の政策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他() 総合計画施策2-3「文化芸術・歴史」 3「歴史文化的遺産の保存・活用」								
4 算出基準(算式)		<p>「会報におどり」年3回製作費 200,000円 「東葛流山研究」年1回製作費 600,000円 その他 印刷及び製作費等 200,000円 合計 1,000,000円</p> <p>ここ数年、団体は、自立化を進めている結果、交付実績がないが広告収入などが減収傾向にあることから補助金が必要と考える。令和5年度刊行事業の実績経費から勘案し100,000円とする。</p> <p><small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small></p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		100		100		100		
		決算額		0		0		0		
		補助件数(件)		0		0		0		
7 本補助金の終期に対する考え。		流山市を拠点に、東葛地域の歴史や文化財の啓発活動を行っており、流山市立博物館事業活動の充実及び市民の生涯学習への貢献が期待でき、必要な補助金と考える。また、研究誌を博物館に寄贈されており、貴重な資料として長く活かされている。自立に向け真摯に取り組んだ結果、平成28年度以降は、自己資金のみで刊行事業が実施されている。令和6年度においても自己資金のみで刊行事業を進めている。近い将来、自立化が見込めると考える。								

補助金等概要調査票

補助金番号		130			補助金名			提出日	令和7年2月5日
款	項	目	大事	小事	流山市指定文化財保存等事業補助金			担当課名	博物館
10	5	11	1	2	「補助金等の開始時期 昭和 平成 令和 7年度 30 年経過」			電話番号	04-7159-3434
根拠規則・要綱等					流山市文化財の保護に関する条例及び流山市文化財の保護に関する条例規則			所属長名	北澤 滋
令和7年度予算確定額					438千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	438千円
								(令和6年度現計予算額(補正後))	748千円
1	補助金等の趣旨、目的 流山市内に所在する文化財のうち、「流山市文化財の保護に関する条例」に基づき指定されたもの、又は認定された保持者・団体について適正な保存管理、保護、継承を図ること、また指定物件・行事や認定者の存続・維持を図るために、予算の範囲内で補助金を交付するもの。								
	補助金等の交付先を記入→ 例)申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			大しめ縄行事保存会・ゼンガラ餅行事保存会・鱈ヶ崎おびしゃ行事保存会					
2	内容・効果 流山市内に所存する文化財のうち、「流山市文化財の保護に関する条例」に基づき指定されたもの、又は認定された保持者・団体について、適正な保存管理、保護、継承を図るために要する経費補助である。								
3	対象事業の施策的な位置付け 基本計画・実施計画・その他(総合計画 施策2-3 文化芸術・歴史 歴史的文化的遺産の保存・活用)								
4	算出基準(算式) ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。 1 算出基準 (1) 流山市指定文化財保存等事業 ・補助対象経費からの他の補助金、負担金その他の収入の合計額を控除した額の2分の1以内の額(20万円限度) ・流山市指定無形民俗文化財については、毎年行事が実施されるため、定額補助となっている。 (2) 算式 ・(補助対象)流山市指定無形民俗文化財：大しめ縄行事・おびしゃ行事 ・146,000円×3行事=438,000円								
5	国・県等の補助金等の有無・割合	有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6	補助金の推移		年 度	4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)			
			予算額(当初)	438	438	438			
			決算額	848	355	748			
			補助件数(件)	5	3	4			
7	本補助金の終期に対する考え。 市の指定無形民俗文化財となっており、流山市にとって重要な伝統行事である。生活習慣が変化し、伝統行事の継承が難しくなりつつある現状を考慮して、行事に経済的な補助を行い、援助していく必要がある。市の大切な文化財であり、終期の設定は難しい。								

補助金等概要調査票

補助金番号		国保特会 1			補助金名			提出日	令和 7年 2月 17日	
款	項	目	大事	小事	人間ドック等利用助成金			担当課名	保険年金課	
4	2	1	1	3	「補助金等の開始時期 平成 7 年度 30 年経過」			電話番号	04-7150-6077	
根拠規則・要綱等					流山市国民健康保険人間ドック及び脳ドック利用に関する費用の助成規則			所属長名	山崎 智明	
令和7年度予算確定額					31,433千円			「参考」 （令和6年度当初予算額	33,890千円）	
								（令和6年度現計予算額（補正後）	33,890千円）	
1 補助金等の趣旨、目的		<p>国民健康保険法第82条第1項において、保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないと規定されている。これを受け被保険者に対する保健事業として、人間ドック等を利用する場合の検査費用の一部を助成し、被保険者の健康増進及び保持を図り、もって国民健康保険事業の健全な運営に寄与することを目的として実施してきたところである。平成27年度からは、医療費の増加の一因になっている脳血管疾患の早期発見、早期治療により、被保険者の健康の保持増進及び医療費の抑制を図る観点から脳検査、脳ドックの助成事業を追加したところである。</p>								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			<p>①本市国民健康保険の被保険者期間が継続して1年以上ある者、②人間ドックは年齢が35歳以上、脳ドック及び脳検査の追加は40歳以上、③流山市国民健康保険料の滞納が無い世帯に属する者、④人間ドックについては、当該年度に規則に基づく助成を重複して受けていない者、⑤脳ドック及び脳検査については、規則に基づく受診してから3年度を経過した者</p>					
2 内容・効果		<p>健康の保持増進、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・治療により、医療費抑制等を図るものである。 また、受診データなどを活用し、分析することにより、糖尿病性腎症重症化予防を保健事業として実施しており、対象者を抽出し、医療機関への受診勧奨等のアプローチを行い、重症化や人工透析移行への抑制を図り、医療費増嵩の抑制に役立てていく。</p>								
3 対象事業の施策的な位置付け		<p>基本計画・実施計画(その他) 国民健康保険法第82条第1項の規定により、保険者は、健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援、また被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。)</p>								
4 算出基準(算式)		<p>・人間ドック及び脳ドック助成額1件当たり23,000円 人間ドック 934件×23,000円＝ 21,482,000円…① 脳ドック 93件×23,000円＝ 2,139,000円…② ・人間ドック＋脳検査助成額1件当たり28,000円 脳検査 279件×28,000円＝ 7,812,000円…③ 合計 ①＋②＋③ ＝ 31,433,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
<p>※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）</p>										
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		41,500		41,500		33,890		
		決算額		30,150		27,486		27,805		
		補助件数(件)		1,270		1,162		1,170		
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>国民健康保険法第82条第1項において、保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないと規定されている。これを受け被保険者に対する保健事業として実施していること、「人間ドック」の助成については、県内市町村のほとんどで実施していること、また法定事業である特定健康診査事業の「みなし健診」として実施している側面があること、被保険者の疾病も早期発見など医療費の削減に寄与する助成事業として実施していることから、終期の設定は難しいため今後も継続する。</p>								

補助金等概要調査票

補助金番号		国保特会 2			補助金名			提出日	令和 7年 2月 17日	
款	項	目	大事	小事	はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金			担当課名	保険年金課	
4	2	1	1	6	「補助金等の開始時期 平成 3年度 34年経過」			電話番号	04-7150-6077	
根拠規則・要綱等					流山市国民健康保険あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの利用費助成事業実施規則			所属長名	山崎 智明	
令和7年度予算確定額					1,700千円			「参考」 (令和6年度当初予算額)	1,990千円	
								(令和6年度現計予算額(補正後))	1,990千円	
1	補助金等の趣旨、目的		<p>国民健康保険法第82条第1項において、保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないと規定されている。これを受け被保険者に対する保健事業として、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうを規定し、施設利用者に助成金を交付し、被保険者の健康増進及び保持を図り、もって国民健康保険事業の健全な運営に寄与することを目的としている。</p>							
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			本市国民健康保険の被保険者(末しょう神経疾患又は運動器疾患の自覚症状をもつ者)で60歳以上の者、申請日現在国民健康保険料に未納が無い世帯に属する被保険者					
2	内容・効果		市の指定する施設で施術を受ける場合、申請により1年間に最大24枚(月2枚)の利用券(1枚500円)を交付し、被保険者の疾病の予防に役立てると共に、健康の保持増進を図るもの。							
3	対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画(その他)国民健康保険法第82条第1項の規定により、保険者は、健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援、また被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないとされている。)							
4	算出基準(算式)		<p>あんま、マッサージ、指圧及びきゅう施設利用助成券 ・1件当たり500円 3,400件×500円= 1,700,000円</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>							
5	国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無		0						
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6		補助金の推移		年度	4年度(千円)	5年度(千円)	6年度見込(千円)			
				予算額(当初)	2,050	2,050	1,990			
				決算額	1,558	1,495	1,819			
				補助件数(件)	3,116	2,989	3,638			
7	本補助金の終期に対する考え。		あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうを規定し、施設利用者に助成金を交付し、被保険者の健康増進及び保持を図るとともに、国民健康保険事業の健全な運営に寄与していることから、終期の設定は難しいため今後も継続する。							

補助金等概要調査票

補助金番号		介護特会 1			補助金名	提出日	令和 7 年 2 月 5 日			
款	項	目	大事	小事	成年後見人等報酬助成金 「補助金等の開始時期 ^{昭和} 平成 19 年度 18 年経過」 _{令和}	担当課名	高齢者支援課			
3	3	3	1	1		電話番号	04-7150-6080			
根拠規則・要綱等					流山市成年後見制度利用支援事業実施規則	所属長名	木村 正宏			
令和7年度予算確定額					9,408千円	「参考」 (令和6年度当初予算額 12,288千円)				
						(令和6年度現計予算額(補正後) 7,126千円)				
1 補助金等の趣旨、目的		成年後見制度を利用しているが後見人等への報酬費用を負担することが困難な者に対して、報酬費用の一部または全部を助成することで、成年後見制度の利用を保障し、高齢者の権利を保護することを目的とする。								
		補助金等の交付先を記入→ <small>例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			後見人等への報酬費用を負担することが困難な者					
2 内容・効果		成年後見制度の利用にあたり第三者後見人等に支払う報酬費用について、本人の財産から支払いが困難であるとして、後見人等から助成の申請があった場合、収入、預貯金等を調査した上で、報酬費用の一部または全部を助成する。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・その他(流山市高齢者支援計画、流山市成年後見制度利用促進基本計画)								
4 算出基準(算式)		報酬額は家庭裁判所の決定額による(市の助成上限額:在宅の場合28,000円/月額、施設入所等の場合18,000円/月額)。報酬助成の対象者について、令和4年度までは申立者を市長に限定していたが、令和5年度からは本人や親族による申立てについても対象としている。								
※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。		令和5年度実績 市長申立て件数15件 報酬助成件数:22件								
		令和6年度見込み 市長申立て件数16件 報酬助成件数:31件								
		令和7年度見込み 報酬助成件数 38件 在宅 28,000円×12カ月×10件=3,360,000円 施設 18,000円×12カ月×28件=6,048,000円								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費 A = B + C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額 B	市補助負担額 C
		無			9,408	38.50	19.25	42.25	5,433	3,975
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)										
6 補助金の推移		年 度		4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)		
		予算額(当初)		7,224		11,328		12,288		
		決算額		3,924		4,687		7,126		
		補助件数(件)		18		22		31		
7 本補助金の終期に対する考え。		成年後見制度の利用にあたり第三者後見人等に支払う報酬費用について、本人の財産から支払うことが困難な者に対して報酬費の一部または全部を助成するものである。成年後見制度の利用促進を図るために、引き続き継続して実施することが望ましいと考えており、終期の設定は困難である。								

補助金等概要調査票

補助金番号		介護特会 2			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	介護職員研修受講者支援事業助成金			担当課名	介護支援課	
1	1	1	2	52	「補助金等の開始時期 平成28年度 9年経過」			電話番号	04-7150-6531	
根拠規則・要綱等					流山市介護職員養成研修受講費助成事業実施規則			所属長名	岩井 雄二	
令和7年度予算確定額					2,043千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 2,115千円 (令和6年度現計予算額(補正後)) 2,115千円		
1 補助金等の趣旨、目的		2025年に団塊の世代が75歳以上となり、また2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり地域社会の高齢化が一層進展し、介護を要する高齢者が増加することが見込まれる。一方で少子化を背景として、現役世代は減少するため、本市における介護人材の確保は喫緊の課題と捉えている。 このことから、市内の介護職員の確保を図るため、介護職員従事者研修（①介護職員初任者研修、②介護職員実務者研修、③生活援助従事者研修、④喀痰吸引等研修）の受講者に対し、研修費用の一部を助成するものである。対象者は、3か月以上市内の介護保険施設等に就業することで、事業の実効性を担保する。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった市民					
2 内容・効果		(1) 生活援助従事者研修は、介護の人材確保の裾野を広げることを目的に訪問介護の生活援助を中心としたサービスの担い手を育成するための研修である。初任者研修は、従来のヘルパー2級相当に代わる研修であり、介護職として働くうえでの基礎知識取得のための研修である。これらのことから、介護職となる人材の発掘を行うことができる。また、実務者研修では、介護の知識・技術の他、医療的ケアに関する知識技術の習得等も目的とした研修であり、実務経験が3年以上の者が受講することで、介護福祉士の受験も可能となることから、より質の高い、安定した人材確保をすることができる。喀痰吸引等研修は、利用者に対し「たんの吸引」と「経管栄養」を行うことができる介護職員等を養成する研修である。 (2) 千葉県「介護人材確保対策事業」を財源の一部としている。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ その他 (高齢者支援計画)								
4 算出基準(算式)		〈補助率〉受講費用全額（ただし上限額は、千葉県が予定している改正に準ずる） (助成件数) 令和4年度（初任者研修13件、実務者研修16件） 令和5年度（初任者研修5件、実務者研修16件） 令和6年度（初任者研修8件、実務者研修4件）※令和7年2月1日現在 【令和7年度予算：2,043,000円】 初任者研修 66,000円×10件=660,000円、実務者研修 92,000円×14件=1,288,000円 生活援助従事者研修 25,000円×1件=25,000円、喀痰吸引等研修 70,000円×1件=70,000円 ※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C 2,043		国補助率 0	県等補助率 75%	市補助率 25%	国・県等補助金額B 1,532	市補助負担額C 511
※ 有・・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度	4 年度（千円）		5 年度（千円）		6 年度見込（千円）			
		予算額（当初）	2,775		2,185		2,115			
		決算額	1,225		872		1,950			
		補助件数（件）	29		21		35			
7 本補助金の終期に対する考え。		介護が必要となった高齢者が、必要な介護サービスを利用しながら安心して生活するためには介護職員の確保と質の高いサービス提供が必須である。本補助金は、サービス提供の質を向上させるために、各種の研修を受講した際の助成を行うもので、本市の事業所に勤務する介護職員の育成に寄与している。 今後の高齢者人口の増加を踏まえ、介護人材の確保と質の維持を図るため事業の継続が必要と考えるが、介護人材の充足、質の高い介護人材が十分確保されたと判断できた場合は終期と考える。								

補助金等概要調査票

補助金番号		介護特会 3			補助金名			提出日	令和7年2月21日	
款	項	目	大事	小事	介護職員処遇改善事業補助金			担当課名	介護支援課	
1	1	1	2	52	「補助金等の開始時期 令和 4 年度 3年経過」			電話番号	04-7150-6531	
根拠規則・要綱等					流山市介護職員処遇改善事業補助金交付要綱			所属長名	岩井 雄二	
令和7年度予算確定額					118,800千円			「参考」 （令和6年度当初予算額） 88,776千円		
								（令和6年度現計予算額（補正後）） 114,372千円		
1 補助金等の趣旨、目的		市内の介護保険サービス事業所等への介護職員の就労を促し、介護人材の確保を図るとともに、本市介護保険被保険者に対する介護保険サービスの質を維持向上させるため、当該介護保険サービス事業所等に配置される経験・技能を有する介護職員・介護支援専門員について1人当たり月額9,000円の賃金改善を行う。								
		補助金等の交付先を記入→ 例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等			申請のあった法人					
2 内容・効果		市内介護サービス事業所に勤務する介護支援専門員または、介護福祉士資格を有する介護職員であって、月128時間以上勤務する者に対し、給与とは別に月額9,000円を補助するもの。 介護支援専門員及び介護職員の処遇改善を行うことにより、市内介護サービス事業所への就労及び定着と、資格、経験を持つ介護福祉士を確保することにより、提供する介護保険サービスの質の向上が期待できる。								
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ <u>その他</u> （高齢者支援計画）								
4 算出基準（算式）		<p>・補助対象者 ①介護福祉士資格かつ週32時間(月128時間)以上勤務する介護職員等 ②介護支援専門員資格かつ週32時間(月128時間)以上勤務する介護支援専門員</p> <p>・補助金額 一人あたり月額9,000円 ①957人×9,000円×12か月=103,356,000円 ②143人×9,000円×12か月= 15,444,000円 合計 1,100人×9,000円×12か月=118,800,000円 ※令和7年度は令和6年度の対象人数実績見込みの10%の伸び率で算出する 998人×110%≒1,100人</p> <p>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</p>								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		有	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
		無			0					
※ 有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）										
6 補助金の推移		年 度		4 年度 (千円)		5 年度 (千円)		6 年度見込 (千円)		
		予算額 (当初)		123,120		113,400		88,776		
		決算額		62,658		68,715		114,372		
		補助件数 (件)		80		86		127		
7 本補助金の終期に対する考え。		介護職員、介護支援専門員の人材確保に対する策として、国単位での新たな補助や施策により、市独自の処遇改善以上の効果があり、市内の介護サービス事業者がサービス需要に対して十分に対応できる職員数を維持できる状況となった場合を事業の終期と考える。国の動向を注視するとともに、処遇改善事業補助金の効果を検証し、継続を判断していく。								

補助金等概要調査票

補助金番号		介護特会 4			補助金名			提出日	令和7年2月21日
款	項	目	大事	小事	地域密着型サービス等施設整備事業補助金			担当課名	介護支援課
1	1	2	1	1				「補助金等の開始時期 平成18年度 19年経過」	
根拠規則・要綱等					流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金 交付要綱(平成18年流山市告示第95号)			所属長名	岩井 雄二
令和7年度予算確定額					39,600千円			「参考」 (令和6年度当初予算額 0千円) (令和6年度現計予算額(補正後) 0千円)	
1 補助金等の趣旨、目的		要介護者及び要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、現行の流山市高齢者支援計画に基づき地域密着型サービス等を提供する施設等を整備する者に対し、その経費の一部を流山市補助金等交付規則(昭和42年流山市規則第14号)に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものである。							
		補助金等の交付先を記入→ <small>(例) 申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			地域密着型サービスの運営事業者				
2 内容・効果		千葉県所管の千葉県地域医療介護総合確保基金を財源として、地域密着型サービス事業所の施設整備及び開設準備に要する経費の合計額(施設の種別に応じて定める限度額内)について補助金を交付する。 これにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の構築をする。							
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ その他 (高齢者支援計画)							
4 算出基準(算式)		○小規模多機能型居宅介護事業所の改築(再改築) 39,600,000円*1施設 <small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small>							
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載	総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C
				39,600	0	100%	0	39,600	0
※ 有・・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・・市単独の補助事業(事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む)									
6 補助金の推移		年 度		4年度 (千円)	5年度 (千円)	6年度見込 (千円)			
		予算額(当初)		0	12,460	0			
		決算額		0	0	0			
		補助件数(件)		0	0	0			
7 本補助金の終期に対する考え。		高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する地域密着型サービスを提供する施設等に対し、施設整備を行う事業に予算の範囲で補助をするものであるが、本予算は県費で100%負担しているため、県費の補助率割合が変更される、また、県の補助事業が終了する場合に事業の存続を検討する必要があると考えられる。							

補助金等概要調査票

補助金番号		介護特会 5			補助金名			提出日	令和7年2月21日																															
款	項	目	大事	小事	介護予防・生活支援総合事業B型補助金			担当課名	介護支援課																															
3	1	1	5	2	「補助金等の開始時期 平成28年度 9年経過」			電話番号	04-7150-6531																															
根拠規則・要綱等					流山市住民主体型サービス事業補助金交付要綱			所属長名	岩井 雄二																															
令和7年度予算確定額					1,110千円			「参考」 (令和6年度当初予算額) 1,175千円)																																
								(令和6年度現計予算額(補正後) 1,175千円)																																
1 補助金等の趣旨、目的		<p>高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り住み続けられる地域づくりを目指して、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に基づく、第1号事業の多様なサービスを増やすため、通いの場や生活支援等を住民が主体となって行う団体に、初期整備費用（初年度のみ）及び運営費の一部を流山市補助金等交付規則に基づき、予算の範囲内において補助するもの。</p>																																						
		補助金等の交付先を記入→ <small>例）申請のあった市民、自治会、〇〇協議会、〇〇連合会等</small>			法第115条の45に基づく第1号事業を実施する団体																																			
2 内容・効果		<p>【内容】地域の住民同士が支え合い、介護保険サービスではまかないきれない、地域の高齢者の「ちょっとした困りごと」を手伝う団体の立ち上げ及び運営を支援するもの。 【効果】少子高齢化が進み、介護の担い手の確保が困難となる一方、支援が必要な高齢者は年々増加している中で、介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、介護保険サービスではまかないきれない高齢者の「ちょっとした困りごと」を地域住民同士の助け合いで解決することは、住み慣れた地域で高齢者が生活を継続するための一助となる。 また、支える側となる地域住民は、活動により社会参加することで、介護予防につながる事が期待できる。</p>																																						
3 対象事業の施策的な位置付け		基本計画・実施計画・ その他 (高齢者支援計画)																																						
4 算出基準(算式)		<table border="0"> <tr> <td>・初期整備費用</td> <td>(新規のみ)</td> <td>1か所*</td> <td>150,000円/年=</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>・訪問型B</td> <td>(新規)</td> <td>1か所*</td> <td>360,000円/年=</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(継続)</td> <td>1か所*</td> <td>360,000円/年=</td> <td>360,000円</td> </tr> <tr> <td>・通所型B</td> <td>(継続)</td> <td>2か所*</td> <td>100,000円/年=</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>・訪問型D</td> <td>(継続)</td> <td>1か所*</td> <td>40,000円/年=</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">計 1,110,000円</td> </tr> </table> <p><small>※予算額の積算根拠がわかるように記載すること。</small></p>									・初期整備費用	(新規のみ)	1か所*	150,000円/年=	150,000円	・訪問型B	(新規)	1か所*	360,000円/年=	360,000円		(継続)	1か所*	360,000円/年=	360,000円	・通所型B	(継続)	2か所*	100,000円/年=	200,000円	・訪問型D	(継続)	1か所*	40,000円/年=	40,000円	計 1,110,000円				
・初期整備費用	(新規のみ)	1か所*	150,000円/年=	150,000円																																				
・訪問型B	(新規)	1か所*	360,000円/年=	360,000円																																				
	(継続)	1か所*	360,000円/年=	360,000円																																				
・通所型B	(継続)	2か所*	100,000円/年=	200,000円																																				
・訪問型D	(継続)	1か所*	40,000円/年=	40,000円																																				
計 1,110,000円																																								
5 国・県等の補助金等の有無・割合		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	有の場合の国県等・市の補助率及び国県等補助額、市補助負担額を記載		総事業費A=B+C	国補助率	県等補助率	市補助率	国・県等補助金額B	市補助負担額C																														
			1,110			25.00%	62.50%	12.50%	971	139																														
※		有・国・県等の補助金が市の歳入歳出予算に計上され、市の補助金と合わせて支出される事業 無・市単独の補助事業（事業者等が、直接国県等の補助を受けている事業を含む）																																						
6 補助金の推移		年度	4年度 (千円)		5年度 (千円)		6年度見込 (千円)																																	
		予算額(当初)	975		675		1,175																																	
		決算額	225		225		600																																	
		補助件数(件)	2		2		2																																	
7 本補助金の終期に対する考え。		<p>支えられる側・支える側の双方に良い作用が働く可能性があることに加え、介護職員が不足する中で介護保険サービスに依らずに地域住民で高齢者を支える本制度は公益性が高く、今後も必要と考える。 活動団体が市からの補助金なしで自立してサービスを提供できる状況になった時が終期となるが、団体の状況を踏まえて支援の必要性を考えていく。</p>																																						